

琴平町第3次地域福祉計画 地 域 福 祉 活 動 計 画

令和6年度～令和11年度

令和6年3月

琴 平 町
琴平町社会福祉協議会

第3次地域福祉計画の策定にあたって

近年では、少子高齢化、人口減少や核家族化が進むとともに、ライフスタイルの変化や個人の価値観の違いなどにより、地域のつながりが希薄化する中、それらを取り巻く環境の変化等により、ひきこもりなどによる地域や社会からの孤立、支援拒否（セルフネグレクト）、ヤングケアラーやダブルケアなどの介護問題、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加による孤独死など様々な課題が増加しています。



本町ではこれまで、「子ども」、「高齢者」、「障がい者」、「生活困窮」といった、各分野の福祉課題に対して、琴平町社会福祉協議会と共に連携し、課題解決に向けた取り組みを行い、それぞれの課題に対しては一定の成果が上がったと思われませんが、地域の福祉課題はさらに複合化、複雑化しており、これまでどおりの各分野における支援体制では、対応できない状況となってきました。

このため、第3次地域福祉計画では、前回計画を引き継ぎながら社会福祉協議会の活動指針となる地域福祉活動計画を一体的なものとして協議を重ね、他人事ではなく「我が事」として、支援が必要な人を「丸ごと」支えていくことで、地域共生社会の実現を目指すことができるよう、基本理念を「みんなで気づき みんなで築く 地域共生社会」と掲げ、町、社会福祉協議会、地域包括支援センターや各種団体・機関が一体となり、様々な相談を包括的に受け止め、支援が必要な人の課題解決に向けた取り組みができる内容として策定しました。

また、令和6年度からは、「重層的支援体制整備事業」を実施し、属性を問わない相談支援、参加支援や地域づくり支援の3つの支援を柱に、関係機関と連携し、制度の狭間にある課題を抱えた住民にも寄り添った支援体制づくりに取り組んで行く所存であります。

結びに、本計画の策定にあたり、地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査に答えていただいた住民の皆様及び中学生の生徒様並びにパブリックコメントを通じていただいた貴重なご意見やその他関係団体等からのご指摘・ご意見に、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも、計画の推進に向けて一層のご協力・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

琴平町長 片岡 英樹

第3次地域福祉活動計画の策定にあたって

この度、琴平町第3次地域福祉計画策定にあわせてこれからの社協の取組を中期的に展望し活動の目安として計画いたしました。

これまで本町におきましては、地域住民の皆さんのご理解とご協力により「地域福祉によるまちづくり」が継続的に展開されてきました。琴平町社会福祉協議会は法人化して40年という節目の年でもあり、社協としてもこれから行政が取り組む重層的支援体制整備事業を契機として将来に向け取組を見直す好機となりました。



地域では福祉委員活動として見守り・声掛け活動やひだまりクラブ活動、また、町内婦人会等による毎日型食事サービスへの協力をはじめ地域交流行事や社会教育活動が継続的に取り組まれています。また、子どもたちの育ちや子育てを支援するボランティア活動、高齢期の健康や体力づくりを支援するボランティア組織など多世代にわたる活動など多様な活動が展開されています。そして、琴平、榎井、五條、象郷の地区ネットごとに地域の特性に応じ地域生活課題の発見や解決をめざす取り組みなど住民生活に即した活動「福祉でまちづくり」が始まっています。

社協では令和元年度から地域包括支援センターを受託しました。これまでの介護相談や障がい者相談、困窮者自立相談に加えた福祉総合相談窓口として、住民の皆さんから「困ったときはとりあえず社協」と言っていただけの相談支援の役割を担っています。

人口減少、少子高齢社会による社会変化の中で、これからの地域共生社会の実現に向けた取り組みは住民と行政の協働による新しい地域福祉の推進といえます。制度サービスだけでなく地域のなかで「支える、支えられるでない、支えあう」活動が地域づくりにつながるものとして社協としても推進をめざします。

最後になりましたが、第3次計画の策定にあたり、ご尽力を頂きました関係者の皆様に心より感謝いたします。何より、「誰もが安心して暮らせる住民主体のまちづくり」に今後とも引き続いてご支援くださいますようお願い申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人琴平町社会福祉協議会
会長 越智 和子

琴平町第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の趣旨	1
2. 地域福祉とは	2
3. 計画の概要	2
(1) 計画策定の根拠	2
(2) 計画の位置づけ	3
(3) 計画期間	4
4. 第2次琴平町地域福祉計画の評価	4

第2章 地域福祉をめぐる琴平町の現状

1. 統計からみる本町の現状	5
(1) 人口推移(琴平町人口ビジョン)	5
(2) 人口ピラミッド	6
(3) 地区別人口	7
(4) 高齢者の現状	8
(5) 児童の現状	8
2. 介護や支援を必要とする住民の現状	9
(1) 要介護認定者・障がい者の現状	9
(2) 生活困窮者の現状	10
3. 地域を支える団体の現状(社会福祉協議会・地域包括支援センター等その他団体)	10
4. アンケートからみえる本町の現状	15

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	20
2. 基本方針	20
3. 計画の体系	21

第4章 施策の展開

基本方針1 地域を支える人づくり	22
基本方針2 誰にもやさしい地域づくり	28
基本方針3 安心・安全のまちづくり	33
基本方針4 支援が必要な人を支える仕組みづくり	39

第5章 計画の推進に向けての方向性

1. 計画の推進体制	49
2. 地域福祉計画とSDGs	50
3. PDCAサイクルによる進行管理	50

第6章 各種相談窓口一覧

51

資料編

琴平町地域福祉計画策定委員会委員名簿	53
アンケート結果(町民用調査・中学生用調査)	別紙

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨

近年、少子高齢化の進行とともに生活環境や家族形態も変化し、核家族化や単身世帯が増加している中、個人の価値観やライフスタイルも多様化することにより、地域のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

特に、従来からある「虐待」、「貧困」、「ひきこもり」に加え「支援拒否等」による社会からの孤立、「2025年問題」や「8050問題」また、「ダブルケア」や「ヤングケアラー」など、これまでのような福祉の分野別支援では対応が困難な複合化・複雑化した福祉課題が生じています。

これらの福祉課題に対応した、誰もがより豊かで、安心・安全に生活を送るためには、高齢者、障がい者、子どもや子育て世代、生活困窮者などが、それぞれの対象に応じた福祉サービスを充実していくことはもとより、子育てや介護の悩みを共有できる場をつくり、個々の生活関連分野全般にわたる総合的な支援体制が必要となってきました。

琴平町第2次地域福祉計画では、平成28年に改正された社会福祉法を基に、社会福祉協議会や地域包括支援センター等と連携しながら、民生委員・児童委員協議会や保護司会、また自治会、婦人会、子ども会、老人クラブや各種ボランティア団体など身近な地域を単位とした組織に加え、学校、こども園、福祉事務所や企業・商店など、様々な組織・団体等と共に、他人事ではなく「我が事」として支援が必要な人を「丸ごと」支えていく「地域共生社会」の実現を目指し推進してまいりました。

こうした中、令和2年6月に成立した改正社会福祉法では、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」が創設され、市町村において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施することが求められています。

第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）は、第2次地域福祉計画を受け継ぎ、来年に迫った2025年問題を始めこれからの琴平町の複合化・複雑化した地域福祉の新たな指針として「琴平町障がい者福祉計画」、「琴平町高齢者保健福祉計画・第9期琴平町介護保険計画」や琴平町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」等を包含した内容として策定するものです。

2 地域福祉とは

社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)では、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)と定義されています。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、生活をより豊かで、安心・安全に暮らせるために、自分の事は自分で行う(自助)、近隣や地域で支え、助け合う(互助)、介護保険、医療保険や各種費用負担等、制度化された相互扶助である(共助)、仕組みづくりや補助金、制度化された社会保障に係る社会福祉制度(公助)、により、互いが協力して連携することにより、一人ひとりの多様化した福祉ニーズに対応し、その人らしい生活が実現できるように地域が一体となり取り組んでいくことです。

また、公助だけでは十分対応できない制度の狭間があり、その制度の狭間を丁寧に拾い上げていき、必要なサービスに繋げたり、生み出したりという事でもあります。日常生活の中で何らかの支援が必要な人を、地域を基盤として包み込み、支えていく「互助」「共助」の仕組みが中心となり、その推進にあたっては、地域住民、行政、社会福祉協議会、関係機関他との連携・協働が大切になります。

3 計画の概要

(1) 計画策定の根拠

本町が策定する地域福祉計画は、法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けるものです。

法抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

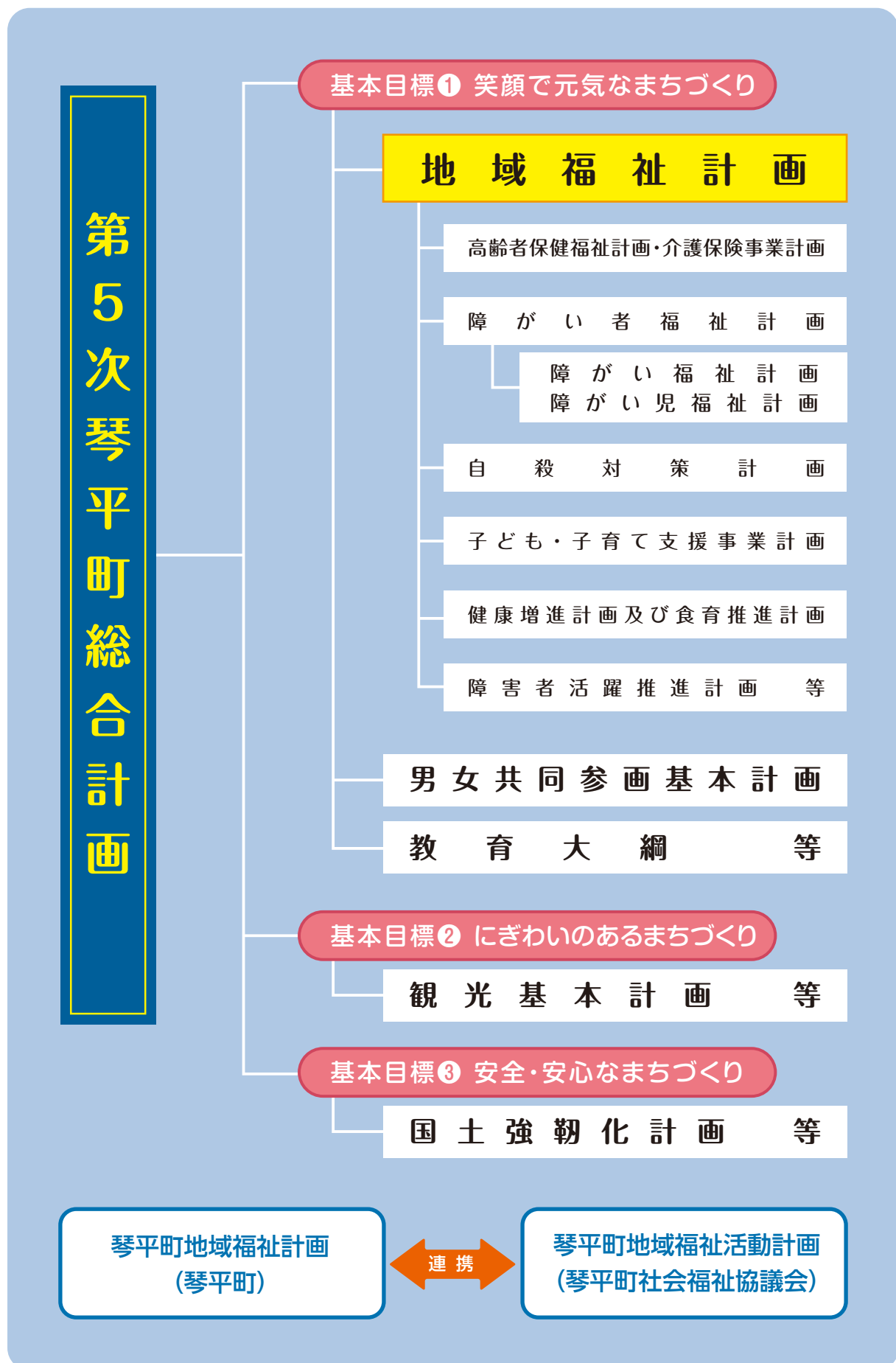
.....

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(2)計画の位置づけ



(3) 計画期間

計画期間は、町における他の福祉や保健の計画との整合性を図る必要があることから、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間とし、国の政策や町の取り組み状況により、随時見直しを行っていきます。

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第3次地域福祉計画						
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画						
障がい者福祉計画						
障がい福祉計画 障がい児福祉計画						
子ども・子育て支援事業計画						
健康増進計画・食育推進計画 自殺対策計画						
琴平町社会福祉協議会 地域福祉活動計画						

4 第2次琴平町地域福祉計画の評価

琴平町第2次地域福祉計画では、平成30年3月に策定し、各関係機関と共に連携を行いながら、今日まで様々な課題に取り組んでまいりました。

令和元年には、地域包括支援センター業務を社会福祉協議会に委託し、相談から支援につながるような、総合的な相談窓口の取り組みを進めてきました。

しかしその後、地域社会を取り巻く状況は大きく変化し、複雑で複合的な課題を抱える人の相談が増加してきた中、令和2年(2020年)3月頃から世界的にパンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症により、多くの方が外出を控えることとなり、人と人の繋がりが希薄化し、引きこもりや孤立世帯の増加、更に令和4年(2022年)2月に勃発したロシアにおけるウクライナ侵攻の影響により物価の高騰、光熱費の増額が続き、弱者に対して非常に、厳しい追い打ちをかけるような状況が続いています。

このような情勢の中、令和3年度(2021年度)から重層的支援体制整備事業の本格実施に向け、事業を社会福祉協議会に委託し、官民の連携・協働について取り組んできました。

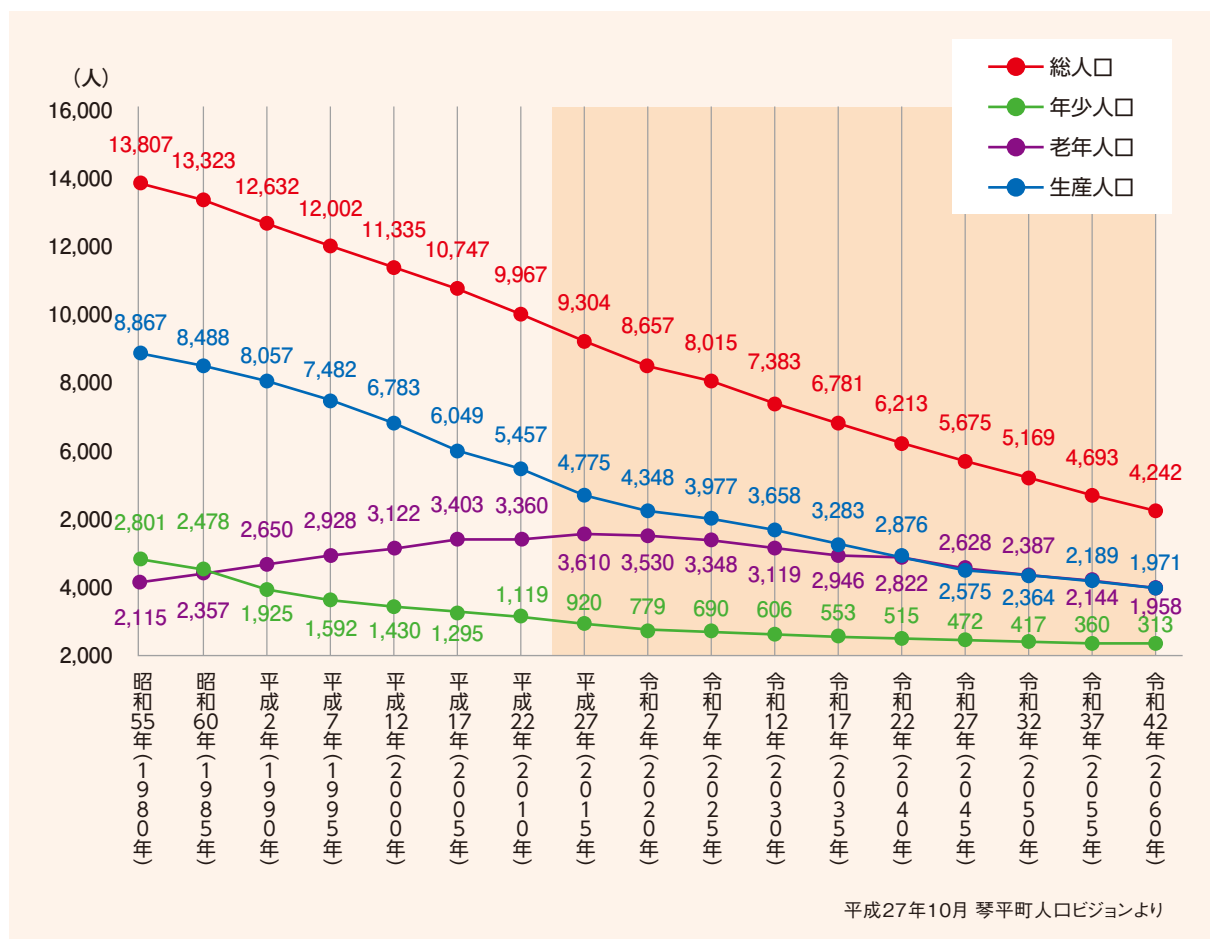
社会福祉協議会では、フードバンク活動を通じた生活困窮者支援の体制の強化を図るなど様々な取り組みを実施するなか、令和5年度(2023年度)からは町、社会福祉協議会、地域包括支援センターでの実務者会議を継続的に開催するなど、相互の関係による理解と連携に努めてまいりました。

官民の連携強化が行なえたのは、第2次計画において、地域福祉計画と地域福祉活動計画を合同で策定し、取り組んできた成果と考えます。

第2章 地域福祉をめぐる琴平町の現状

1 統計からみる本町の現状

(1) 人口推移(琴平町人口ビジョン)



※令和2年(2020年)では、高齢者を1.2人で支えているのに対し、令和42年(2060年)には、高齢者1人を1人で支えることとなる。

琴平町人口ビジョンでは、令和2年の推計人口を8,657人と予想していましたが、現実には更に少ない8,468人となっており、減少率が7.8%と香川県内でもワースト3となっています。

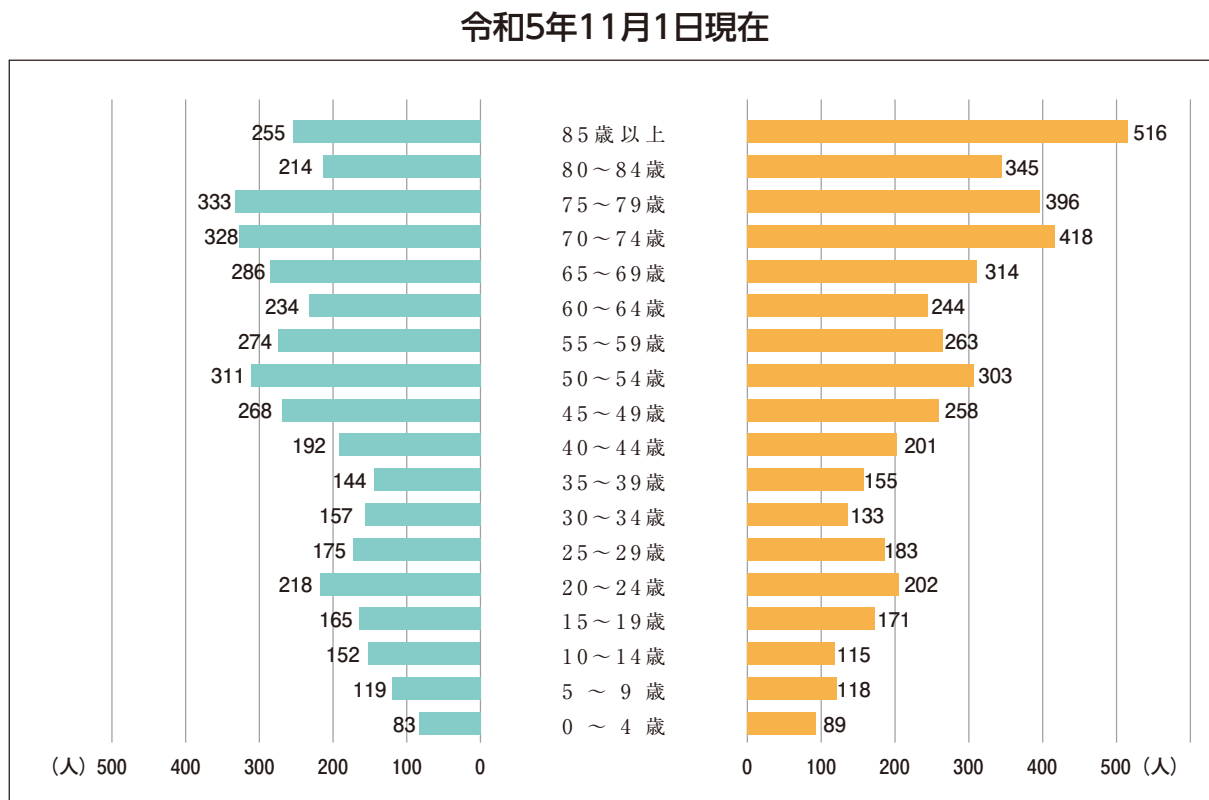
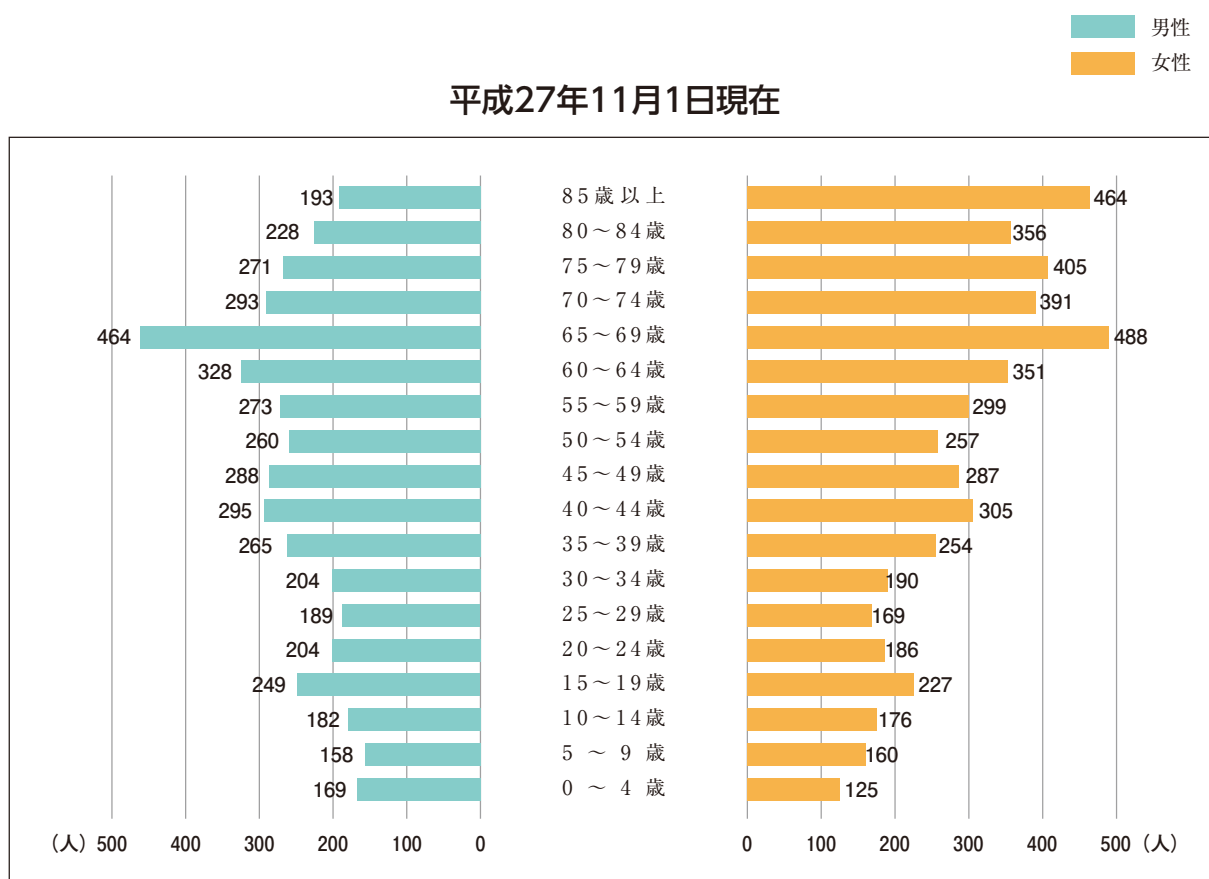
また、平成27年(2015年)をピークに、老年人口が減少している中、生産人口や年少人口も減少し、令和27年(2045年)には、老年人口が生産人口を上回り、その後は、ほぼ同じ傾きで減少するという予想となっています。そのため、生産人口1人に対して、高齢者1人を背負う形となります。

さらに、年少人口も減少の一途をたどり、1学年あたり20人前後の生徒・児童数となることから、小学校の統廃合は勿論、少子化対策の強化が必要となってきます。

なお、本町の人口の減少は自然減だけでなく、社会減にも要因があり、丸亀市、高松市や県外への流出が見られます。

そのため、人口減少率を少しでも減らすためには、琴平町に住みたい、移り住みたい気持ちをもってもらう事が重要であり、「小さくても みんなが笑顔で 幸せを感じるまち」の実現が求められています。

(2)人口ピラミッド 住基人口からみえる人口ピラミッド



平成27年時に比べ、令和5年までの9年間で、ピーク年齢は上がり、若年層の減少が進んでおり、つば型が顕著に現れてきています。

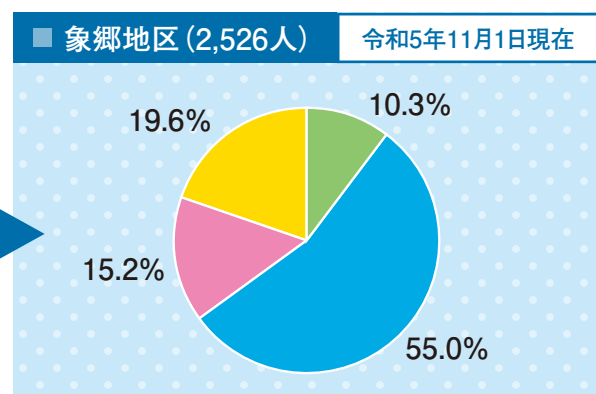
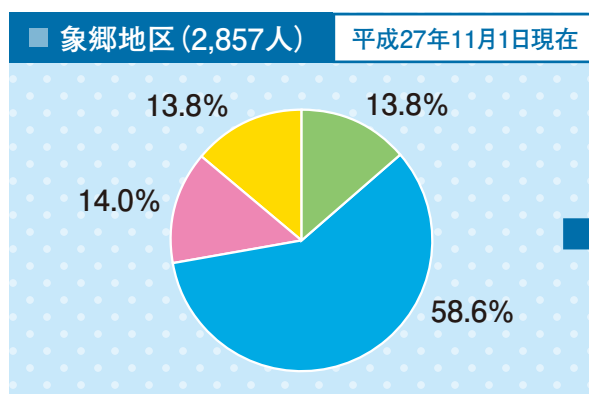
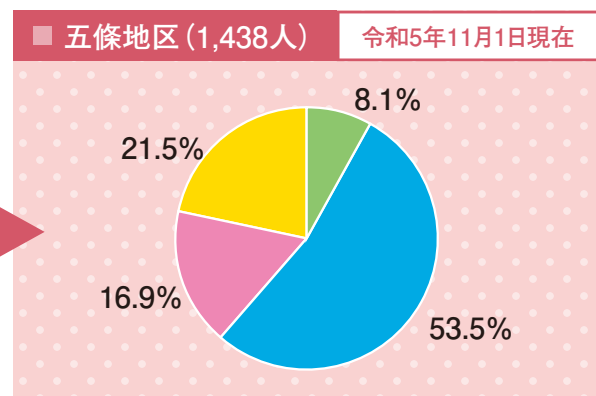
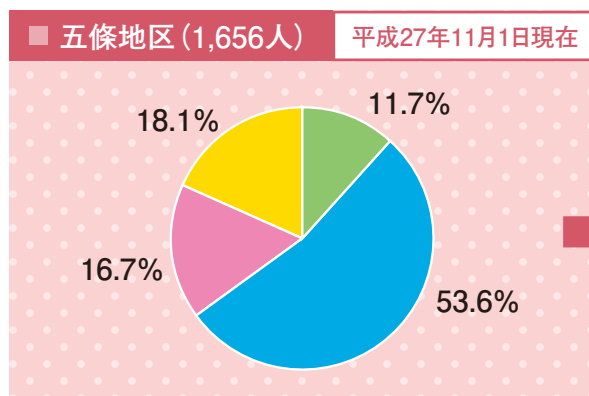
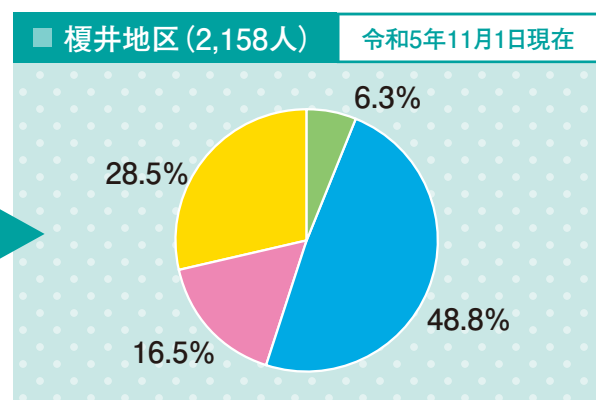
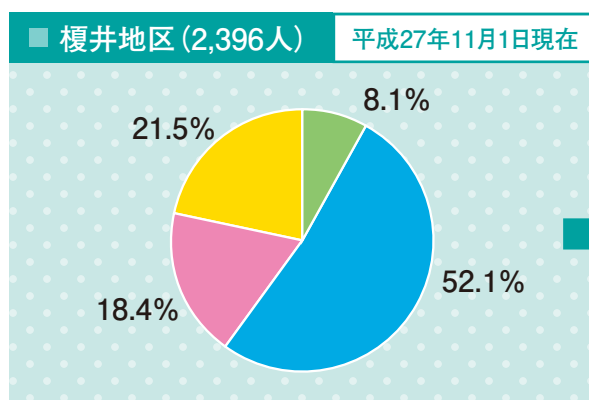
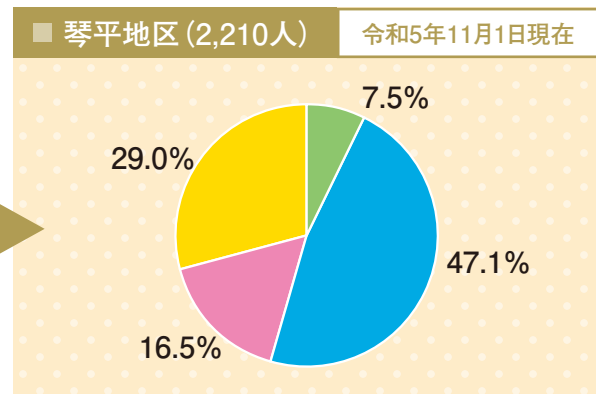
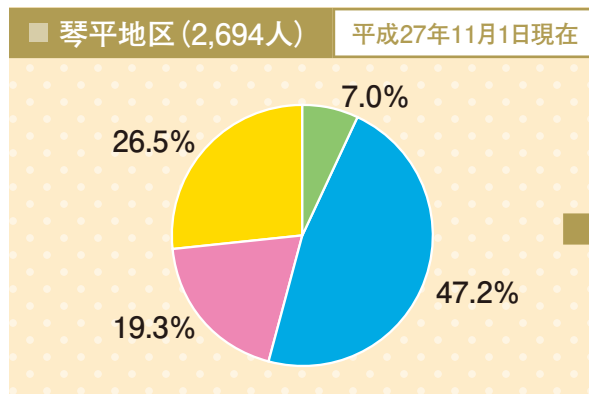
(3) 地区別人口

0～14歳

15～64歳

65～74歳

75歳以上



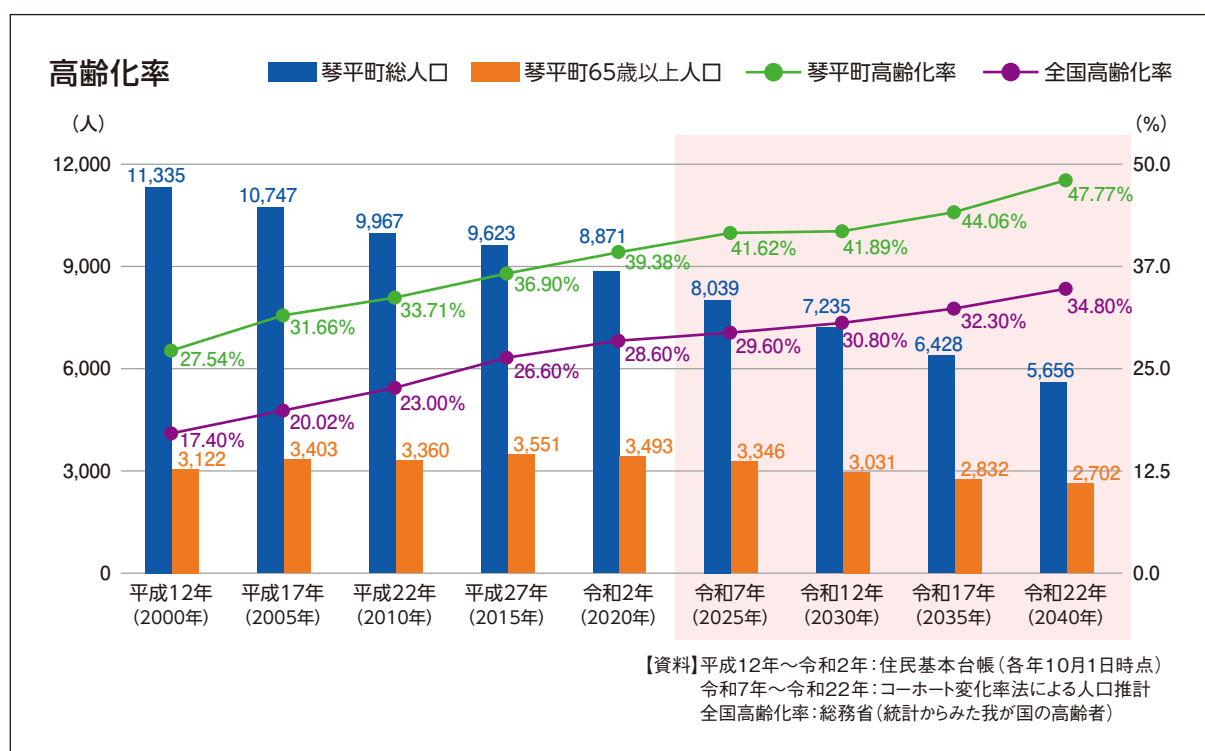
(4) 高齢者の現状

高齢化率が40%を超える本町での活性化を図るためにも、高齢者の豊かな知識や経験、技術などを活かし、次の世代に繋げていくことができるまちづくりが必要です。

住み慣れた地域で

- いつまでも元気で暮らせるように「生きがい」を見つけることができる
- 医療や介護などの「サービスの充実」をしていく
- 虐待や孤独死を減らす「地域での見守り」等ができる
- 悩みや生活課題を「相談」できる人がいる

まちづくりが必要となっています。



令和7年には後期高齢者人口がピークを迎えますが、その後も少子化の影響から年少人口や生産人口も減少をしていることから、高齢化率は増加傾向にあります。

(5) 児童の現状（各年度5月1日現在）

少子高齢化の進む本町では、各小学校の児童数も減少し、すべて1クラス学級となっており、今後さらに減少傾向にあります。

平成22年度からの14年間で、3小学校の児童数が222人（約43.5%減）、中学校では109人（約40.2%減）と年々減少傾向にあり、令和6年度から令和10年度の5年間における3小学校での推計では、平成22年度の半数以下と予想されています。平成23年度から始まった、琴平町子ども医療費助成制度の創設においては、児童・生徒に対する医療費の無料化を実施してきましたが、少子化を食い止めることができていないのが現状であり、他の何らかの対策が必要不可欠となっています。また、令和5年度から新たに始まった、こども園・小学校の学校施設等整備事業においても、学校等が整備されただけでは、児童・生徒が増加する要因とは考え難いと言えます。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
3 小 学 校	510	479	440	416	393	386	380	373	359
中 学 校	271	258	253	239	235	211	209	189	179

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3 小 学 校	353	346	326	304	288
中 学 校	167	168	171	168	162

令和6年度以降の推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
3 小 学 校	286	272	266	251	252

2 介護や支援を必要とする住民の現状

(1) 要介護認定者・障がい者の現状

介護保険制度では、要介護状態にある高齢者に要介護認定を行い、介護サービスを提供しています。

本町の令和4年度末の要介護認定者は、482人で、高齢者全体の1割強(11.2%)を占めています。

また、障がい者福祉制度では、各種支援を行うために、手帳交付制度があり、令和4年度末の身体障害者手帳所持者数は371人、療育手帳所持者数は86人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は82人となっています。

■要介護認定者数(令和4年度末)

区 分	人 数
要 支 援 1・2	174 (187)
要 介 護 1・2	234 (259)
要 介 護 3～5	248 (227)
合 計	656 (673)

下段()は、平成28年度末

■障害者手帳所持者数(令和4年度末)

	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
18歳未満	3 (5)	15 (21)	3 (1)
18歳～64歳	72 (92)	60 (49)	64 (37)
65歳以上	296 (419)	11 (8)	15 (11)
合 計	371 (516)	86 (78)	82 (49)

下段()は、平成28年度末

(2) 生活困窮者の現状

平成25年(2013年)に公布された生活困窮者自立支援法では、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方で、憲法でいう「最低限度の生活」を送ることが出来なくなる可能性がある人々のことを、生活困窮者と定義づけています。

具体的な収入制限はありませんが、「家賃が払えない」、「公共料金の滞納」、「債務」のような経済面での困窮に加えて「社会とのつながりが途切れている」、「孤立・孤独」、「働くことができない」場合も含まれます。

生活保護受給者との違いは、「収入基準額」、「資産の有無」、「扶養義務者(三親等以内)から援助を受けられるか」、「就労能力の有無」等で判断されます。

■生活保護受給者数

年月日	世帯数	人 数
平成30年4月1日現在	117世帯	145人
令和5年4月1日現在	115世帯	136人

3 地域を支える団体の現状(社会福祉協議会・地域包括支援センター等その他団体)

社会福祉協議会

琴平町社会福祉協議会は、法第109条に規定する地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、琴平町内における社会福祉を目的とする事業についての企画及び実施、住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝、連絡・調整や助成といった事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業などの活動を行っています。

琴平町社会福祉協議会では、高齢者福祉、障がい者福祉、生活困窮者福祉等のあらゆる分野の福祉事業を、行政や地域ボランティア団体等と連携をとり、地域の実情に応じた福祉課題に対して展開しています。

また、全国でも珍しい生活全般を支援していく「まるっと安心サービス」を実施し、生活全般を支援する取り組みも行っています。

地域包括支援センター

琴平町地域包括支援センターは、町が設置主体となり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置し、住民の健康の維持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする団体で、現在は町から社会福祉協議会へ業務委託をしています。

琴平町地域包括支援センターでは、包括的支援事業として、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、第1号介護予防支援事業や社会保障充実分では、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業や地域ケア会議推進事業等を行っています。

民生委員・児童委員及び主任児童委員

琴平町民生委員・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員の立場で、社会福祉活動に理解と熱意のある方から推薦され、町内には現在33名の方が委嘱されています。また、主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から、厚生労働大臣が指名し、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとして、琴平町では、2名の主任児童委員の方が指名されています。

民生委員・児童委員及び主任児童委員は町内各地区で、地域の子どもから高齢者まで全ての住民を対象として相談、助言や福祉ニーズの把握、福祉サービスの情報提供や支援など、常に地域住民と密になり、見守り等の様々な活動を行っており、福祉に関する知識や制度等の情報を適切に提供できるよう、月1回定例会を開催し研修の充実を図っています。

主任児童委員は、担当地区を持たず学校や児童相談所など関係機関と連携しながら、民生委員・児童委員への協力や援助などをしており、児童を中心に福祉活動を行っています。

しかし、複合化・複雑化した福祉課題に対する対応の困難さや民生委員・児童委員の後継者不足等、様々な課題が挙がっていることから、今後は、次の担い手となる民生委員・児童委員の後継者の育成が必要となってきています。



民生委員・児童委員の日 強化活動週間におけるPR活動



高知県佐川町において、民生委員・児童委員の交流研修

民生委員法(抜粋)

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

児童福祉法(抜粋)

第17条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

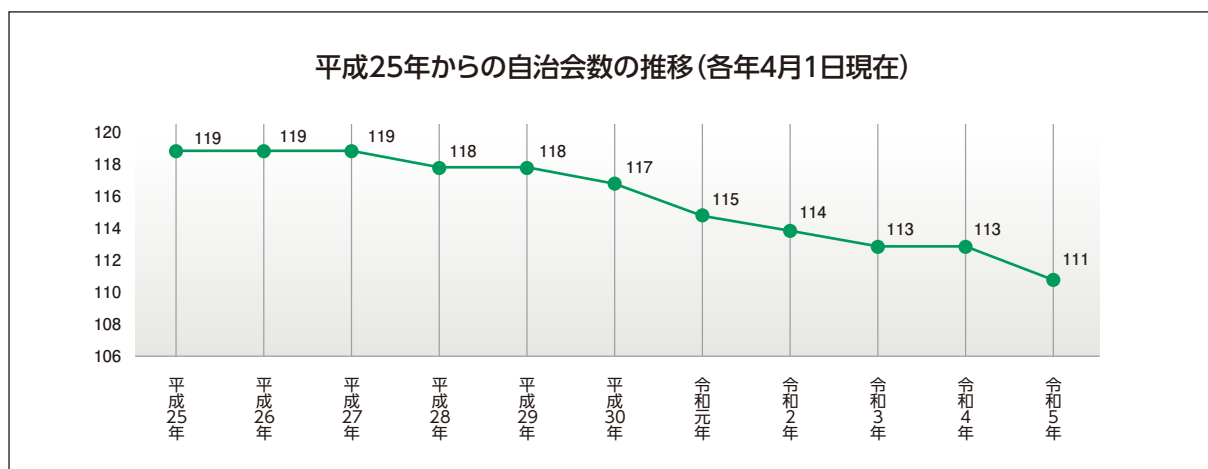
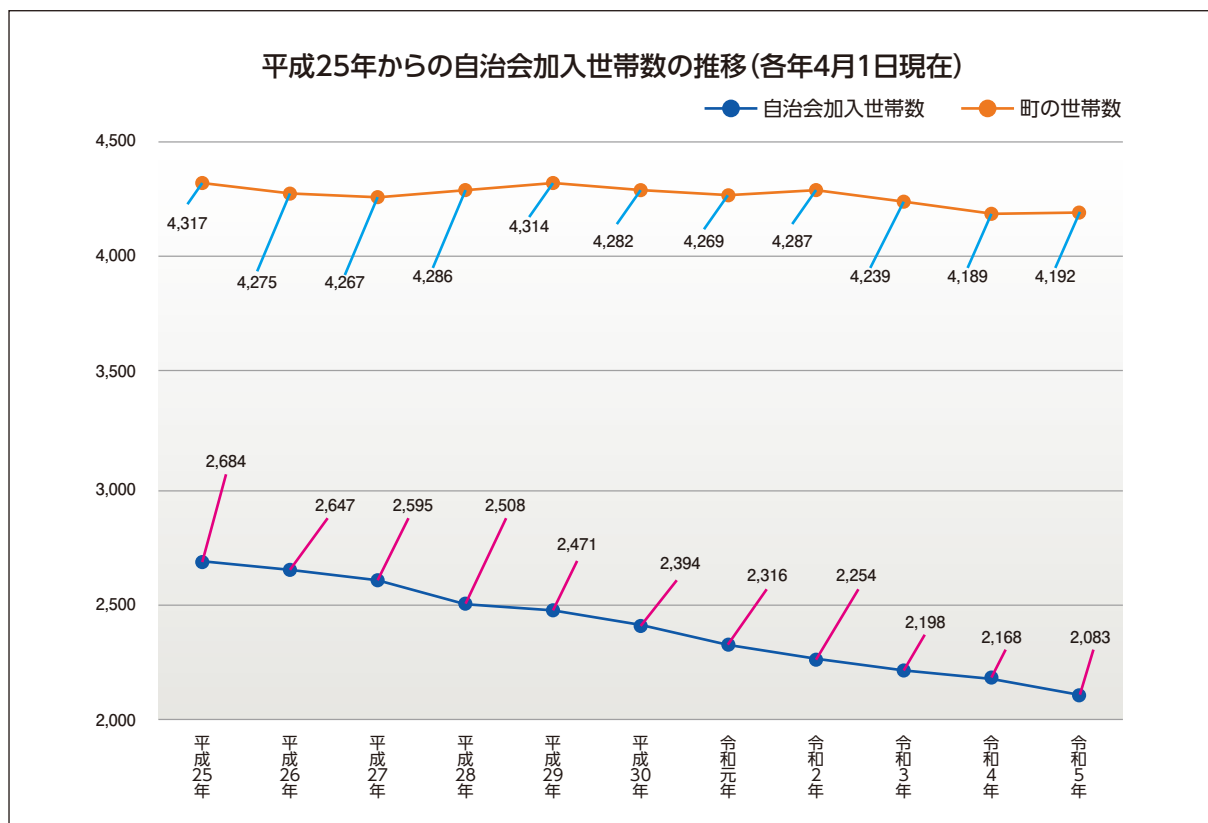
- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

自治会

自治会は、地域の課題を解決し、地域住民相互の親睦を図るために組織された、自主的・民主的な任意団体です。

一定の地域に住む人たちが、明るく住みよいまちづくりを目指して、互いに交流・協力し共通の生活環境を維持・発展させるとともに、地域における様々な問題を解決するため、地域でのふれあいの輪を広げ、人々の連帯意識の向上のために活動しています。

現在も地域コミュニティにおいて中心的な役割を果たしていますが、近年の自治会加入率の低下、少子高齢化に伴う人口減少から自治会活動が衰退しています。



町の世帯数においては、若干の増減があるものの、自治会加入世帯及び自治会数については、右肩下がりとなっており、年々減少傾向にあります。

婦人会

婦人会の目的は、婦人会会員相互の親睦・連絡・提携をはかり、各自の教養を高め、婦人の社会的責任を自覚し、公正にして健全なる社会の発展に貢献することを目的とする任意団体です。

琴平町では、主に4つの婦人会(琴平・榎井・象郷・豊明)があり、それぞれ地域の特性を生かした活動をおこなっています。

主な活動としては、青少年健全育成、ボランティア活動、交通安全活動、防火・防災活動、健康増進活動やくらしに関する各種研修会など様々な福祉活動を行っています。

また、婦人防火クラブとして、災害時の炊き出し訓練など消防団活動を裏から支える役割も果たしています。

老人クラブ

老人クラブは、高齢者の生きがいづくり、健康づくりや仲間づくりなど、地域社会の中で重要な役割を担う組織として活動しており、歳末チャリティーへの参加等の奉仕活動も積極的に行っている任意団体です。高齢化が進む本町において、令和元年には302名の会員に対し、令和5年には、292名と減少していることから、少子高齢化だけでなく、人口減少からも今後の活動に影響を与えています。

消防団

琴平町では、消防団本部を中心とし、小学校区ごとの分団(1～3分団)と町役場職員が主体の消防隊があり、万が一の火災や災害等に備え、97名(令和6年1月1日現在)の消防団員が常に訓練や機材点検などを行っています。

また、火災の時には、仲多度南部消防組合の隊員と連携をとり、火災の鎮火や延焼防止などの消火活動を行います。

さらに、台風や線状降水帯等による風水害に備え、警報発令時等には町内の巡回や土嚢づくりなど住民の生命や財産などの安全を守るために日夜活動を行っています。



令和5年度香川県消防操法大会(琴平町消防団)

ささえ愛隊

地域共生社会の実現を目指して、第一層協議体の「ささえ愛こんぴら」から生まれた住民参加型ボランティア団体です。サービスを受けたい人は登録制で10分以内100円と、住民が困っている「買い物に行けない」「電気や電池の交換ができない」「庭の草抜きをお願いしたい」「ゴミ出しを手伝ってほしい」など、ちょっとした困りごとに対し、寄り添った支援を実施する活動を行っています。

現在、活動隊員は25名、サービス利用者は29名、今後は活動隊員の勧誘やサービス利用者を増やしていくことが課題となっています。



ささえ愛隊の活動

415のわ(よいこのわ)

幼少期の絵本の読み聞かせは、感受性が豊かになる、想像力を育む、言語能力が身に付く、自己肯定感を高めたり、コミュニケーションが取れたりするなど色々な効果があると言われています。図書館の無い本町では、415のわが、公会堂を活動拠点として、各家庭から寄贈された絵本等を管理し、定期的に絵本の読み聞かせを行っています。

今では、子育て応援グループ415のわとして、「居場所づくり」、「相談の場」、「学びの場」として子育て世代に対して、支援するなど活動の場を広げています。



K³(ケースリー)

K³とは、「子育て」と「教育」を「考える」会の頭文字をとり、子育て中のお母さんたちを主として、子どもたちのためにできることを考えるために2013年に発足した子育て支援に取り組むボランティア団体です。3小学校交流会「キッズことリンピック」や「K³と遊ぼう」、また地元食材を使った「こんびっぴ焼き」の啓発活動、「制服・体操服や子ども服のリユース」などを企画開催し、子どもが子どもらしく健やかに成長できるよう、様々な活動をしています。



こんびっぴ焼き



制服・体操服や子ども服のリユース

まちじゅう図書館

本と繋がる小さな図書館を町内にあるカフェやお店、ゲストハウス、駅、銀行や病院など琴平町内に現在27か所設置し、誰でも無料で利用することができる図書館です。



ふれあいサロン

ふれあいサロンとして、自治会館、集会所、公民館や個人宅を利用して町内に、ひだまりクラブが34か所あり、月1回若しくは2ヶ月に1回程度、折り紙、手芸、頭の体操、健康体操、カラオケや料理作りなど、各ひだまりクラブの特徴を生かしてのプログラムを実施しています。

会員数も約600名と多くの方が参加しており、その中で、お互いが気にし合い、支え合える交流拠点と相談の場を担っています。

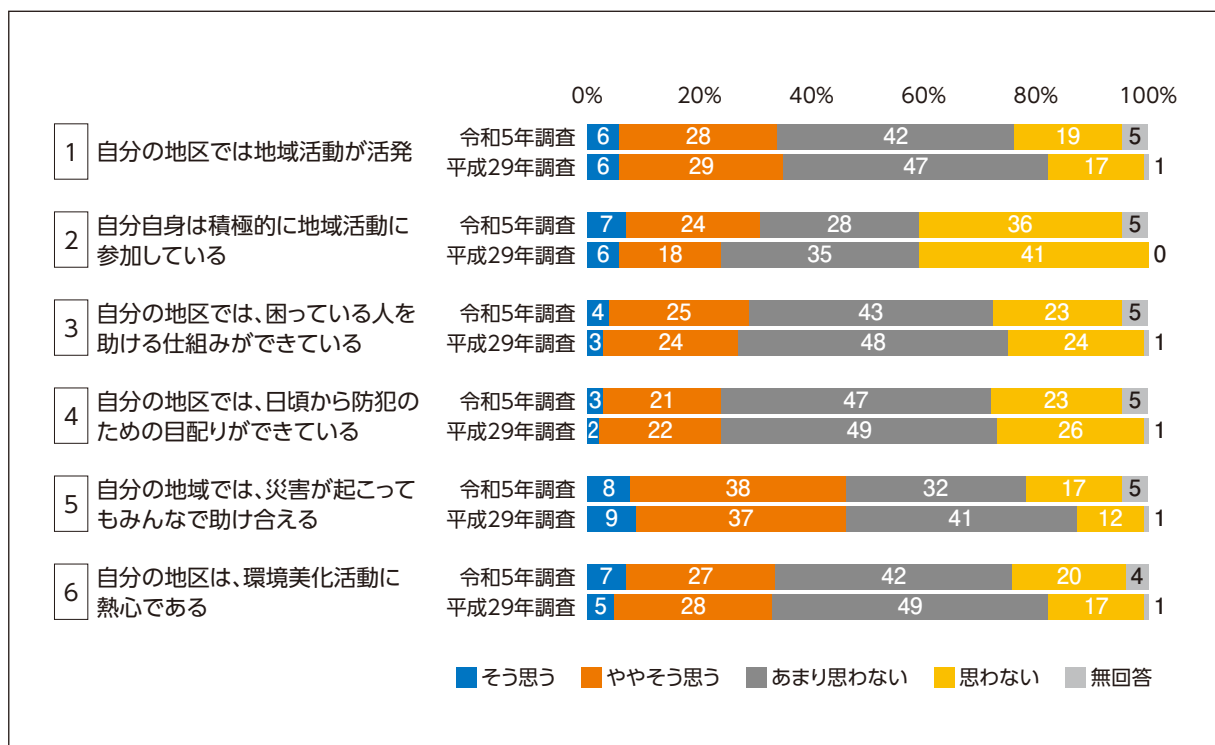
4 アンケートからみえる本町の現状

本計画を策定するための基礎資料とするため、町民と中学生を対象に令和5年9月から10月にアンケート調査を実施しました。本アンケート調査は、町の現状と推移を明らかにするために、平成29年に実施した内容とほぼ同じとしています。

調査票の種類	対 象	配布数	回収数	回収率
町 民 用 調 査	18歳以上の1,000名 (18歳～64歳の1,000名)	1,000 (1,000)	461 (330)	46.1% (33.0%)
中 学 生 用 調 査	中学生全員 (中学生全員)	162 (189)	147 (186)	90.7% (98.4%)

下段()書きは、平成29年

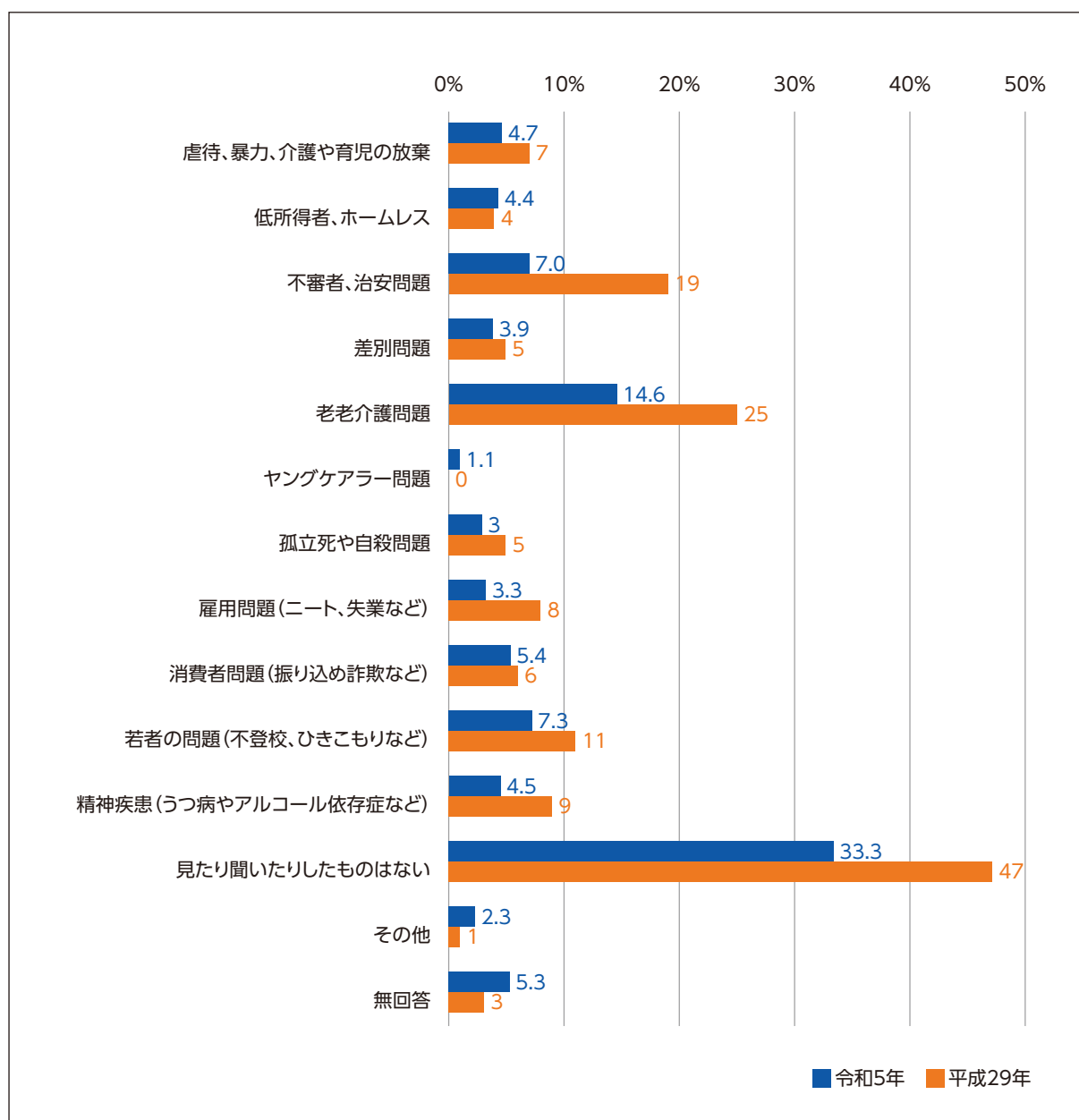
(1)住んでいる地区に対する評価(町民用調査)



平成29年の調査から令和5年の調査にかけて、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせると「①自分の地区では、地域活動が活発」では、35ポイントから34ポイントと若干減少していますが、「②自分自身は積極的に地域活動に参加している」、「③自分の地区では、困っている人を助ける仕組みができています」、「⑥自分の地区は、環境美化活動に熱心である」の設問に対しては、評価が若干増えている傾向があり、全体としては、自分の地域での活動に対して積極的になっている傾向にあると言えます。

しかし、「④日頃から防犯のための目配りができている」、「⑤災害が起こってもみんなで助け合える」に対しては変化がないことから、地域の活動をさらに活発にすることにより、防犯意識や防災・減災意識も高めていく必要があると考えられます。

(2) この1年間に町内で見聞きした福祉課題(町民用調査)(複数回答)

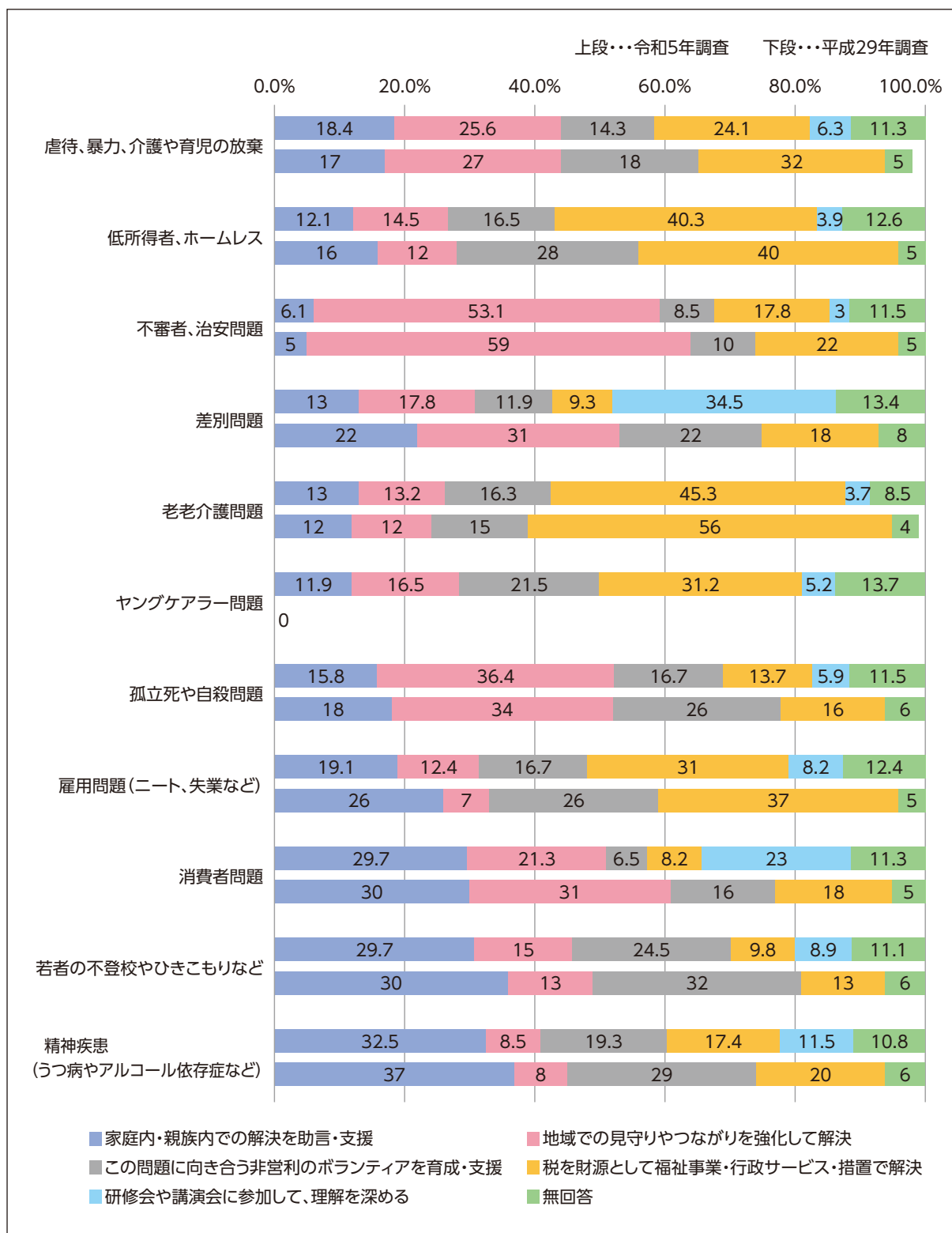


平成29年に比べ全体的に見聞きした件数は減少傾向にありますが、その他意見としてネグレクト(放任・ほったらかし)などがあがっています。コロナ禍において外出が少なくなることにより、見聞きする機会が減少したためとも考えられます。

なお、今回の調査から、近年社会問題の1つとして取り上げられている、本来は大人が担うような、家族の世話や介護などを行っている18歳未満の子どもの実情を把握する目的で、ヤングケアラー問題の設問を増やしています。

※ヤングケアラーの定義は国により異なります。

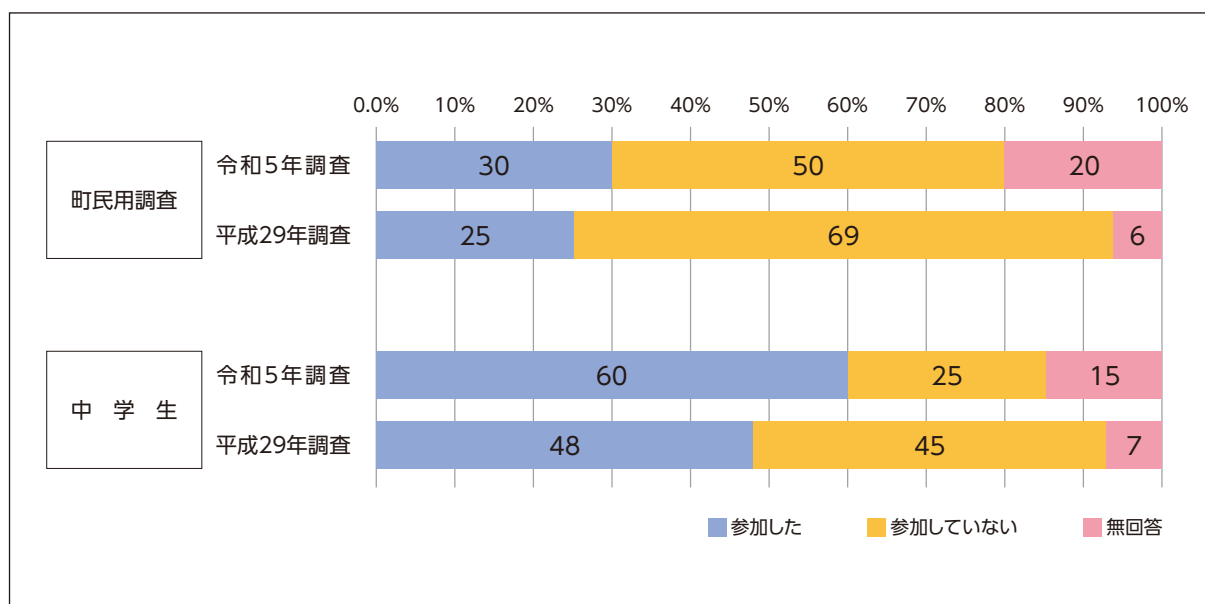
(3) 福祉課題に対する自助・互助・共助・公助の役割分担意識(町民用調査)



令和5年調査から、研修会や講演会に参加して理解を深める項目を追加した結果、消費者問題や差別問題については、研修会や講演会による課題解決を求める意見が多く、精神疾患や若者の問題については、平成29年調査も令和5年調査ともに家庭内等での解決を求める意見が3割近くあります。

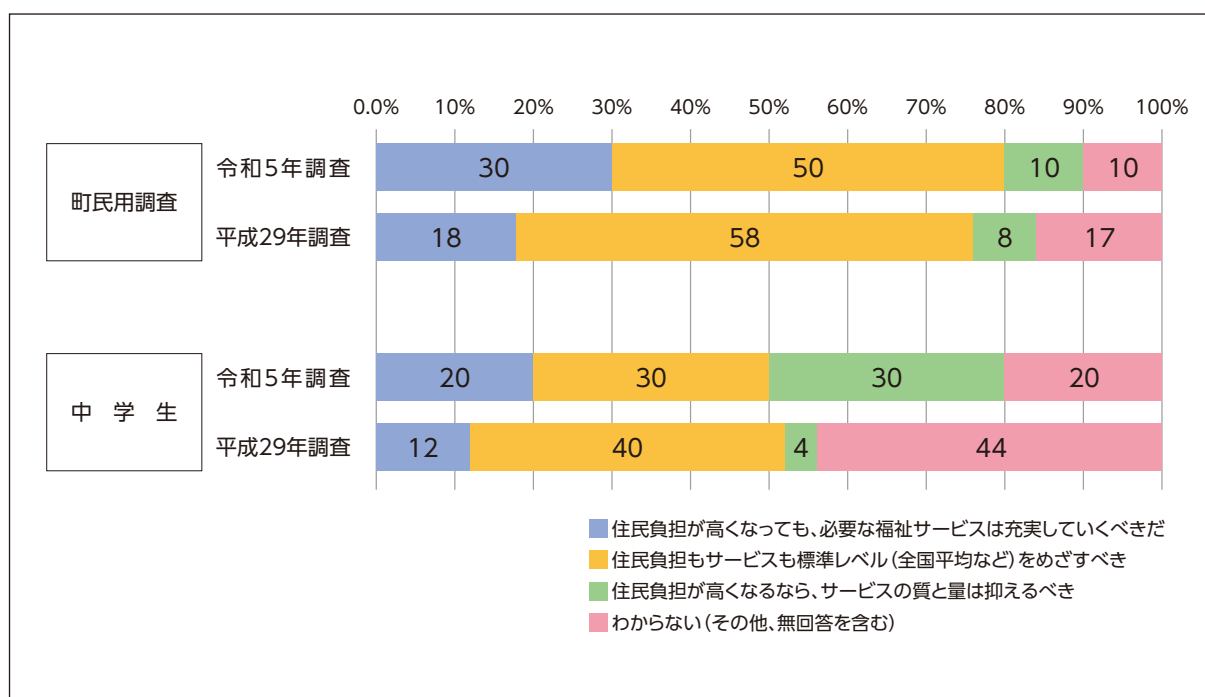
一方で、不審者や治安問題、孤独死や自殺問題に関しては、地域での見守りやつながりを強化して解決する意見が多く、課題ごとの対応が必要であると推測されます。

(4) ボランティアの参加率(町民用調査・中学生用調査)



ボランティア活動は、平成29年に比べ、町民及び中学生においても、参加率が増加しており、ボランティア意識の向上が伺えます。

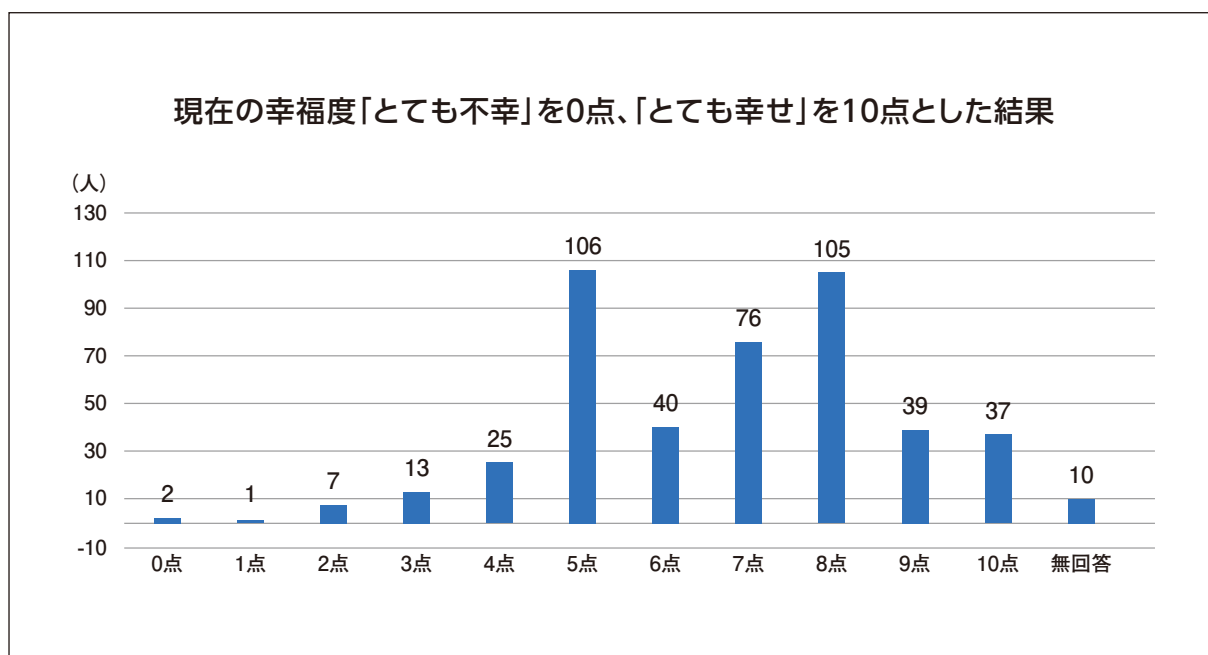
(5) 福祉の充実と住民負担増との関係に対する意識(町民用調査・中学生用調査)



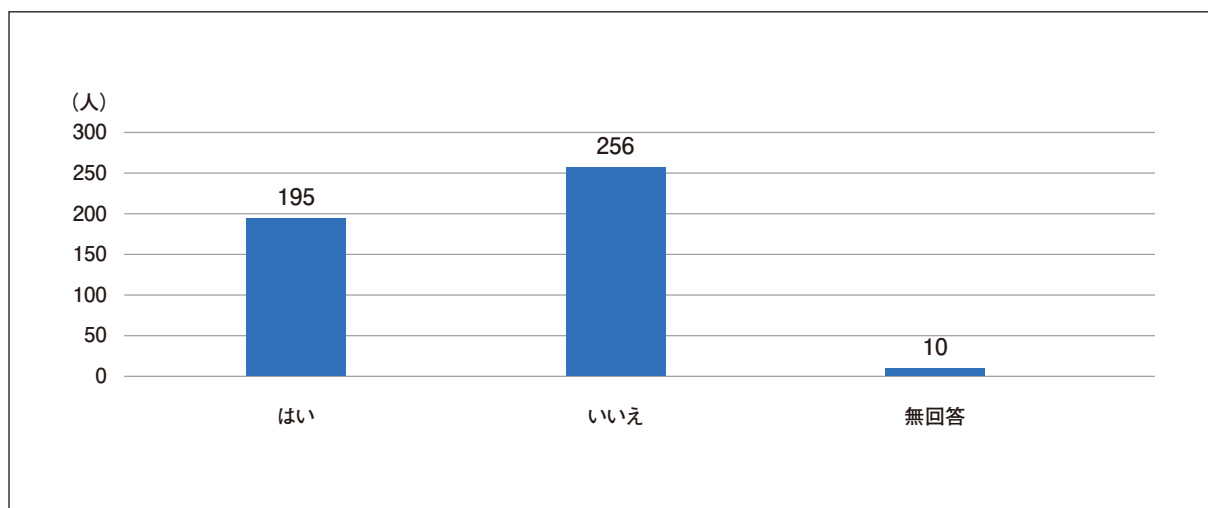
町民用調査では「住民負担もサービスも標準レベルをめざすべき」が平成29年に比べて若干減少している反面「負担が高くなっても、必要な福祉サービスは充実していくべき」となっており、全体的に標準レベルより上をめざす傾向にあると思われます。

中学生においても同様の傾向にある一方、「サービスの質と量は抑えるべき」の意見が増加しており、町民と中学生の認識の違いが伺えます。

(6) 現在の幸福度について(町民用調査)



(7) この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりしたことの有無(町民用調査)



幸福度の平均は約6.7ポイントと、幸せを感じている人が多い一方で、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりした方が195名(約42%)と比較的多い結果となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町は、自治会や婦人会、子ども会、老人クラブや各種ボランティア団体など、身近な地域を単位とした地域福祉活動が根付いており、学校、こども園、福祉事業所、企業・商店など、様々な組織・団体が地域に根ざした活動を行っています。こうして築き上げた人のネットワークにより、災害、犯罪など、万が一の事態に備え、お互いに見守り、支え合って成り立っています。

少子高齢化が進む中で、これからの関係を大切に育みながら、地域における福祉課題や生活課題を解決していくために、包括的かつ重層的な支援体制の整備を進めていきます。

2 基本方針

① 地域を支える人づくり

地域共生社会の実現を目指すため、一人ひとりの個性を尊重し、これまで築いてきた地域のつながりを大切にしながら、福祉教育の充実やボランティア意識の向上を図るための人づくりを目指します。

② 誰にもやさしい地域づくり

誰もが、住み慣れたまちで、安心して社会参加できるコミュニティの形成を目指し、共に支えあえる地域を実現するために、個々のニーズにあった福祉サービスが受けられる地域づくりを目指します。

③ 安心・安全のまちづくり

町民だけでなく、観光客でも安心して訪れることができる、防災や防犯対策、また体の不自由な方でも、安心して外に出られるような交通安全対策の推進を目指します。

④ 支援が必要な人を支える仕組みづくり

近年の複合化・複雑化した福祉課題に対応できるような、包括的な支援体制を整え、地域での、きめ細やかなアウトリーチ（支援が必要であるにもかかわらず、届いていない人に対し積極的に働きかけて情報や支援を届ける）や必要な人に必要な支援を繋げられる仕組みづくりを目指します。

3 計画の体系

基本理念	基本方針	基本施策
みんなで気づき みんなで築く 地域共生社会	地域を支える人づくり	① 福祉への理解を深める啓発活動の推進
		② 福祉教育の充実
		③ ボランティア意識を高め、地域福祉活動への支援
		④ 福祉、保健等の専門的な人材の育成
		⑤ 人権意識と差別解消
	誰にもやさしい地域づくり	① とともに支え合い、助け合う地域づくり
		② 憩いの場・居場所づくり プラットフォーム
		③ 隣保館の活用
		④ 健康づくりの推進
		⑤ 地区ネットワーク
	安心・安全のまちづくり	⑥ 子どもが健やかに育つ地域づくり
		① 特殊詐欺(オレオレ詐欺等) 消費者被害対策
		② 防犯体制の充実
		③ 災害対策
		④ バリアフリー化
		⑤ 認知症の人等へのまちづくり
	支援が必要な人を支える仕組みづくり	① 包括的支援体制の整備
		② コミュニティソーシャルワークができる体制づくり
		③ 日常生活への支援
		④ 再犯防止推進計画
		⑤ 権利擁護に関する支援体制の整備
		⑥ 成年後見制度の利用促進

第4章 施策の展開

基本方針 1 地域を支える人づくり

【趣旨】

基本方針1「地域を支える人づくり」は、町民の福祉に関する理解を深め、地域福祉に参加する人を増やすこと、また少子高齢化の進む本町では、自治会や子ども会の加入率も減少傾向にある一方で、複合化・複雑化した福祉ニーズに対応するための担い手の確保や人材育成を目的とし、各課題に取り組んでいきます。

基本施策

①福祉への理解を深める啓発活動の推進

福祉への理解を深めるためには、高齢者疑似体験、高齢者や障がい者等との交流機会など、実際の現状を研修会、講演会や実践などを通じて体験・理解することが大切です。

また、福祉教育を充実させるには、思いやり、助け合いや支え合いの心を育むための幼少期からの福祉教育や人権教育を行うことで、相手の立場を尊重し、互いに思いやる心を育んでいくことも重要です。

これらを広く周知し、参加・体験してもらうことにより、子どもから高齢者まで、誰もが地域福祉の担い手になれるような、地域を支える人づくりを進め、地域共生社会の理解を深めていくことが求められています。

なお、町民アンケート調査では、差別問題や消費者問題では研修会や講演会に参加して理解を深める意見が多く、それぞれの課題ごとに、町民ニーズにあった啓発活動を展開していく必要があります。

●施策の方向

◆町民ニーズにあったそれぞれの課題に応じた講演会や研修会を実施していきます。

◆広報誌、回覧物やホームページ等により、新しい情報を発信していきます。

■町の取組

◆広報誌等の冊子を全戸配布または回覧等で、子どもから高齢者まで読みやすい内容で福祉への理解を深められる新しい情報を提供していきます。

◆ホームページ等、インターネットを通じての福祉への理解を深められる新しい情報を発信していきます。

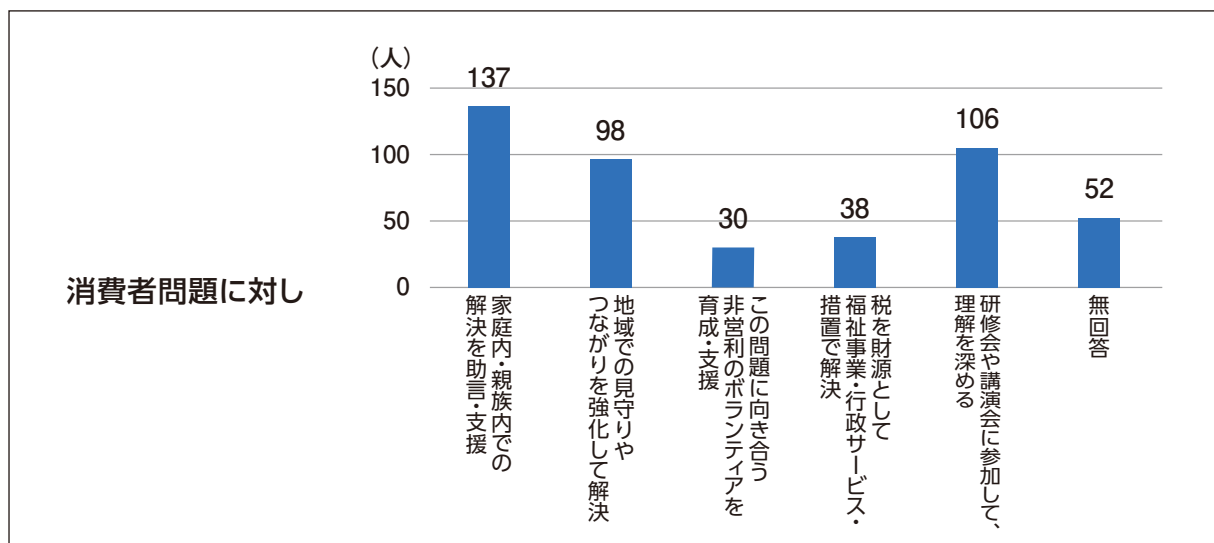
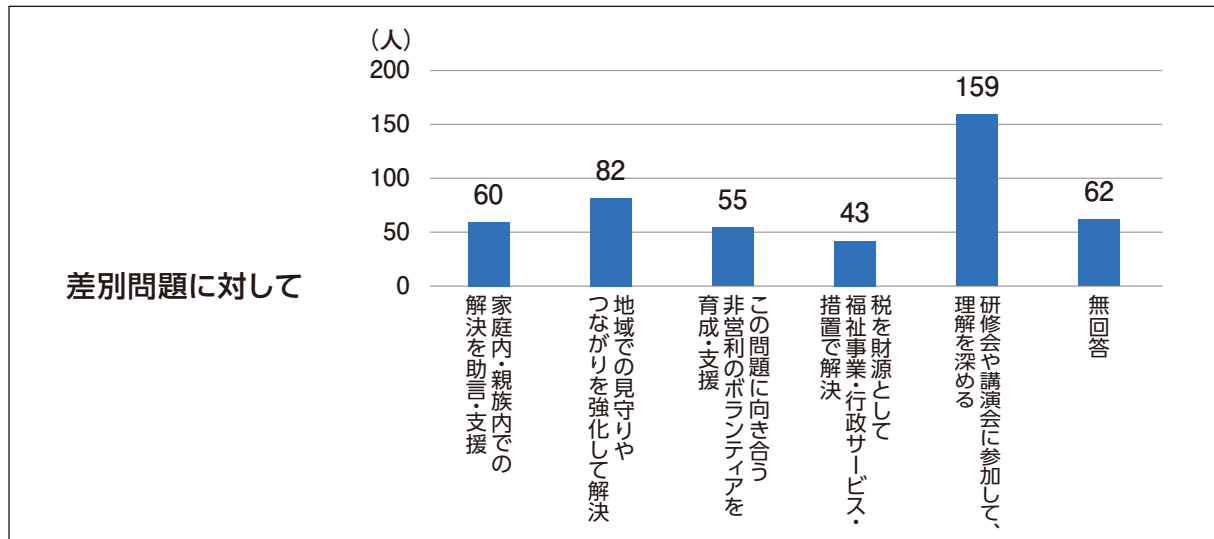
◆誰もが分かりやすい内容で福祉課題に向き合える講演会や研修会等を随時行っていきます。

◆福祉用具を使った高齢者疑似体験、高齢者や障がい者等との交流機会の拡充を図るなど、町民の福祉に対する理解を深めるための、参加型の研修会等を推進していきます。

◆幼少期から高齢者まで幅広い世代を対象とした世代ごとのニーズに応じた人権教育を推進していきます。

■社会福祉協議会の取組

- ◆今あるホームページを一新し、若い世代にも親しまれるよう新しい情報を分かりやすく伝えられるようなホームページを作成します。
- ◆事務局通信シャントセナや福祉ことひらの充実を目指し、全世帯に配布できるようにしていきます。
- ◆気軽に閲覧できるツールとしてのSNSを作成し、最新の情報をタイムリーに届けられるようにしていきます。
- ◆こんぴら朝市等のイベントについて、SNSを通じて若者を中心に活動内容等を周知していきます。



②福祉教育の充実

地域福祉は「福祉教育」で始まり「福祉教育」で終わるという言葉がある中で、子どもから高齢者まで福祉教育は地域福祉を行う上で大変重要であると考えられます。また、人が一生涯生活していく中で何かを考えられるような仕掛けをつくり、次代の担い手に結び付けられるように福祉教育を充実させていく必要があります。

そのためには、幼少期からの福祉教育の実践や自らが学び、自ら参加したくなる住民対象とした福祉教育への参画の場を社会福祉協議会等関係機関と協力しながら、随時提供し、互いに支え合う心の醸成を図っていく必要があります。

●施策の方向

- ◆幼少期からの福祉教育を充実させ、福祉の大切さを学べる環境を整備していきます。
- ◆住民参加型の福祉教育を取り入れ、自らが参加したくなる福祉教育の場を提供していきます。

■町の取組

- ◆生涯教育課を主軸とし、子ども・保健課と連携しながら、こども園から中学校まで授業の中で福祉教育を取り入れていきます。

■社会福祉協議会の取組

- ◆現在、小・中・高等学校への地域福祉についての授業への参画を行っていますが、さらに計画期間中に、次の担い手となるような仕組みをつくっていきます。
- ◆地域共生社会の実現に向けて、地域生活課題の解決に向けた住民の活動が主体的に、支え合って生きていくことの必要性が分かるような企画を考えて実践していきます。
- ◆地域福祉懇談会への参加を促し、今まで以上に参加者を増やしていき、支援者の輪を広げていきます。

③ボランティア意識を高め、地域福祉活動への支援

ボランティアとは、本来自らの意志で自主的に活動して行われるもので、多くの方が、自治会、学校、子ども会や友人に誘われてなどで機会を与えられて参加した経験があるそうです。また、ボランティア活動に興味や関心がある人は、8割以上にのぼり、社会福祉や自然・環境保護に関する活動が多く上げられています。

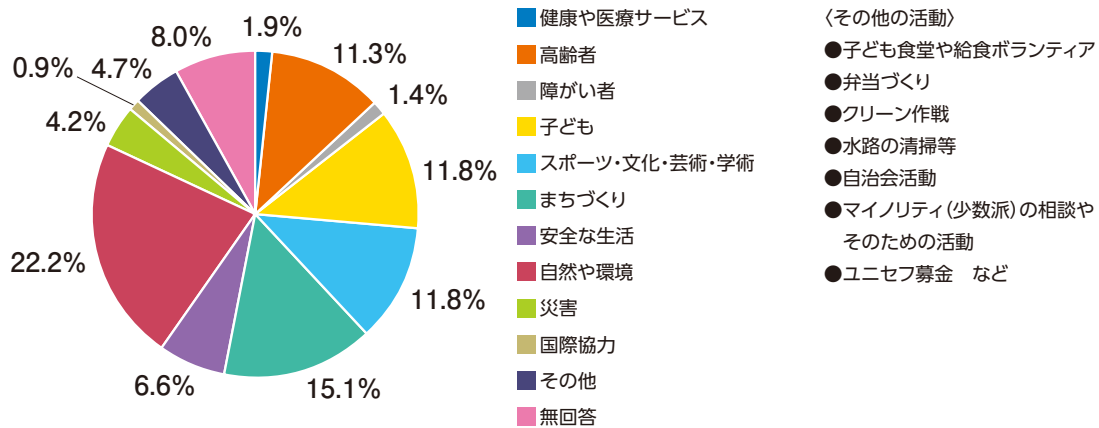
言い替えると、機会があれば参加したい人は多いが、参加する機会やきっかけが少ないことで多くの人が参加していない、または出来ていない事が言えます。

琴平町でも、今回のアンケート調査によれば、この1年間に何らかのボランティア活動に参加したという人は、29.06%と約3人に1人が何らかのボランティア活動に参加したことがあるという結果が出ています。また、参加した人の中では、クリーン作戦など自然や環境を守るための活動が多く、反対に障がい者や国際協力関係のボランティア活動が少ない結果となっています。

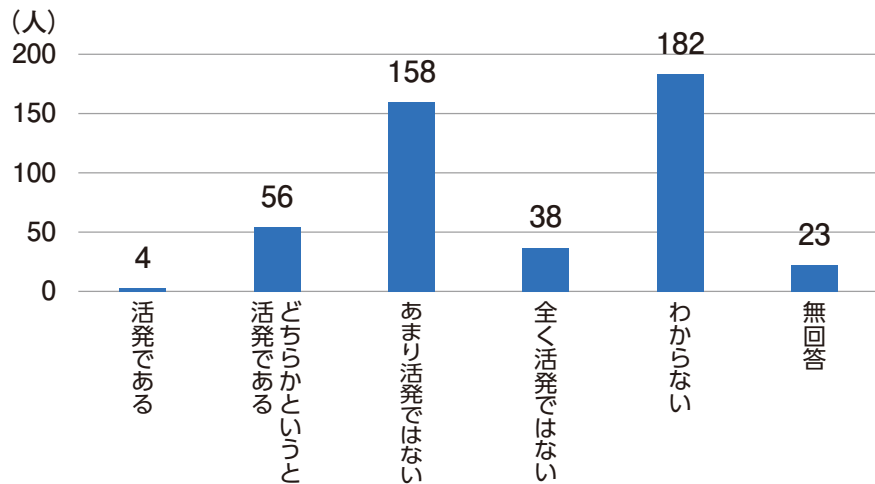
近隣市町に比べて、「ボランティア活動が活発だと思うか」という質問に対しては、あまり活発でない意見が多く見られる中、「子ども」、「まちづくり」や「安全な生活」に対してのボランティア意識が高く伺えます。

ボランティア意識の醸成を図っていくためには、町や社会福祉協議会だけでなく、社会福祉法人をはじめ各ボランティア団体等の協力のもと、情報の発信や参加の促進を行っていく必要があります。

どのような分野のボランティア活動に参加したか

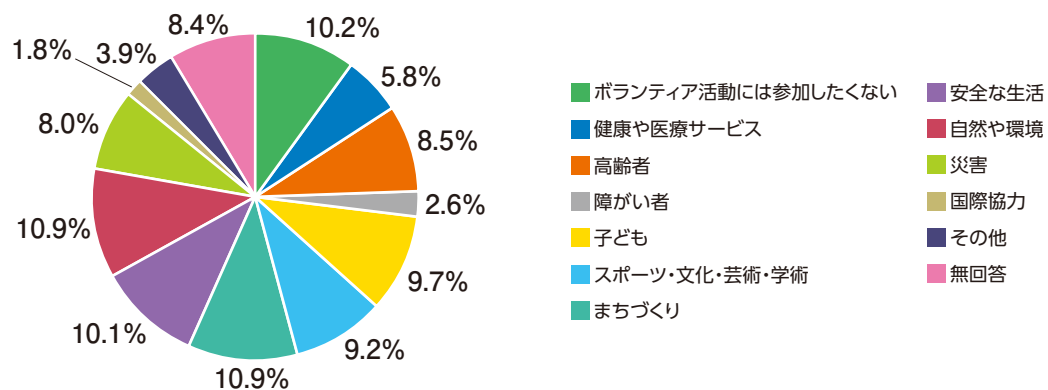


近隣市町に比べてボランティア活動が活発だと思う



〈その他意見〉●近隣ボランティアの状況を知らない。●無理して活発にしなくてもよいと思う。 など

今後、参加したいボランティア活動はどの分野ですか



様々な分野でボランティア活動を行っている方が多い一方で、「高齢のため参加したくても出来ない」・「介護等時間に余裕がない」など参加できない人も多くいます。

●施策の方向

- ◆官・民、問わず様々なボランティア活動への参加、促進をしていきます。
- ◆ボランティア団体への担い手を確保し、新しいボランティア活動の形を作ることを目指します。
- ◆地域福祉活動を行う上で、社会福祉の発展には、住民が支え合うことが大切であり、寄付行為によって地域が支えられているという寄付文化の醸成に努めます。

■町の取組

- ◆災害に備え、地域で活躍できる防災士の育成に努めます。
- ◆参加しやすい環境づくりやきっかけづくりとなる情報を積極的に発信します。
- ◆人材養成研修等の情報収集を行い、社会福祉協議会等関係機関と連携したボランティア活動の支援を実施します。

■社会福祉協議会の取組

- ◆ボランティアセンター機能を充実させ、一人ひとりがボランティア活動に参加できる体制の整備に取り組みます。
- ◆ボランティア団体の高年齢化が進んでいる中、担い手(後継者)の育成を図り、次の世代へのバトンタッチができるように、若い世代への福祉教育を中心とした新しいボランティアの仕組みを考えていきます。
- ◆介護予防サポーター及び認知症予防サポーターの充実と発展を目的とし、活動の場を作ることで、人を支える仕組みをつくります。
- ◆「ささえ愛隊」(住民参加型在宅福祉サービス)の充実を図り、介護保険を利用している方も含めて、住民が住民を支える仕組みとして、隊員を増やしていき、支え合う関係をより一層作っていきます。
- ◆チャリティー作品即売展実行委員会の行うチャリティーの目的を町民に周知し、みんなで集めてみんなで支える活動として発展できるようにしていきます。
- ◆寄付や募金で集められたお金の流れを透明化し、賛同者を増やし、寄付文化の醸成を図っていきけるように努めます。
- ◆ボランティア活動を支える資金として集められた募金を、地域を良くする仕組みとして活用するため、広く住民に周知し、共同募金の運用を発展させていきます。



チャリティー作品即売店の準備



赤い羽根共同募金活用

④福祉、保健等の専門的な人材の育成

誰もが、健康で文化的な生活ができるように、医療や介護等の福祉サービスを適切に受けられ、また家庭や地域で健康づくりに取り組めるよう専門的な知識や高度な技術を持った人材の育成に努めます。

●施策の方向

◆福祉に携わる各専門職の育成に努めていきます。

■町の取組

- ◆保健師、社会福祉士、ケアマネジャーや保育士等の医療や福祉に携わる専門職がさらにスキルアップできるように、研修会等への参加を積極的に支援します。
- ◆関係機関や事業者と連携し、地域の課題を共有するとともに、解決に向けた話し合いを充実させていきます。(支援体制の強化)
- ◆誰もが、肉体的、精神的、社会的にも健康であるための、健康教室、フレイルやサルコペニア予防教室、心の健康教室など心身共に健康であるための助言等ができる専門的な人材の育成に努めます。
- ◆過労、生活困窮、育児や介護の疲れ、いじめや孤立等による生きることへの阻害要因を減らすため、ゲートキーパーを育て、自殺防止に向けた人材の育成に努めていきます。

⑤人権意識と差別解消

日本国憲法第11条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」また、第13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」、第14条では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」さらに、第97条では、「前文略 現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と謳われています。

人権は、人が生まれながらにして持っている権利であり、誰もが地域社会の中で、豊かで幸福な暮らしができる権利として、貧富、社会的地位等の区別なく、人として持っている権利です。

人権が守られれば、お互いを尊重し、差別のないまちへと繋がり、よって福祉の向上を図って行くことができます。

また、LGBTQ+(性的少数者)、外国人やICT弱者(情報通信技術をうまく使えない人)など時代と共に様々な人権問題や社会問題が生じており、それら時代背景に応じた差別や偏見に対応するための周知・啓発も行っていく必要があります。

●施策の方向

- ◆人権意識の向上を図り、差別を「しない」、「させない」、「許さない」人を育てる講演会や研修会を開催し、お互いを尊重できる人づくりを目指します。

■町の取組

- ◆あらゆる差別のないまちを目指し、誰もがお互いを尊重できるよう、人権問題に関する講演会や研修会を随時開催していきます。
- ◆人権問題意識を高めるために、広報誌やホームページでの啓発活動を継続して行っていきます。
- ◆デイ・サービスセンター等隣保館から、様々な事業を展開し、差別をしない心の醸成を図っていきます。

基本方針 2 誰にもやさしい地域づくり

【趣旨】

基本方針2「誰にもやさしい地域づくり」は、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者、マイノリティ、その他年齢や性別に関係なく誰もが住みやすいまち・相談しやすいまちを目指します。

ますます進む人口減少、自治会加入率の減少や活動の低迷がある中で、関係機関・団体とともに地域組織の見直しや活性化を図ることが重要です。社会的孤立・孤独に対する理解を求め、誰もが安心して暮らせることができる、共に生きる豊かな地域社会づくりを推進します。

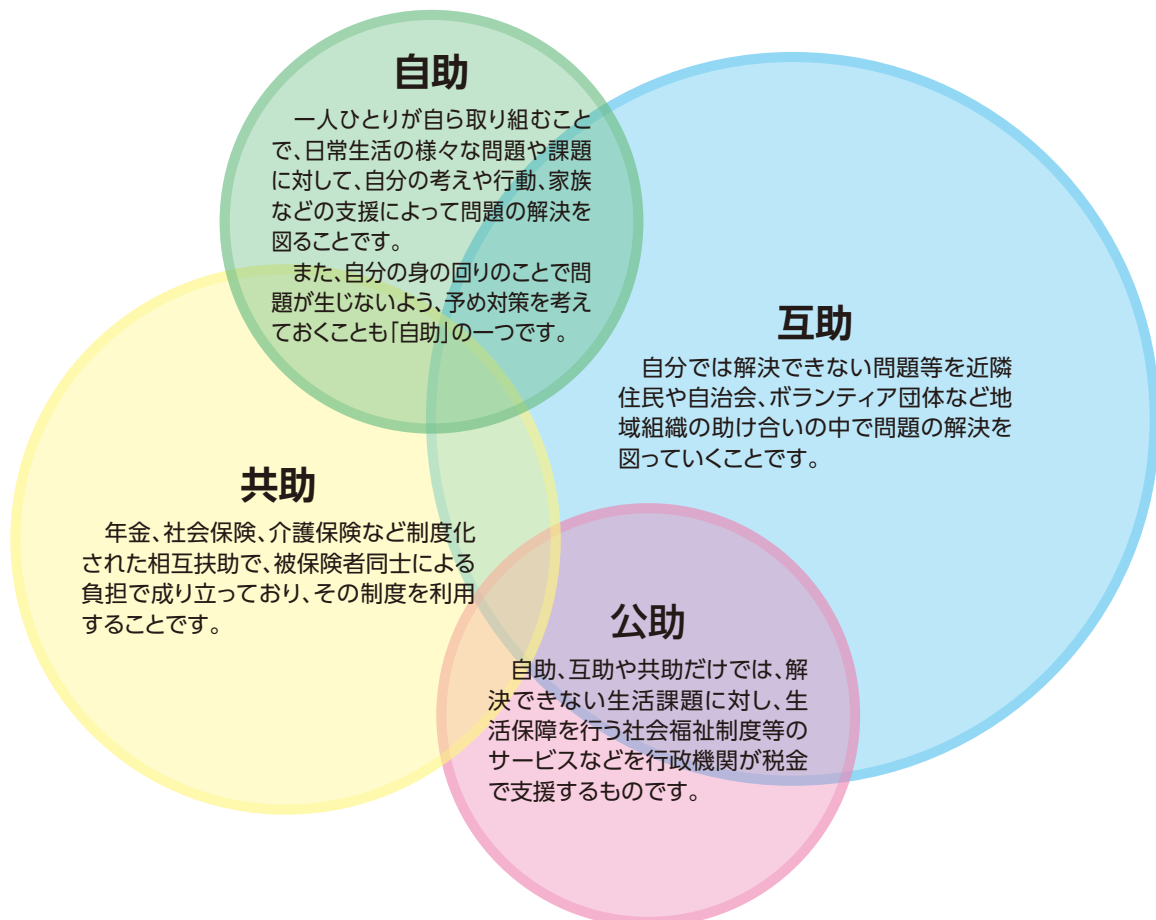
基本施策

①ともに支え合い、助け合う地域づくり

地域福祉の推進を図るためには、地域の中での課題を自分の事「我が事」として捉え、地域全体「丸ごと」で課題解決のために取り組んでいくことが重要です。

特定の人が支援の「支え手」となり、「受け手」となるのではなく、誰もが、我が事として地域づくりに参加し、互いに協力しながら、安心して暮らしていける機運の醸成が必要で、分野別、年齢別と縦割りに支援するのではなく、専門職や地域住民が多職種協働で、丸ごと包括的に支援し、複合化・複雑化する地域の課題解決を図って行きます。

さらに、自助・互助・共助・公助といった支援体制をつくり、ともに支え合い、助け合える地域づくりを目指していきます。



●施策の方向

◆ともに支え合い、助け合うことができる地域づくりを目指します。

■町の取組

◆同じ悩みを抱える人が集うことにより、自らがピアサポーターとしてお互いを支え合い、課題の早期発見、早期対応ができる地域づくりを推進していきます。

■社会福祉協議会の取組

- ◆特定の人が支援の「支え手」となり、「受け手」となるのではなく、誰もが、我が事として地域づくりを考える講演会や研修会等を実施するとともに、参加しやすい環境を整備していきます。
- ◆互いに協力しながら、安心して暮らしていける地域共生社会づくりのため、各種団体と連携しアウトリーチを行なっていきます。

②憩いの場・居場所づくり プラットフォーム

誰もが、気軽に集え、相談でき、多世代の人々が交流することで、お互いの生活課題を話し合い、個々や地域の悩みが相談できる、問題の早期発見や解決に繋げていける居場所をつくることにより、地域のつながりを深めていきます。

●施策の方向

- ◆各集会の場に気軽に集える居場所づくりを推進していきます。
- ◆生活課題に関する相談の場を設け、必要な情報の提供や助言を行える場を整備していきます。
- ◆今ある拠点の充実を図り、誰もが参加しやすいプログラムづくりを行っていきます。

■町の取組

- ◆子育て世代が悩みごとを相談できる「たまご学級」、「ピヨピヨ広場」や「とっと相談」などを充実させていきます。
- ◆各種健康教室や健康診断等の周知に努め、誰もが健康で豊かな生活ができるよう推進していきます。



たまご学級にて沐浴体験



もぐもぐ教室(離乳食講習会)にて実演・試食

■社会福祉協議会の取組

- ◆自分が住んでいる地域のたまり場、慣れ親しんだ近所の人たちと談笑し、食事を一緒にとり、心の安らぎとなれど共に、孤立・孤独の防止にもなる「ひだまりクラブ」、「ちょとこ場」などの利用促進を図っていきます。
- ◆孤立者、孤独者をなくすための拠点、生きがいを持てる拠点、町民が使いやすい拠点づくりの整備に努めていきます。
- ◆介護事業所や障害者事業所や医療関係者等の地域づくりのためのプラットフォームづくりを行います。

③隣保館の活用

本町では、隣保館として象郷会館が昭和46年(1971年)に開設し、平成7年(1995年)には、琴平町ディ・サービスセンターが新たに開設しています。

隣保館は、地域福祉の向上のために部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、アイヌ、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者や新型コロナウイルス感染症等、犯罪被害者やその家族、LGBTQ+、インターネット等による人権侵害やその他様々な偏見や差別などの人権問題、また生活困窮者などの生活問題等それぞれの問題解決のために相談、援助や支援、さらに差別に負けない力を育むための教育や啓発活動など各種事業を行っており、あらゆる差別の解消を目指してきた琴平町の地域福祉の原点とも言える場所です。

人権擁護委員、社会福祉協議会や高松法務局丸亀支局などの関係機関と協力・連携し、町民が安心して暮らせるまちづくりに貢献する人権相談拠点として定着するよう努めます。

近年では、100円モーニングやニュースポーツ交流などの事業を通じて、多くの方の交流や相談の場として、また令和3年度(2021年度)からは、相談事業の強化を図るため、人権相談員を増員し、さらなる総合的人権相談ネットワークの拠点として地域共生社会の実現に向け取り組んでいます。

●施策の方向

- ◆様々な差別の解消に向けて取り組んでいきます。
- ◆福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるよう努めます。
- ◆各種人権問題に関する相談事業を充実させていきます。

■町の取組

- ◆人権問題解決について情報発信や講演会などを通じ、差別や偏見をなくすための活動を行います。
- ◆人権相談員のスキルアップのため、講演会や研修会への積極的参加を促進していきます。
- ◆多世代が集える拠点になるよう推進していきます。
- ◆人権相談をしやすい環境に整備していきます。
- ◆高齢者を対象とした、パソコン教室を随時実施していきます。
- ◆健康増進や機能訓練等が行なえる施設として充実させていきます。

■社会福祉協議会の取組

- ◆隣保館との連携・協働により相談機能の充実を図ります。

④健康づくりの推進

健康づくりは、人それぞれの自助努力により大きく左右されると言われています。食生活が主な要因と言われる生活習慣病、身体的・精神的なストレスが要因と言われるうつ病等の精神疾患など、日々の習慣化された日常生活の積み重ねから身体や精神にストレスが生じ、最悪の場合には自助努力では解決できない状態に陥ってしまいます。

そのためには、自助努力だけでなく、地域の中での健康づくりや介護予防、高齢者、障がい者の社会参画の提供など、住民が日常生活の中で、運動習慣、食生活改善や生きがいづくり等を行うことができるように、仲間づくりや環境を整備することで健康寿命を延ばし、いつまでも元気で暮らせるような生涯現役社会の地域づくりを目指します。

●施策の方向

- ◆疾病予防のため、生活習慣の改善、生活環境の改善、健康教育など、健康な生活を過ごせるように健康増進を促進します。
- ◆規則正しく、バランスの良い食生活を送り、生活リズムを整えるための健康づくりを推進していきます。
- ◆家庭、学校や職場でのストレスや疲労その他心理的負担などを抱える、悩んでいる人を皆で支え合える相談の場を提供していきます。
- ◆個々にあった運動の場を提供し、心身共に健康な体づくりを推進していきます。

■町の取組

- ◆健康診断や予防接種等の受診率を向上させ、早期発見、早期対処を目指し、健康増進を図っていきます。
- ◆食事の基本である歯と口の健康を保つため、幼少期からの歯磨きや口腔ケアの重要性を周知するとともに、正しい食生活等を送れるための啓発をしていきます。
- ◆一人で悩みやストレスを溜めない相談の場を設け、心身共に健康でいられるような地域づくりを推進していきます。
- ◆いきいき健康教室や元気力アップ教室を推進し、個々にあった体力づくりの場を提供していきます。
- ◆町民ハイキングやニュースポーツ交流会など、町民を対象とした参加しやすい運動の場を提供していきます。

■社会福祉協議会の取組

- ◆「ゆるーい健康太極拳」や「能力向上頭のげんき塾」など、誰もが集える心身の健康の場づくりを充実させていきます。
- ◆健康寿命を意識する生活モデルを関係者と協議していきます。

⑤地区ネットワーク

地区地域福祉推進連絡会では、琴平地区の「こんぴらアイネット」、榎井地区の「榎井ハッピーネット」、五條地区の「五條互助ネット」、象郷地区の「楽集館あったかネット」と各地区に地区ネットを張り巡らせており、それぞれの地区が抱える問題や課題を住民の方が考え、その解決に向けて自分たちができることを、地区住民の参加を進めながら活動しています。

琴平地区:こんぴらアイネット

自治会と連携・協働し、地域を歩きながら防災マップ作りを通じて、住民との関係性をつくり、災害が起こっても助け合える地域を目指す。



- 防災マップづくり
- 防災講演会及び研修会の開催

榎井地区:榎井ハッピーネット

榎の木フェスタを軸に、小学校の協力を得ながら地域の防災意識の向上に努める。



- 「榎の木フェスタ」の充実
- 地域と子どもたちの繋がりのづくり
- 子どもたちと防災マップづくり

五條地区:五條互助ネット

3年計画で、自治会ごとの防災マップを作製していきながら年に1回は災害にまつわる研修会及び訓練を行いながら、防災意識の向上に努める。



- 防災マップづくり
- 防災講演会及び研修会の開催
- 防災訓練の実施

象郷地区:楽集館あったかネット

地域の子どもたちの交流を図ると共に、象郷地区の自然に触れ、心豊かに育み、防災意識の向上に努める。



- 象郷地区の良さを知る行事の開催
- 子どもと地域の交流会の開催
- 防災・防犯マップの見直し

役員を中心にそれぞれの地区で課題に応じた協議・実践が行なわれています。これからは、さらに地区ネットが行なっているところに関わってくれる方たちを増やし、町全体で取り組んでいるという意識の醸成を図っていき、「地域が家族」を目指す取り組みを行っていきます。

⑥子どもが健やかに育つ地域づくり

近年の少子化や核家族化等に伴い、子育て家庭とそれらを取り巻く環境は複雑に変化してきており、親が安心して子どもを産み育て、子どもが将来に夢をもって健やかに育つ環境を築くためには、子育て支援の拡充、地域、学校や企業等が協調しながらネットワークを作り、親子を温かく見守り支え合える機運を社会全体で高めていくことが必要とされています。

●施策の方向

◆子どもが健康ですくすくと育つことのできる環境や地域づくりを目指します。

■町の取組

◆「親子のわんわん教室」や「ことばと子育て相談」を通じて、親子共に健やかに育てられる環境を充実させていきます。

◆日常の様々な活動を通じて、関連機関の連携を強化するとともに、地域における「信頼」、「規範」、「ネットワーク」を構築し、ソーシャルキャピタルの醸成を目指します。

■社会福祉協議会の取組

◆「K³」や「415のわ」の活動を支援しながら、次世代につながるように活動団体の支援を充実していきます。また、若い世代に向けた様々な講座を開催し、多世代と関係性の構築を図っていきます。

◆子どもから高齢者までが参加できる活動を通して交流を図ることによって、文化協会や婦人会等、多世代交流の参加機会を増やします。

基本方針 3 安心・安全のまちづくり

【趣旨】

基本方針3「安心・安全のまちづくり」は、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、新型コロナウイルス感染症等により、外出機会の減少から、人間関係の希薄化が進んでおり、高齢者だけでなく、中年層や熟年層にも単身世帯が増加し、社会から孤立する人々が生じやすい環境となっています。そのために、相談できる相手や近隣住民との関わりも減少し、住民が抱える悩みや困りごとが潜在化している状況となっているため、地域で暮らす人が身近な生活課題を地域課題として捉え、孤立しないように地域で見守る活動として「声掛け」や「あいさつ運動」等を推進し、さらに安心して外出できるような物理的課題の解消に向けて、誰もが安心・安全に暮らしていけるまちづくりに取り組んでいきます。

基本施策

①特殊詐欺(オレオレ詐欺等) 消費者被害対策

近年では、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空請求、還付金詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺や交際あっせん詐欺等、電話やメール、ハガキ等を使って対面することなく信頼させ、不特定多数の者から、次から次へと新たな手口で金品等をだましとる特殊詐欺が横行しています。

被害にあわないためにも、自分だけの判断でなく、家族や親戚など信頼できる人に「相談する」、また「相談できる」体制づくりが大切です。

●施策の方向

◆特殊詐欺に遭わないための、啓発活動を推進し、安心して生活できるまちづくりをめざします。

■自助・互助の取組

◆特殊詐欺に遭わない一番の対策は自己防衛で、以下の事項に注意し不信な電話やメールなど日頃から、家族や知人など相談できる体制づくりに努めましょう。

- 常に留守番電話機能を設定しておく
- 迷惑電話防止機器を利用する
- 家族とは合言葉を決めておく
- 個人情報や暗証番号は教えない
- 一度電話を切り、家族や知人に相談する
- 町役場職員、年金機構や金融機関などと名乗る電話に対しては折り返し電話をする
- SMSやハガキなどにある連絡先には連絡しない など



■町の取組

- ◆特殊詐欺に関する情報を警察等関係機関と連携し、広報やホームページで随時啓発していきます。
- ◆町からの電話やハガキには、担当課や担当職員の氏名を明記し、金品などの収受は直接行わない体制づくりを推進していきます。
- ◆高齢者等を対象に、特殊詐欺に関する講演会や研修会を開催し、随時、最新の詐欺情報等を周知・啓発していきます。

②防犯体制の充実

地域の安全を守るためには、警察、各種団体や関係機関等との連携を図ることは基より、地域の安全は地域全体で守っていくという意識を住民一人ひとりが持つことが重要です。

令和4年中の香川県での刑法犯認知件数は4,173件で、その内2,381件が窃盗犯であり、刑法犯全体の約57%を占めています。

窃盗犯は、侵入するまでに約5分以上かかれば70%が侵入をあきらめるといわれており、侵入までに5分以上かかればかなりの侵入窃盗を防止することができますと言えます。

玄関の二重ロックやドアチェーン、窓には防犯ガラスや防犯フィルムを貼るなどするだけでかなりの効果があります。

また、犯罪への抑止力がある防犯カメラは毎年、町内に随時設置しており、現在29台を各所に設置しています。ただし、カメラは防犯対策であって防犯機能はなく、犯罪が起こった後から、犯行を見られるものとして早期事件解決に繋げるツールの1つであり、日頃から一人ひとりが自己防犯意識を持って生活する必要があります。

なお、防犯には費用がかかるものが多く、誰もができる対策ではありませんが、近所づきあいや声掛けなど、できることから始めることも大切です。

万が一、侵入強盗等にあった場合は、命の安全を守るように努めましょう。

■自助・互助の取組

- ◆防犯は全てを防ぐことは難しいことですが、以下の事項によりある程度は未然に防止することができます。まずは、自助で犯罪から身を守るようにしましょう。

- 防犯カメラを設置する
- 玄関の二重ロックやドアチェーンをかける
- 窓等には、防犯ガラスや防犯フィルムを貼ったり補助鍵を付けたりする
- 呼び鈴を音や声だけでなく、録画機能付きのテレビ付きドアフォン等に交換する
- 家の周りに砂利を敷く
- ブロック塀などを見通しの良い、フェンスに換える
- 近所づきあいを常日頃から行う
- 知らない人にも声掛け(挨拶など)を行う など

■町の取組

- ◆防犯カメラを随時、町内各所に設置していきます。
- ◆人と人の心を結び、地域の結束力を高め、犯罪が起こりにくくするように、「声掛け」や「あいさつ運動」を推進していきます。

③災害対策

災害の種類には、台風、大雨等を原因とする風水害のように予知し得るものと、地震や大火等のように予知し得ないものがあります。

琴平町では、地域防災計画を策定、それぞれの災害に対応したマニュアルを作成し、町職員や消防団の連携により住民の生命と財産の保護に努めるとともに、自衛隊、香川県、琴平警察署、仲多度南部消防署、医師会、建設業組合等の各種機関等とも連携がとれるように互いに協力しています。

また、近年、多発している線状降水帯による想定外の水害が全国各地で発生しており、逃げる暇なく水位が上昇し、孤立される方や土砂災害により命を失う方が後を絶ちません。他にも今後30年以内に発生する確率が70～80%、想定される最大震度は6弱と言われている南海トラフ大地震も懸念されています。

予知し得ない大規模災害が発生し、避難所が開設される場合は、地域住民による自治が基本となります。災害に対するための知識の習得に努めるとともに常日頃から近所どうしの「声かけ」や「あいさつ」をするなどの習慣をつけておきましょう。

なお、令和5年12月13日に町と社会福祉協議会が琴平町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書を締結し、災害時におけるボランティア体制の強化を図っています。



●施策の方向

- ◆琴平町国土強靱化地域計画及び琴平町地域防災計画を基に、住民への災害対策や防災訓練等の充実を図っていきます。
- ◆各種ハザードマップの周知・啓発に努めていきます。

■自助・互助の取組

- ◆自然災害発生時の家族との連絡方法や緊急連絡先、避難方法の確認をする。
- ◆地域の行事、ボランティア活動等に積極的に参加し、顔の見える関係づくりをする。
- ◆家族や自治会、自主防災組織等で災害について考え話し合う。

■町の取組

- ◆定期的な防災訓練を通じて、災害の怖さや身の守り方などの模擬体験や最新の災害グッズ等の啓発活動を行っています。
- ◆ハザードマップを随時見直し、最新のハザードマップをホームページなど通じて周知していきます。
- ◆支援が必要な人に対して漏れのない支援ができる避難行動要支援者システムを構築していきます。

■社会福祉協議会の取組

- ◆災害ボランティアセンターの設置場所等運営に関わることを行政及び関係機関と協議していきます。
- ◆災害に関する訓練をしています。
- ◆地区ネット活動を通じて、見守り体制を構築していきます。

④バリアフリー化

バリアフリーという言葉をよく見たり、聞いたりしますが、バリアフリーとは、バリア(障害物・障壁)をフリー(自由な・制約を受けない・解放する)にすることで、ちょっとした段差や道路の凸凹のような物理的な障壁だけでなく、精神的な障壁を取り除くための施策としても用いられます。

物理的対策として、道路の維持修繕、公共施設へのスロープ設置やトイレの洋式化、橋梁の長寿命化、水路等の転落防止対策などを行い、障がいがある方はもちろん、障がいがない方でも利用しやすい環境を整備しています。

精神的な対策としては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)、部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)を推進するとともに、琴平町男女共同参画基本計画に基づき男女共同参画社会に向けた取組み、令和4年度からはLGBTQ+に対してもパートナーシップ宣言制度の導入やその他マイノリティ(少数派)への理解を深めるための啓発をするなど、様々な精神的差別に対しての解消に取り組んでいます。

●施策の方向

- ◆物理的なバリアフリーを目指していきます。
- ◆精神的なバリアフリーを目指していきます。
- ◆障がい者への合理的配慮の推進を図ります。

■町の取組

- ◆水路などに転落防止柵やデリネータ等を設置し、事故のないまちを目指します。
- ◆道路改修や補修により、段差のない道を目指します。
- ◆施設における洋式トイレ化や手すりを付けるなどの対策を行っていきます。
- ◆ユニバーサルデザイン商品等の利用を促進していきます。
- ◆障がい者、部落問題、男女差別やLGBTQ+に対する理解と認識を深め、差別をしない・ゆるさない気持ちの醸成に努めます。
- ◆障害者差別解消法の一部改正により、令和6年4月1日から施行される不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」が事業者も義務化されることに伴い、事業所への周知や障がい者からの相談に対応した窓口の設置を充実させます。

⑤認知症の人等へのまちづくり

国は、急速な高齢化の進展に伴い認知症である者（以下「認知症の人」という。）が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症基本法が令和5年6月に可決され基本理念として定義されました。

琴平町では、認知症高齢者等で行方不明となるおそれのある人や、その家族等が安心して生活又は介護できる環境を整備することで高齢者等が行方不明になった場合に、早期発見できるよう関係機関等との支援体制を構築し、生命及び身体の安全の確保とその家族等への支援を図るための行方不明高齢者等SOSネットワークシステム（以下「システム」という。）の整備を行っています。

今後も法律の目的に則り、様々な支援策を構築し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら地域共生社会の実現を推進していきます。

なお、システムにおいては個人情報共有することとなり、登録者個々の同意が必要となることが課題としてあげられています。

認知症基本法（抜粋）

第三条 認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。
- 二 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。

- 三 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。
- 四 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること。
- 五 認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること。
- 六 認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。
- 七 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われること。

●施策の方向

- ◆認知症の人だけでなく、誰もが安心して暮らしていけるまちづくりを目指します。
- ◆システムへの理解を促し、住民の生命及び身体の安全を守ることを目的として、個人情報共有することへの同意を増やしていきます。
- ◆認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指します。

■町の取組

- ◆法律の目的に則り、認知症への理解を深めてもらうとともに、様々な啓発活動や支援を推進していきます。
- ◆住民の生命及び身体の安全を守るために、個人情報を関係機関と共有することについて、認知症高齢者等やその家族へシステムの理解を深めていきます。
- ◆関係機関等との連携強化を図り、システムを活用して早期発見できる体制づくりを推進していきます。
- ◆各事業所へ、合理的配慮を求める啓発を推進していきます。

■社会福祉協議会の取組

- ◆地域包括支援センターが行う認知症サポーター養成講座を修了した方たちのネットワーク、関係機関のネットワークづくりを行い、認知症になっても安心して生活できる地域づくりを進めます。
- ◆介護者同士の交流の場を増やす等、介護負担を軽減できるような取り組みの充実を図ります。

基本方針 4 支援が必要な人を支える仕組みづくり

【趣旨】

基本方針4「支援が必要な人を支える仕組みづくり」は、従来の属性別の支援体制では、複合課題や狭間の中にいる人へのニーズ対応が困難です。そのためには、属性を問わない包括的な支援体制の構築が必要となり、介護、障がい、子ども、子育てや生活困窮分野における相談支援事業を一体として実施することにより、住民及びその世帯の属性にとらわれない、支援・相談ができる仕組みづくりに取り組んでいきます。

基本施策

①包括的支援体制の整備

地域では、自治会、老人会、婦人会、子ども会やボランティア団体のように地域に根ざした様々な活動が行われている一方で、少子高齢化が進む本町では、次の担い手が不足し、活動の停滞が懸念されるため、関係する組織や団体等との連携を強化するなど、新たな支え合いの仕組みが必要となっています。

近年の相談内容は、介護・医療・認知症の相談が多い中、それらに関する相談と同じぐらい、その他の相談件数が増えてきています。これは、複合化・複雑化した現在の地域福祉課題に対して、より専門性が必要となってきており、個々に対してどのような支援が必要か把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用に繋げていけるかが課題となってきています。

複合化・複雑化する福祉サービスにあって、サービス利用を知らない人、サービス利用が難しい人、サービス利用に否定的な人、家族関係が複雑でサービス利用に結びついていない人等について、困りごとが分かったときには症状が重症化したり、課題が複雑化したりしているなど、公的な福祉サービスとともに、身近な地域での支援を組み合わせながら、アウトリーチを行い、重層的にサービス利用や支援ができる横の連携が求められます。

●施策の方向

- ◆重層的支援体制整備事業計画の見直しに努めます。
- ◆属性を問わない相談支援の体制づくり、強化を行っていきます。
- ◆アウトリーチを通じて、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人とのつながりを形成することに努めます。
- ◆人と人、人と居場所がつながり、支え合える環境を整え、誰もが、住みたい、住んでみたいと思う地域づくりを支援していきます。
- ◆住民一人ひとりが役割を持ち、社会参画しやすい参加支援を行っていきます。

■町の取組

- ◆町、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員や香川県等の関係機関や自治会、老人会や婦人会等の各種団体がそれぞれ取り組む地域活動を連携させ、課題を共有しながら地域全体で支える仕組みづくりに取り組みます。

■社会福祉協議会の取組

◆実務者会議の実施

- 2か月に1回、住民福祉課との実務者会を開催し、地域共生社会の実現に向けての様々な取り組みを行っていきます。

◆多職種・他業種連携の推進

- 重層的支援体制整備事業を着実に遂行していくために多機関協働やアウトリーチ、参加支援を行っていきます。また、他業種との連携協働を視野に入れながら、これからの時代と一緒に推進できる体制をつくっていきます。

◆多機関協働による支援

- 重層的支援会議及び支援会議を開催し、関係支援機関の役割分担、支援プランの決定等について協議し、相談支援の調整を行うとともに、関係支援機関同士のネットワークを構築します。

◆地域づくりに向けた支援

- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保に努めます。
- 他分野のプラットフォーム形成など、交流、参加、学びの機会の提供に努めます。

◆アウトリーチによる早期発見

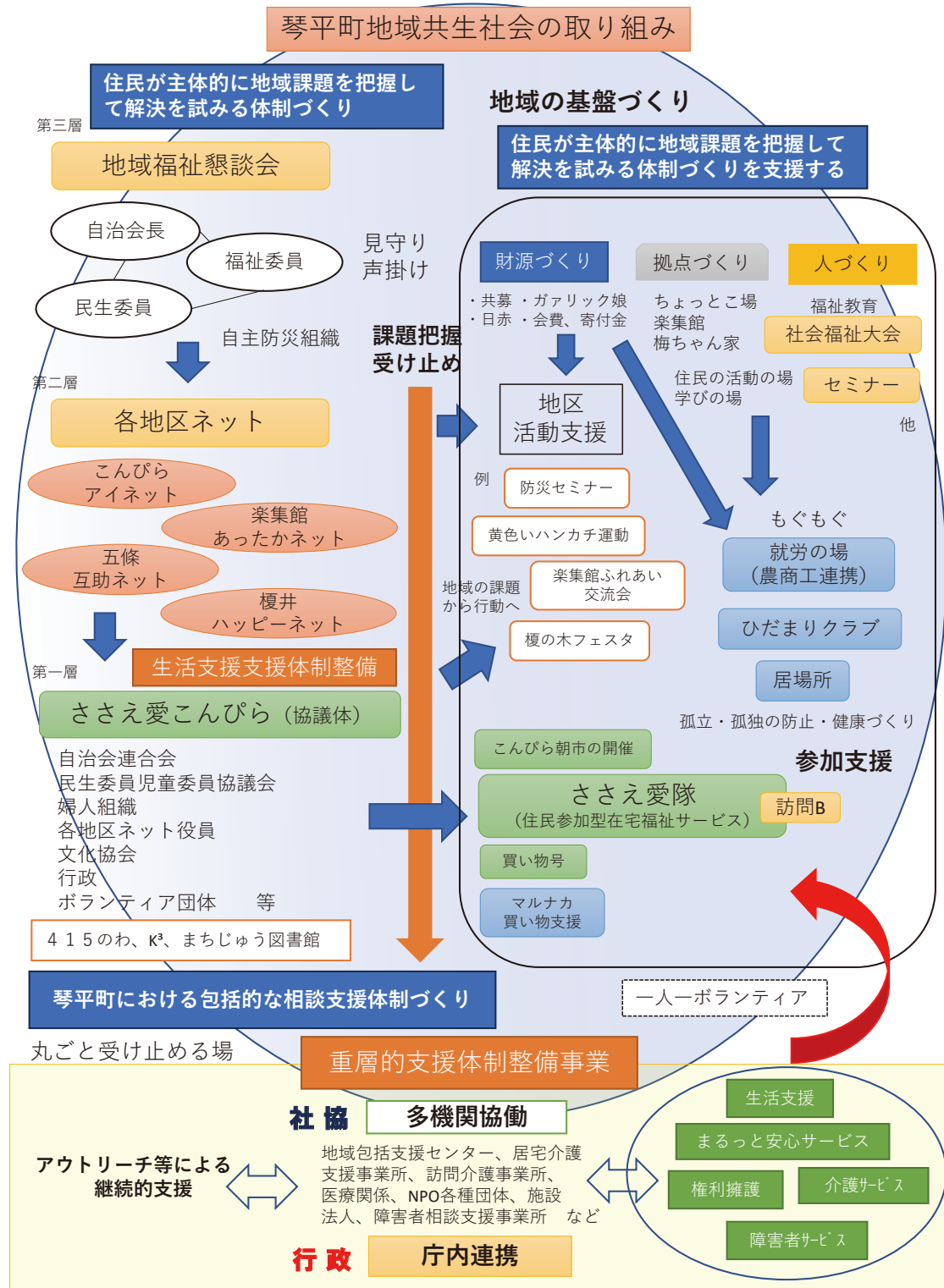
- 地域福祉懇談会を開催し、民生委員、自治会長、福祉委員からの情報提供・共有を行い、支援が必要な方へのアプローチを行っていきます。
- 地区担当職員によるアウトリーチを進めていきます。

◆参加支援

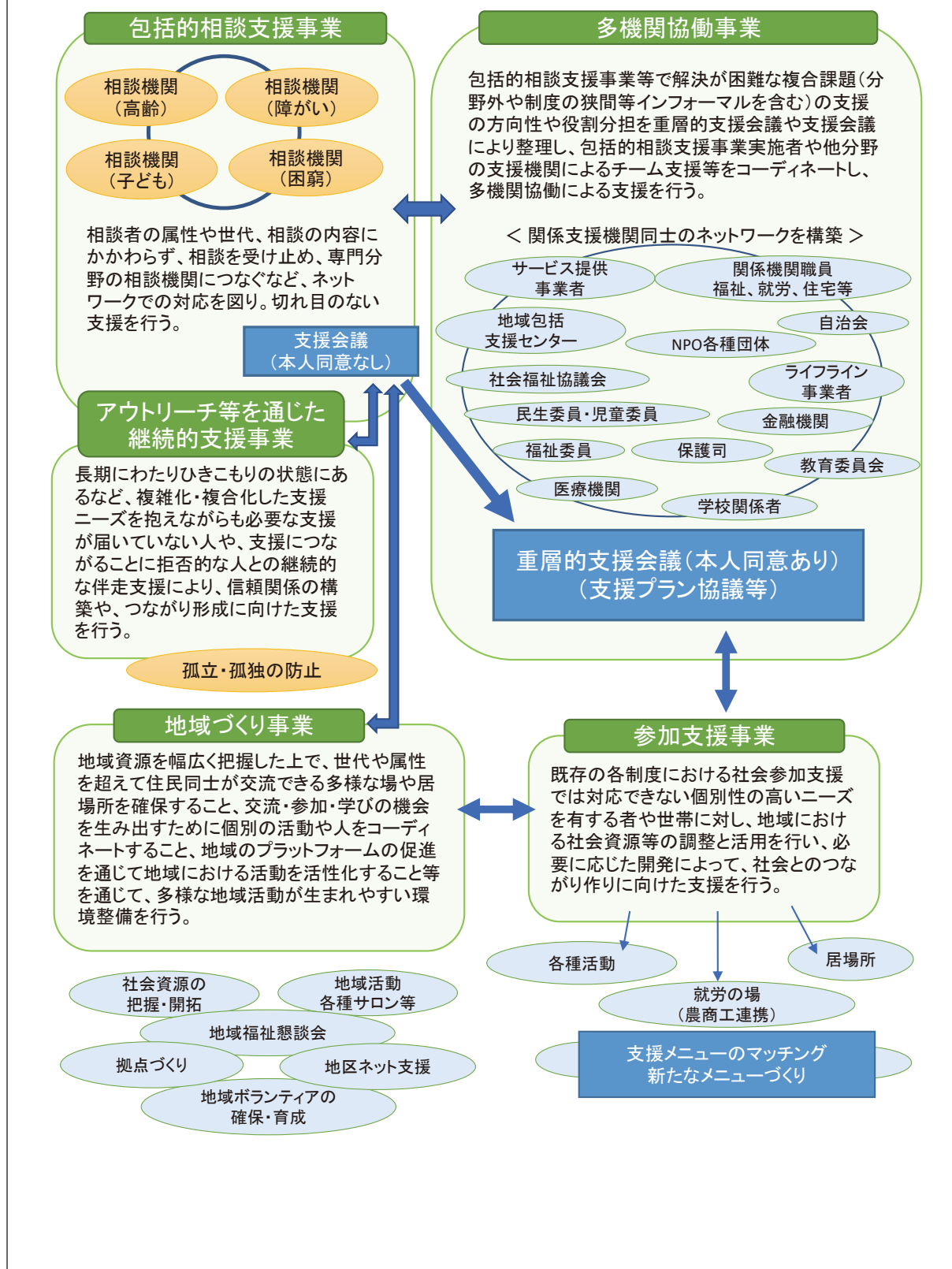
- 「ガリック娘」並びに「どこでもガアリっ子」の作業の充実により、社会とのつながりがない人をつなげるツールとして、企業との連携・協働により、就労や社会参加を進めていきます。



包括的支援体制イメージ図



重層的支援体制整備事業イメージ図



②コミュニティソーシャルワークができる体制づくり

これから目指す地域共生社会の実現に向けてはコミュニティソーシャルワークの考え方とその機能が発揮されることが不可欠です。地域での自立した生活を支援するには行政による支援や制度だけでなく住民参加や協働が重要といえます。

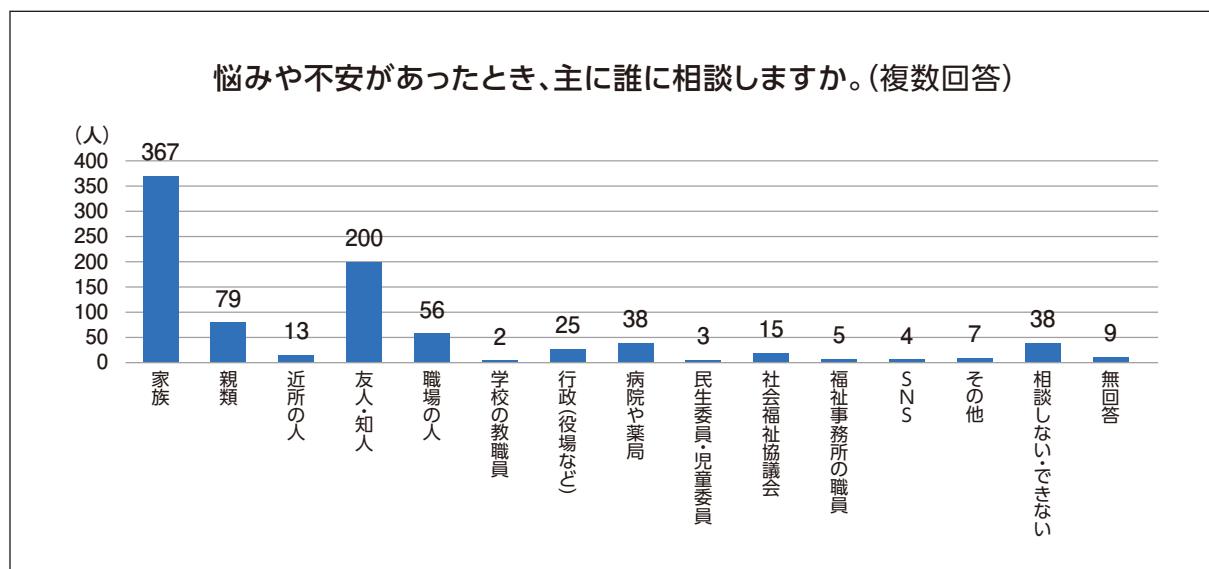
地域社会において、住民自身が生活課題(ニーズ)を発見し、排除することなくその解決に向けた取り組みを促進することが求められます。そうすることで住民の主体性を高め、住民活動に寄り添いながら、行政と住民の協働が推進されることが重要といえます。そのためには、活動を促進させるコミュニティソーシャルワーク機能が重要です。

近年の社会変化の中で孤立孤独の問題は全ての世代において深刻な状況といえます。また、価値観の多様化や外国人の方たちも含めた、地域共生社会の実現が目指されています。

誰もが心豊かに自立した生活が送れることができる地域共生社会を構築するためには顕在化された地域生活課題に対応するだけでなく、一人ひとりの個別課題を明らかにして、その課題解決を通じた地域づくりが求められています。

●施策の方向

- ◆重層的支援体制整備事業に取り組むにあたり、官民の連携協働について、また生活関連分野の連携や協働を目指します。
- ◆地域生活課題が多様化する中、住民の主体的な活動が推進されるようにこれまで以上の在り方の検討を進め、住民と行政による地域共生社会の実現に向けた体制づくりに取り組んでいきます。
- ◆個別課題を通じて、地域づくりに取り組めるよう地区ごとに、コミュニティソーシャルワーカーの配置を推進します。



※コロナ禍で家族にしか相談できなかったということもあり、孤立孤独の問題が地域の課題となっています。

■町の取組

- ◆庁内連携を強化し、住民に対する情報の共有を行い、課題を抱える個人や世帯等に対する課を超えた支援を促進していきます。
- ◆自治会加入の促進を図るとともに、地域活動に関する情報の発信や地域活動への理解及び認識の醸成を図り、地域の活性化を推進していきます。

■社会福祉協議会の取組

- ◆重層的支援体制整備事業を遂行できるようにするためにも、相談支援体制の充実、地域づくりの中核を担える人材のスキルアップを図りながら、琴平・榎井・五條・象郷の4地区に地区担当者による住民活動の活性化を図ります。
- ◆町内の社会福祉法人施設の参画を促し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人施設と共に、地域づくりを担えるように、香川おもいやりネットワーク事業の促進を図ります。

③日常生活への支援

地域の過疎化が進む中、商店の廃業やスーパーマーケットの減少にともない、家族の車やタクシーなどを利用しなければ徒歩圏内で買い物ができない高齢者や体の不自由な人が増加傾向にある中で、大型店舗が町外に進出することにより、商店街の衰退も目立ち、日常生活用品を購入する買物の場は減少傾向にあり「買物弱者」と言われる人たちが増加しています。

また、広い土地がない本町では、スーパーマーケットや大型店舗の誘致も難しいことから、買い物支援や病院、福祉施設に通える移動支援等の充実が求められています。

●施策の方向

- ◆高齢者や障がい者の方でも、気軽に買物に出られるような支援体制の整備を目指します。
- ◆買い物ボランティア、ゴミ出しなどの軽微な困りごとにおいて支援体制を充実させていきます。

■町の取組

- ◆商工会との連携により店舗のリニューアルや空き家対策に対しての補助金等を充実・推進し、町内の活性化を図っていきます。
- ◆買い物だけでなく、病院や福祉施設に通所できる移動支援体制を整備していきます。
- ◆高齢者運転免許証自主返納事業や高齢者福祉タクシー事業など、運転免許証がなくても、移動できる移動支援事業を充実させていきます。

■社会福祉協議会の取組

- ◆買い物支援等の生活支援の充実を目指し、こびら朝市や買い物号を町民が利用しやすいように協議をしています。
- ◆地域での自立した生活を支え合う仕組みや、住民相互の助け合いの輪を広げていけるような交流会などを行います。
- ◆ちょっとしたことを気軽に助け合える「ささえ愛隊」の推進をしています。

④琴平町再犯防止推進計画

琴平町再犯防止推進計画に向けた取組の推進

■計画の位置づけ

琴平町再犯防止推進計画は、琴平町地域福祉計画を上位計画として再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の「当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」を包含するものとして位置づけます。

■計画の方向性

令和5年3月に閣議決定された、国の第二次再犯防止推進計画では、地方公共団体との更なる連携を図るために、地域との包摂の推進が求められています。これからは、官民力を合わせて犯罪をした者等を受け入れる地域社会づくりが必要です。

琴平町では、早急に琴平町再犯防止推進計画に基づいて、具体的な取組を早急に推進していきます。

■町の取組

取組名	概要
再犯防止等に関する広報や啓発活動の推進	町内の主要な箇所に防犯カメラを増設していき、犯罪抑止力を高めて行きます。 イベント等を開催する際には、防犯パトロールを実施するなど、警察署と連携し、犯罪抑止力を高めます。
更生保護ボランティアの活動支援	地域における保護司、保護司会、更生保護女性会や地区協力雇用主会等と連携し、更生保護関係者の支援者団体が行う活動を支援するとともに、保護司の安定的確保に協力します。
関係機関・団体等との連携	犯罪をした者には、不安定な就労、生活困窮者、高齢者、障がい者、家庭環境等から起こる教育的貧困、薬物依存症などと言った「生きづらさ」を始めとする様々な要因が挙げられます。そうした犯罪をした者が矯正施設から退所等したときに、健全で自分らしい生活をするために、地域において必要な支援が受けられる体制づくりのため、関係機関や団体等との連携を強化します。
再犯防止等に関する広報や啓発活動の推進	社会を明るくする運動や7月の再犯防止啓発月間における広報や啓発活動を通じて、再犯防止に関する住民の理解を促進していきます。

■関係機関・団体等

名 称	所在地	電話番号
高松矯正管区	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-4455
高松刑務所	高松市松福町2-16-63	087-821-6116
丸亀拘置支所	丸亀市大手町3-4-30	0877-22-2807
高松少年鑑別所	高松市藤塚町3-7-28	087-834-1770
丸亀少女の家	丸亀市中津町28	0877-22-9226
四国少年院	善通寺市善通寺町2020番地	0877-62-1251
高松地方検察庁丸亀支部	丸亀市大手町3丁目4番30号	0877-23-5155
高松保護観察所	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-5445
コレワーク四国 (高松矯正管区矯正就労支援情報センター)	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	0120-29-5089
ハローワーク丸亀	丸亀市中府町1-6-36	0877-21-8609
琴平警察署	琴平町五條620番地1	0877-75-0110
琴平町社会福祉協議会	琴平町榎井891-1	0877-75-1371
琴平町地域包括支援センター	琴平町榎井891-1	0877-75-6880
仲多度地区保護司会	まんのう町宮田750-4 更生保護サポートセンター内	0877-89-0282
仲多度更生保護女性会	まんのう町吉野下281-1 四条公民館内	0877-56-4656
仲多度地区更生保護協力雇用主会	まんのう町宮田750-4 更生保護サポートセンター内	0877-89-0282

⑤権利擁護に関する支援体制の整備

虐待防止ネットワークの強化に努めるとともに、判断能力が不十分な状態であっても、地域で自立して生活できるように、民法上の成年後見人制度や日常生活自立支援事業等の利用促進を図ります。

●施策の方向

- ◆成年後見制度の利用促進を図っていきます。
- ◆判断能力が不十分な方への支援を推進します。
- ◆不安を減らし、日々の生活が充足できるように権利擁護支援に取り組みます。
- ◆日常的自立支援事業の利用促進を図っていきます。
- ◆虐待防止対策等への取り組みを図っていきます。

■町の取組

- ◆社会福祉協議会等の関係機関と随時協議しながら、情報共有を図っていきます。
- ◆琴平町虐待防止等対策地域協議会を中心に、関係機関によるネットワークを強化し、高齢者、障がい者、子ども等への虐待や配偶者等暴力等の未然防止と、早期発見、早期対応に努めていきます。
- ◆虐待防止ネットワークの構成員として、広く住民への啓発・啓蒙により地域全体により虐待の未然防止と早期発見対応に努めます。

■社会福祉協議会の取組

- ◆「地域が家族」を理念として、住民が支え合う仕組みをつくります。
- ◆相談窓口を充実します。
- ◆早期発見の仕組みをつくります。

⑥成年後見制度の利用促進

すべての町民が住み慣れた町でその人らしく、日常生活を過ごすことができるように、本人の意思を尊重した権利擁護の取組が必要となっています。認知症、知的障がい者や精神障がい者などにより、判断能力に不安がある人も、基本的な権利が守られ、適切なサポートを受けながら、その人らしい生活が送れるように取り組んでいく必要があります。

また、高齢化の進む本町では、今後身寄りのない高齢者（独居老人世帯）等の増加が見込まれることから、成年後見制度の必要性がより、高まることが予想されます。

成年後見制度とは、それら判断能力に不安がある人の代わりに、家庭裁判所によって選任された成年後見人などが、身上監護、財産や各種契約関係等を行い、その人の生活を保護し支援する制度です。

国では、平成28年(2016年)に「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)」を施行し、平成29年(2017年)度から令和3年(2021年)度までを第1期として「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。この計画は、全国どの地域でも成年後見制度を必要とする人が利用できる体制整備を進めることとしています。

令和4年(2023年)度から令和8年(2027年)度までの第2期では、「地域共生社会」の実現を目指して、全国どの地域でも支援を必要とする人も地域社会に参加し、自立した生活を送ることができるよう、権利擁護支援のネットワークの構築を一層充実されることが求められています。

●施策の方向

- ◆町民が地域社会の一員として住み慣れたまちで自分らしい暮らしを続けることができるよう、権利擁護支援における地域ネットワークを構築することで「地域共生社会」の実現を目指して行きます。

■町の取組

- ◆何らかの理由により、親族等からの協力が得られない事情で成年後見制度が利用できないことがないよう、既存のネットワークを整理、強化し活用していくことで、司法を含む専門分野の方々と連携体制を構築し、地域全体で支える体制を構築していきます。
- ◆中核機関である「琴平町成年後見利用促進実務者会議」が主体となり広報やホームページを活用し、制度の周知に努めるとともに、相談体制の強化を図り、成年後見制度の利用を含む権利擁護の体制づくりを強化していきます。
- ◆成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難な人に対して、琴平町成年後見制度利用支援事業要綱(平成20年琴平町要綱第7号)を活用し、制度の利用を促進していきます。
- ◆判断能力が十分でない認知症、知的障がい者や精神障がい者等の生活の自立を援助するために、琴平町成年後見制度における町長申立てに係る要綱(平成20年琴平町要綱第8号)により、成年後見制度について、住民からの通知で、成年後見、保佐及び補助の開始審判を行うことができる制度利用促進に努めていきます。
- ◆町だけでなく、県民全体としてとらえ、市町間の連携の強化に努めます。

■社会福祉協議会の取組

- ◆ホームページやSNSを活用して広報啓発活動の充実を図ります。
- ◆成年後見利用促進協議会への参画を推進していきます。
- ◆支援員の定例会をしていき、支援員の増員を目指します。

第5章 計画の推進に向けての方向性

1 計画の推進体制

本計画に掲載している活動や取組、具体策を推進していくために、町と社会福祉協議会、地域包括支援センター及び各種関係機関等が互いに協力して進捗管理を行っていきます。

(1) 本計画の周知及び地域課題の把握

本計画について町民や各種団体、福祉関連従事者、企業等に様々な機会や媒体を活用しながら周知に努め、計画の理念や目標、情報の共有を図っていくとともに、地域を支える民生委員・児童委員協議会、自治会、地区ネットワークやささえ愛隊等の各種団体による協議の場を設け、地域生活課題を明らかにし、重点課題についてはワーキンググループ等による対応策の検討を行い、地域生活課題に対応するために各種団体と町が協働できる体制づくりを構築することに努めます。その中で相談支援やアウトリーチによる支援といった役割分担を行なうことで、支援の必要な人に手が届くよう、現状把握に努めていきます。

(2) 庁内連携会議の推進

町役場すべての課(室及び局等含む。)及び教育委員会を含む庁内連携会議を随時開催し、各課で抱える、地域の課題を共有することにより、新たな課題への対応について協議していきます。また、福祉分野における各個別計画においては、上位計画である本計画との整合を図っていきます。

(3) 地域福祉推進実務者会議の充実

住民福祉課、社会福祉協議会及び地域包括支援センターで定期的に行う実務者会議において、地域福祉の推進に向けた方向性について協議を行っていきます。また、重要な課題等、より深い検討が必要な場合は、適宜協議して問題解決を図れる体制づくりを行います。

(4) 産官学による新たな連携

本計画を実施するにあたり、取り組み内容の精査、検証を行うための、各種団体(産)、町(官)や大学などの福祉に関する専門機関(学)が連携した協議会を創設し、計画だけに終わらせないための随時見直しを図って行ける体制づくりを行います。

2 地域福祉計画とSDGs

平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月に国連サミットで平成28年(2016年)から令和12年(2030年)の15年間で目標達成するために掲げられたSustainableサステイナブル Developmentデベロップメント Goalsゴールズいわゆる、SDGsエス・ディー・ジーズを国際目標として採択しました。

目標達成のためには「経済」「社会」「環境」の3つの要素が調和している状態が求められており、この目標は以前のMDGsと違い途上国だけでなく、先進国も参加する取組みとなっており、17のゴール(目標)とそれに伴い169のターゲット(解決課題)から構成されています。

琴平町では、地域福祉計画においても、SDGsの理念と地域共生社会の実現への考え方ではともに目指すところは同じであるという考えの基、本計画に連動し、17のゴールと関連づけて、施策の展開を図っています。



3 PDCAサイクルによる進行管理

本計画の進行管理に当たっては、PDCAサイクルにより毎年度計画の進捗状況の点検、施策の効果等の検証を行うとともに、新たな課題に対し、必要に応じて効果的に計画の見直しを行なっていきます。

■PDCAサイクル



第6章 各種相談窓口一覧

相談案件		内 容	相談窓内
人 づ く り	福祉への理解	●福祉に関する、広報やホームページに関する内容 ●高齢者疑似体験、高齢者や障がい者との交流事業 ●その他、福祉に関する事項	企画防災課 住民福祉課 社会福祉協議会
	福祉教育	幼少期からの福祉教育について	住民福祉課 生涯教育課 社会福祉協議会
	ボランティア活動	ボランティア活動に関する情報や相談	住民福祉課 社会福祉協議会 その他各種団体等
	人権問題に関する事項	昨今の様々な偏見や人権問題についての講演会や研修会について	企画防災課 ディ・サービスセンター
地 域 づ く り	育児や子育て	「たまご学級」・「ピヨピヨ広場」・「とっと相談」など	子ども・保健課
	憩いの場	町内では各地区に憩いの場（ひだまりクラブ・ちょっとこ場等）を設けています、お住まいの地区や行っている内容によってご相談ください。	住民福祉課 社会福祉協議会
	高齢者	高齢者、子どもや障がい者問題では、1つの課題ではなく複雑化した問題を抱える人が多くそれぞれの専門窓口では対応が困難な状況が多い。そのため多機関連携が重要であり、個々に対応できる総合窓口が必要となっています。	住民福祉課 子ども・保健課 生涯教育課 社会福祉協議会 地域包括支援センター
	子ども・子育て		
	障がい者		
	生活困窮	生活保護受給者には要件が満たないが、生活困窮している世帯に対し支援金を援助	住民福祉課 社会福祉協議会
	生活保護	生活困窮者の相談内容や要件により、申請できる	住民福祉課 中讃保健福祉事務所 社会福祉協議会
健康づくり	●「町民ハイキング」・「ニュースポーツ交流事業」 ●「ゆるーい健康太極拳」・「能力向上頭のげんき塾」など	生涯教育課 社会福祉協議会 等	

相談案件	内 容	相談窓内
安心・安全づくり	消費者問題 (特殊詐欺等)	企画防災課 琴平警察署
	転落防止対策	農政課
	道路や防犯灯	地域整備課
	防 犯 ・ 防 災	企画防災課 農政課
仕組みづくり	移動支援や 買い物支援	社会福祉協議会
	権利擁護に 関する相談 (成年後見人)	住民福祉課 社会福祉協議会 地域包括支援センター
	虐 待 ・ D V	企画防災課 住民福祉課 子ども・保健課 生涯教育課 社会福祉協議会 地域包括支援センター
	弁 護 士 相 談	社会福祉協議会
	免許証返納 タクシーチケット	企画防災課 住民福祉課

相談窓口に迷った場合、次の窓口にご連絡ください。

◎住民福祉課(社会福祉担当) **TEL.0877-75-6723**
〒766-8502 琴平町榎井817番地10

◎琴平町社会福祉協議会 **TEL.0877-75-1371**
〒766-0004 琴平町榎井891番地1

琴平町地域福祉計画策定委員会委員名簿

順不同

	役 職 名	氏 名	備 考
1	琴平町議会 議長	山 神 猛	
2	琴平町議会 教育厚生常任委員会 委員長	豊 嶋 浩 三	
3	仲多度南部医師会 会長	森 田 敏 郎	
4	琴平町民生委員児童委員協議会 会長	藤 井 孝 一	副 会 長
5	琴平町自治会連合会 会長	牧 山 正 三	
6	琴平町老人クラブ連合会 会長	田 中 武 彦	
7	仲多度地区保護司会 会長	西 原 弘 昌	
8	琴平町社会福祉協議会 会長	越 智 和 子	会 長
9	琴平地区ネット 代表	山 地 朗 雅	
10	榎井地区ネット 代表	草 薙 寛	
11	五條地区ネット 代表	田 中 順 一	
12	象郷地区ネット 代表	森 圭 市	
13	琴平町ボランティア連絡会議 代表	藤 井 保	
14	琴平町副町長	川 上 泰	

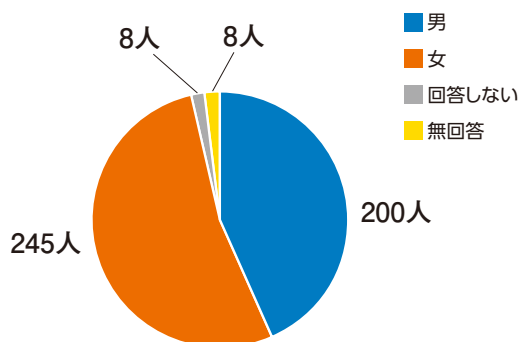
任期／令和5年11月30日～令和6年3月31日まで

第3次地域福祉計画策定アンケート結果(町民用)

調査対象	令和5年8月1日現在で琴平町に住所を有する18歳以上の方 1,000人		
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出		
調査方法	郵送による配布及び返信封筒により回収 ※回収は住民福祉課窓口持参あり。		
調査期間	令和5年9月1日～9月28日(消印有効)まで		
回収結果	配布数	回収数	回収率
	1,000票	461票	46.1%

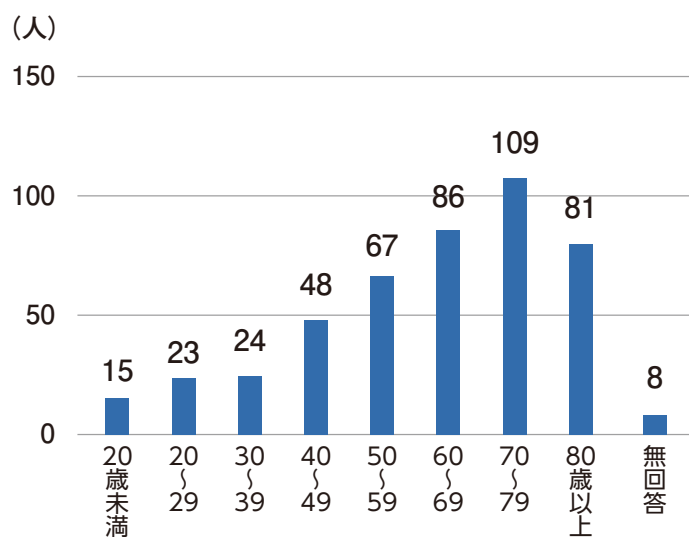
〈問1〉 あなたの性別をお聞かせください。(1つに○)

	(人)
男	200
女	245
回答しない	8
無回答	8



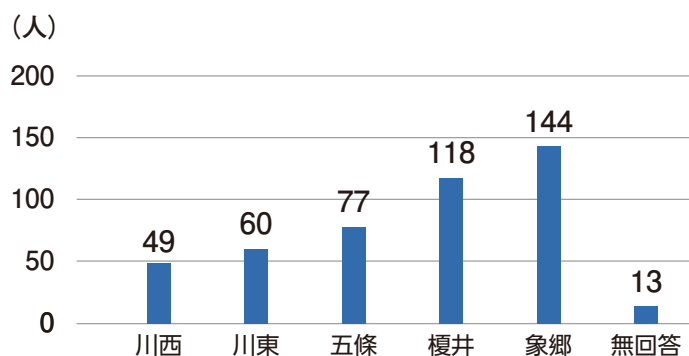
〈問2〉 年齢は、次のどれに該当しますか。(1つに○)

	(人)
20歳未満	15
20～29	23
30～39	24
40～49	48
50～59	67
60～69	86
70～79	109
80歳以上	81
無回答	8



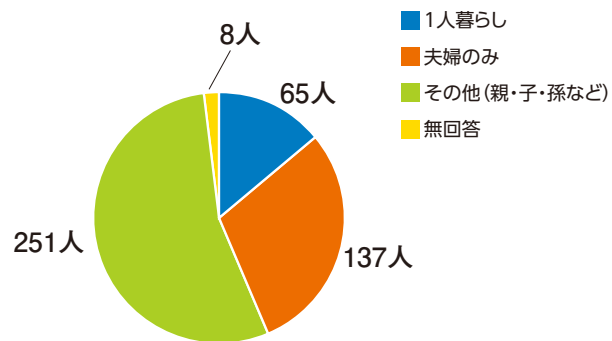
〈問3〉 お住まいの地区はどこですか。(1つに○)

	(人)
川西	49
川東	60
五條	77
榎井	118
象郷	144
無回答	13



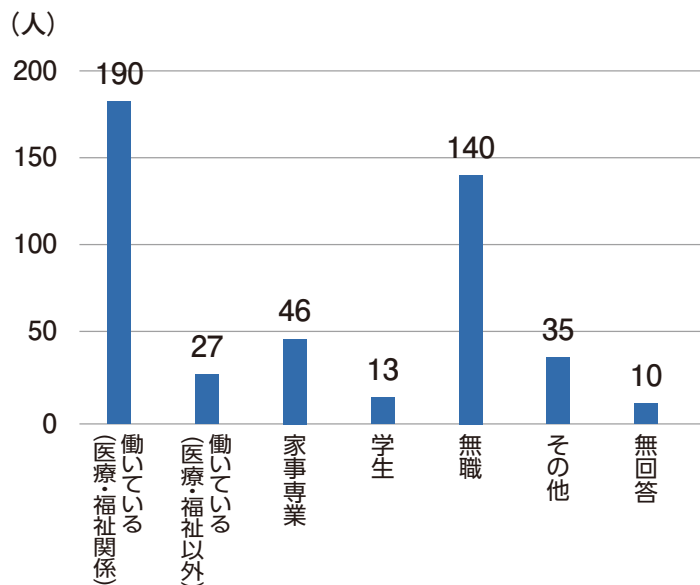
〈問4〉世帯構成は、次のどれに該当しますか。(1つに○)

	(人)
1人暮らし	65
夫婦のみ	137
その他(親・子・孫など)	251
無回答	8



〈問5〉現在の職業(パート等も含む)は次のどれに該当しますか。(主なもの1つに○)

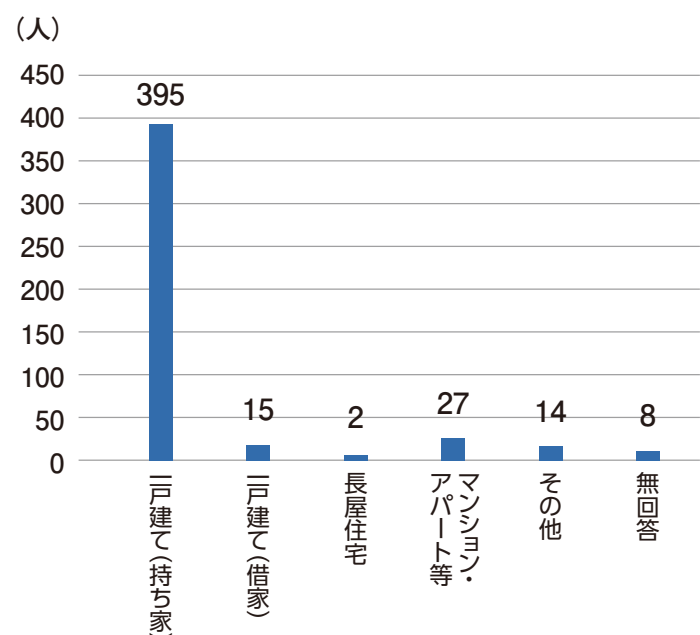
	(人)
働いている(医療・福祉関係)	190
働いている(医療・福祉以外)	27
家事専業	46
学生	13
無職	140
その他	35
無回答	10



その他・・・自営業、農業、シルバー、大工、造園業、建設業、パート など

〈問6〉居住形態についてお伺いします。(1つに○)

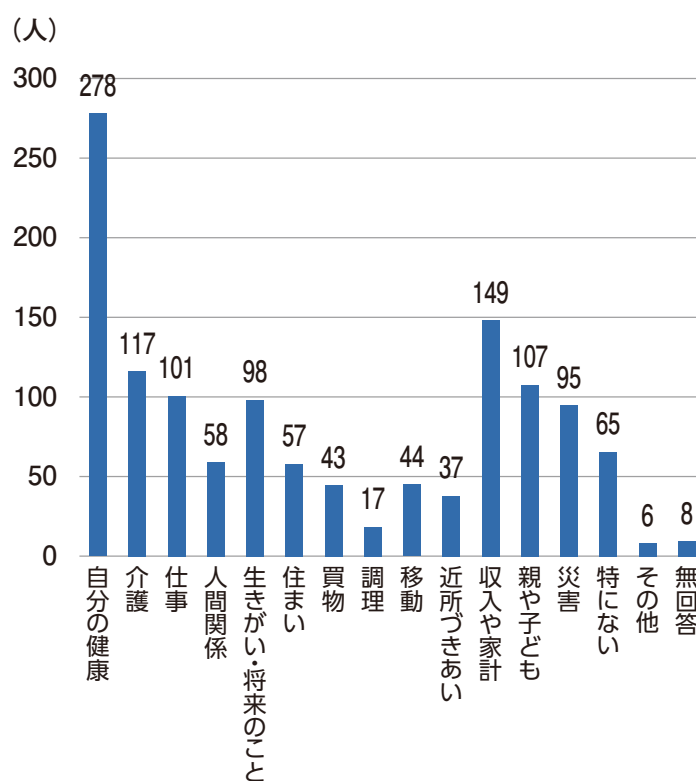
	(人)
一戸建て(持ち家)	395
一戸建て(借家)	15
長屋住宅	2
マンション・アパート等	27
その他	14
無回答	8



その他・・・ホテル、社宅 など

〈問7〉 あなたは、毎日の暮らしの中で、次のどのようなことに悩みや不安を感じることがありますか。(あてはまるものすべてに○)

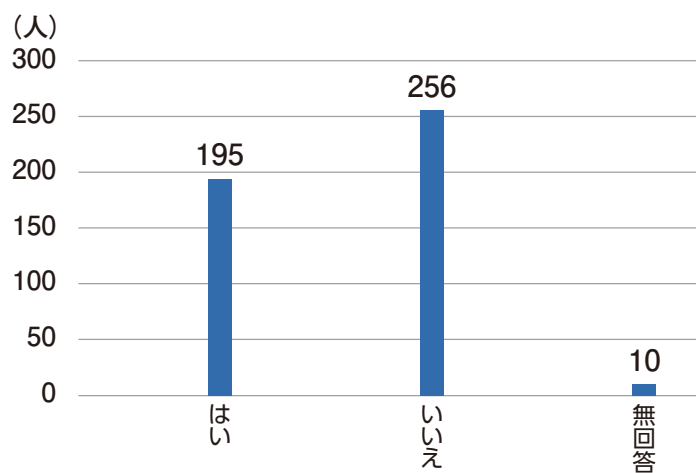
	(人)
自分の健康	278
介護	117
仕事	101
人間関係	58
生きがい・将来のこと	98
住まい	57
買物	43
調理	17
移動	44
近所づきあい	37
収入や家計	149
親や子ども	107
災害	95
特にない	65
その他	6
無回答	8



その他…近所の空き家、親の残した不動産や家屋の処分、病気、学業 など

〈問8〉 この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか。(どちらかに○)

	(人)
はい	195
いいえ	256
無回答	10



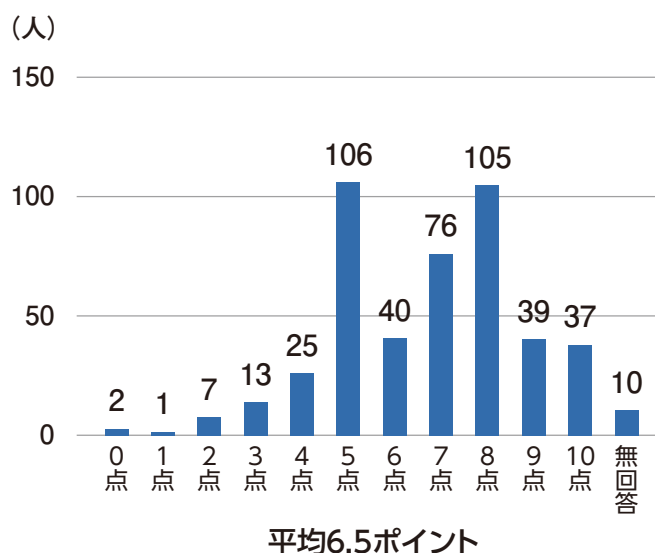
〈問9〉あなたは、現在どの程度幸せだと感じますか。

(「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として、○を1つ、付けてください)

とても不幸  とても幸せ

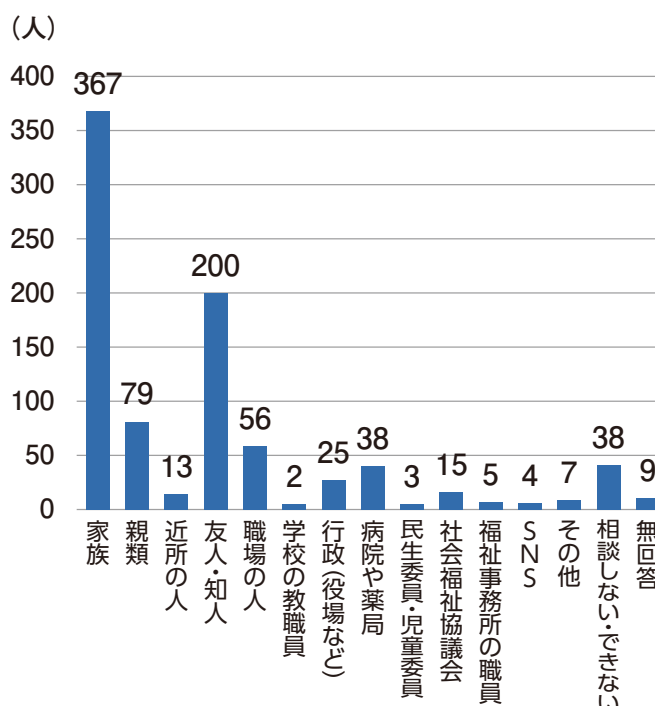
0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

(人)	
0点	2
1点	1
2点	7
3点	13
4点	25
5点	106
6点	40
7点	76
8点	105
9点	39
10点	37
無回答	10



〈問10〉悩みや不安があったとき、主に誰に相談しますか。(3つまでに○)

(人)	
家族	367
親類	79
近所の人	13
友人・知人	200
職場の人	56
学校の教職員	2
行政(役場など)	25
病院や薬局	38
民生委員・児童委員	3
社会福祉協議会	15
福祉事務所の職員	5
SNS	4
その他	7
相談しない・できない	38
無回答	9



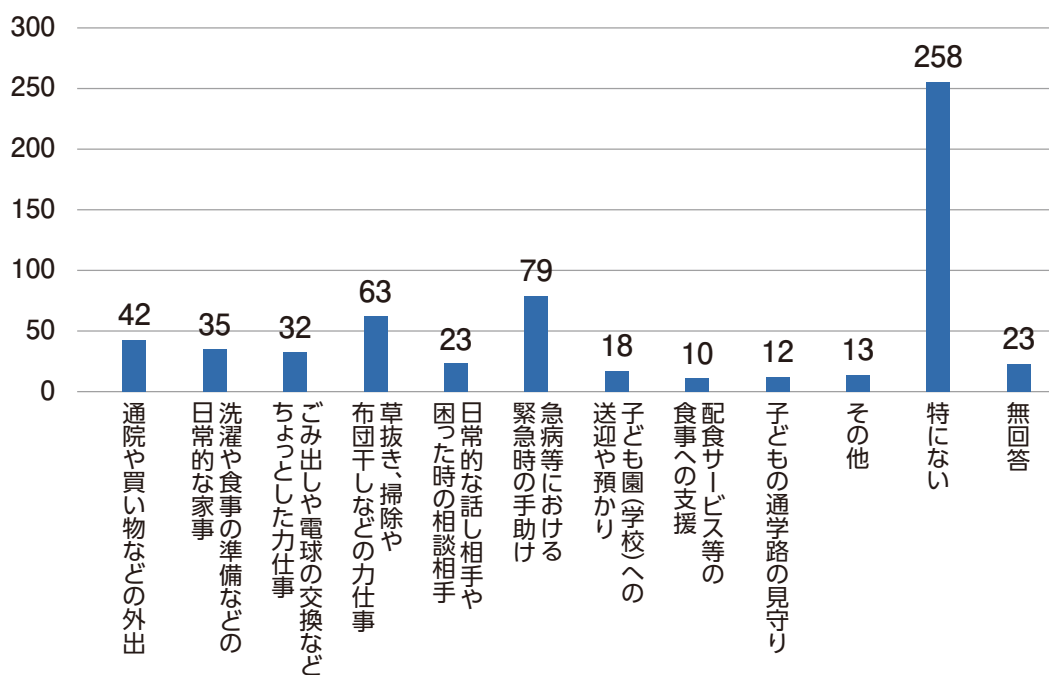
その他…ケアマネや医師等、自分で解決、内容による、それ程でないから、相談しても解決しない、信頼できる人がいない、相談しても仕方がない、他人に頼っても仕方がない、相談相手がわからない、思いを的確に伝えられない、相談した人に迷惑がかかる など

〈問11〉 日常生活を送る上で、手助けしてほしい(行ってほしい)と思うことがありますか。
(3つまでに○)

(人)

通院や買い物などの外出	42
洗濯や食事の準備などの日常的な家事	35
ごみ出しや電球の交換などちょっとした力仕事	32
草抜き、掃除や布団干しなどの力仕事	63
日常的な話し相手や困った時の相談相手	23
急病等における緊急時の手助け	79
子ども園(学校)への送迎や預かり	18
配食サービス等の食事への支援	10
子どもの通学路の見守り	12
その他	13
特にない	258
無回答	23

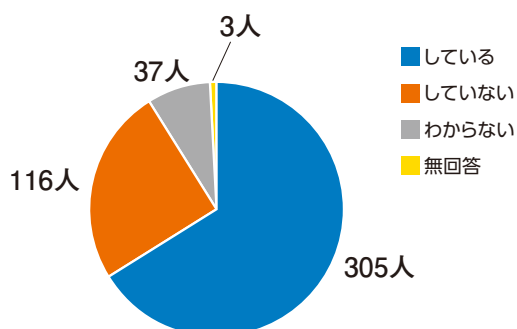
(人)



その他・・・病気になった時に救急車を呼べない、子どもの塾等への送迎、田畑の管理、アルコール依存症などの強制隔離、物価高騰による納税高が苦痛、母の世話、など

〈問12〉 あなたが今住んでいる地域の自治会に加入していますか。(1つに○)

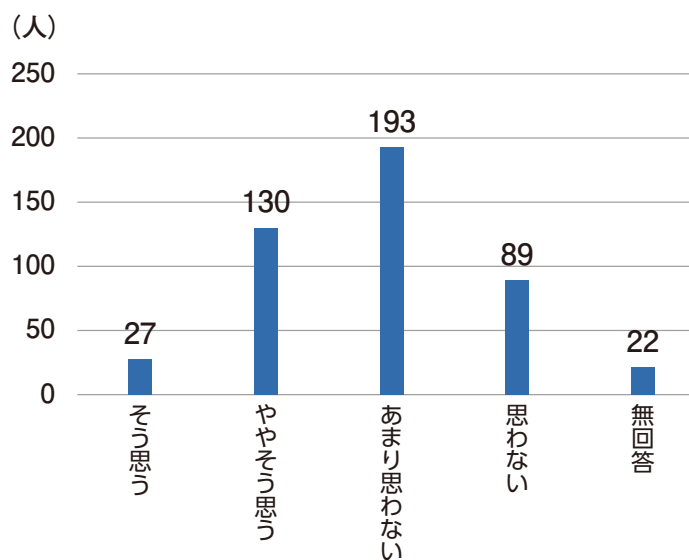
	(人)
している	305
していない	116
わからない	37
無回答	3



〈問13〉 あなたは、住んでいる地域の活動に対して、以下のことをどう感じていますか。
(それぞれ1つに○)

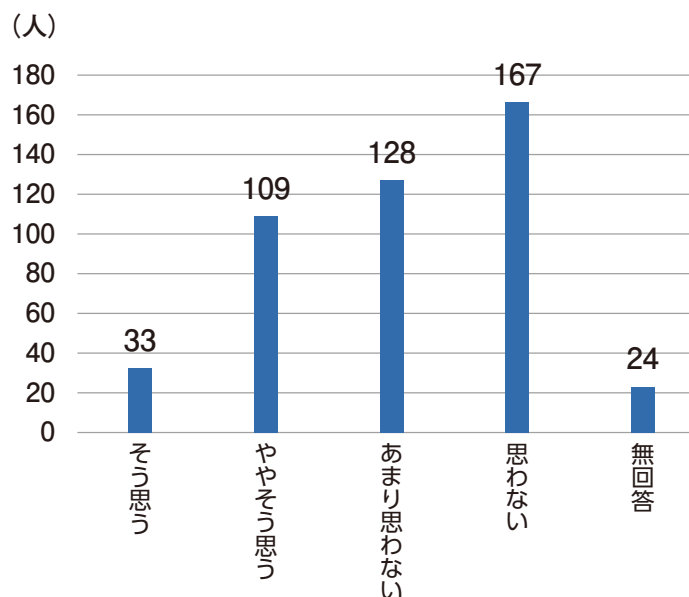
①自分の地域では地域活動が活発

	(人)
そう思う	27
ややそう思う	130
あまり思わない	193
思わない	89
無回答	22



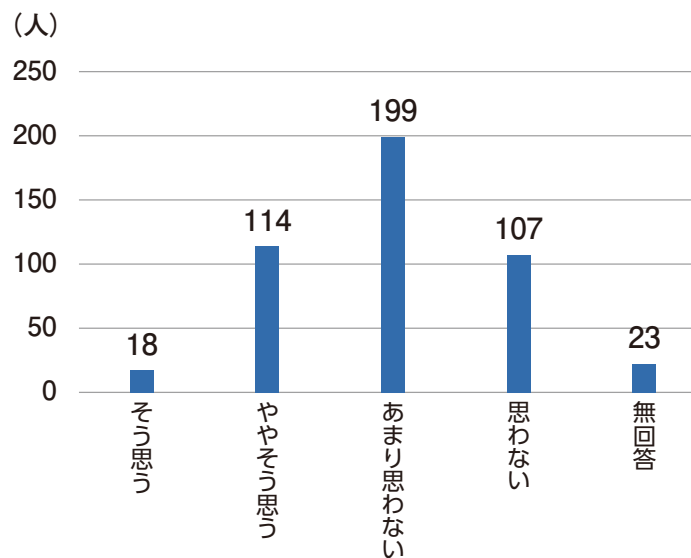
②自分自身は積極的に地域活動に参加している

	(人)
そう思う	33
ややそう思う	109
あまり思わない	128
思わない	167
無回答	24



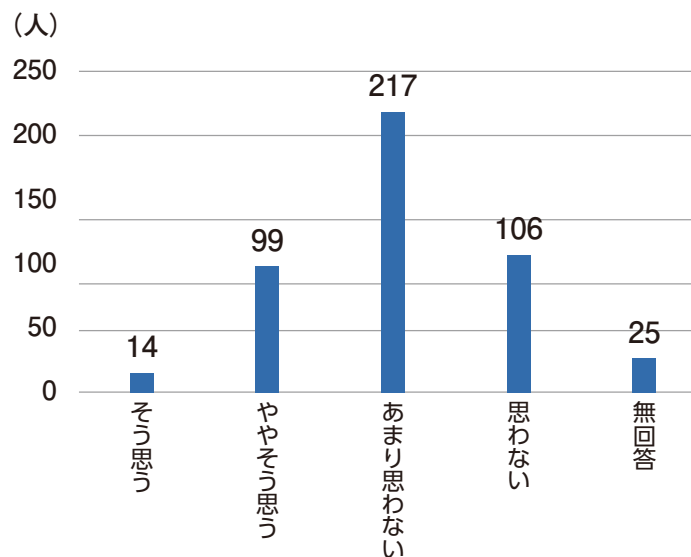
③自分の地域では、困っている人を助ける仕組みができている

	(人)
そう思う	18
ややそう思う	114
あまり思わない	199
思わない	107
無回答	23



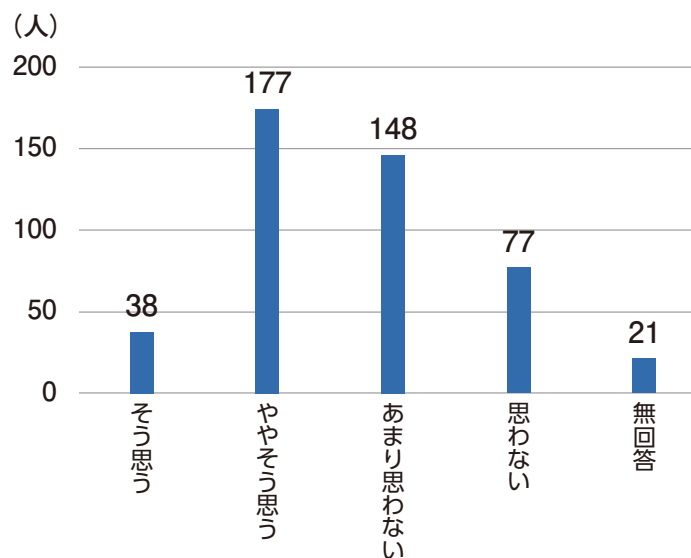
④自分の地域では、日頃から防犯のための目配りができている

	(人)
そう思う	14
ややそう思う	99
あまり思わない	217
思わない	106
無回答	25



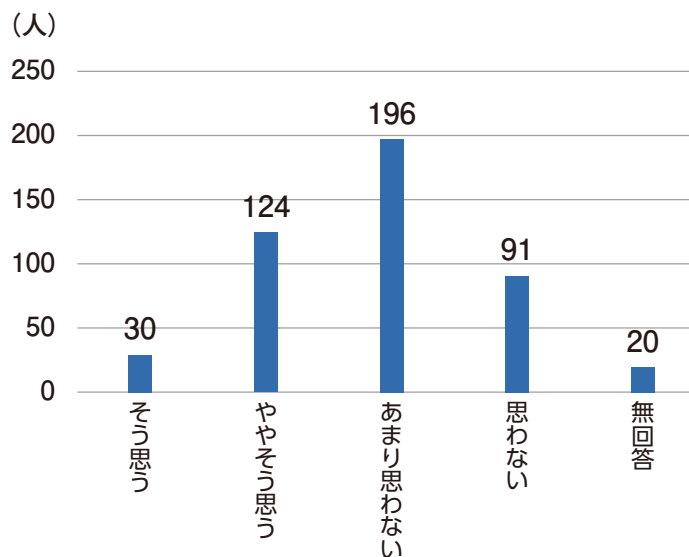
⑤自分の地域では、災害が起ころってもみんなで助け合えると思う

	(人)
そう思う	38
ややそう思う	177
あまり思わない	148
思わない	77
無回答	21



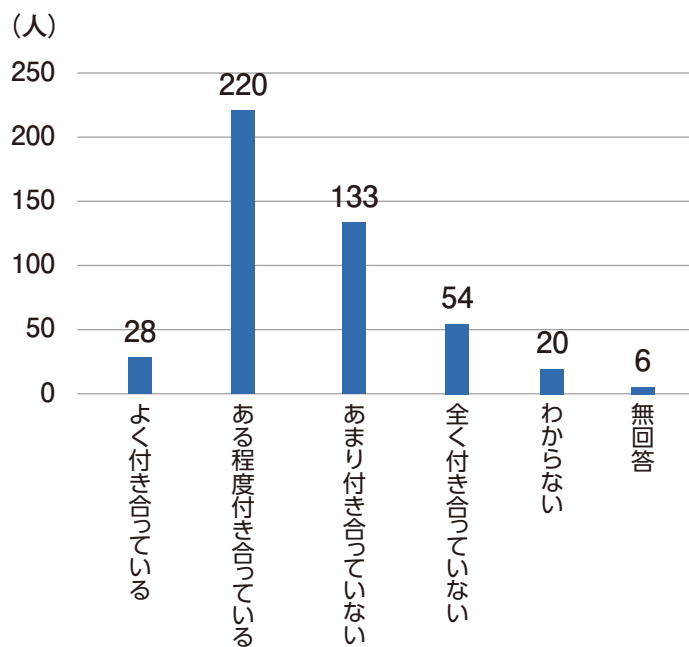
⑥自分の地域は、環境美化活動に熱心である

	(人)
そう思う	30
ややそう思う	124
あまり思わない	196
思わない	91
無回答	20



〈問14〉あなたは、地域での付き合いをどの程度していますか。(1つに○)

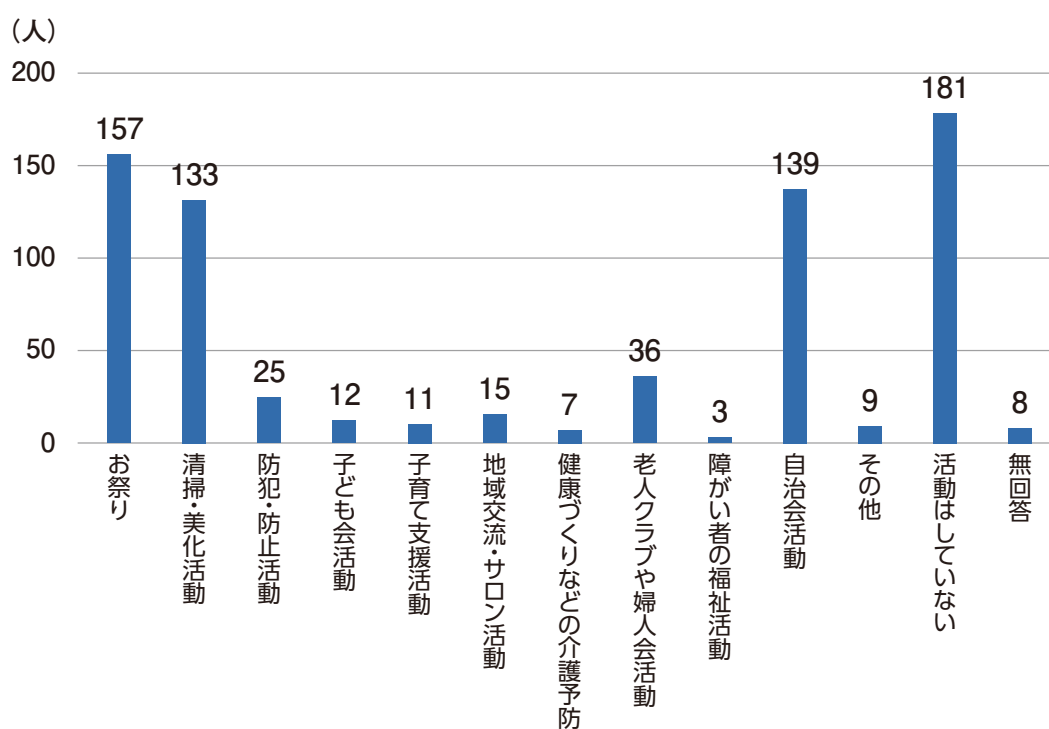
	(人)
よく付き合っている	28
ある程度付き合っている	220
あまり付き合っていない	133
全く付き合っていない	54
わからない	20
無回答	6



〈問15〉 あなたは、地域で行われている行事や活動などに参加していますか。
(3つまでに○)

(人)

お祭り	157
清掃・美化活動	133
防犯・防止活動	25
子ども会活動	12
子育て支援活動	11
地域交流・サロン活動	15
健康づくりなどの介護予防	7
老人クラブや婦人会活動	36
障がい者の福祉活動	3
自治会活動	139
その他	9
活動はしていない	181
無回答	8

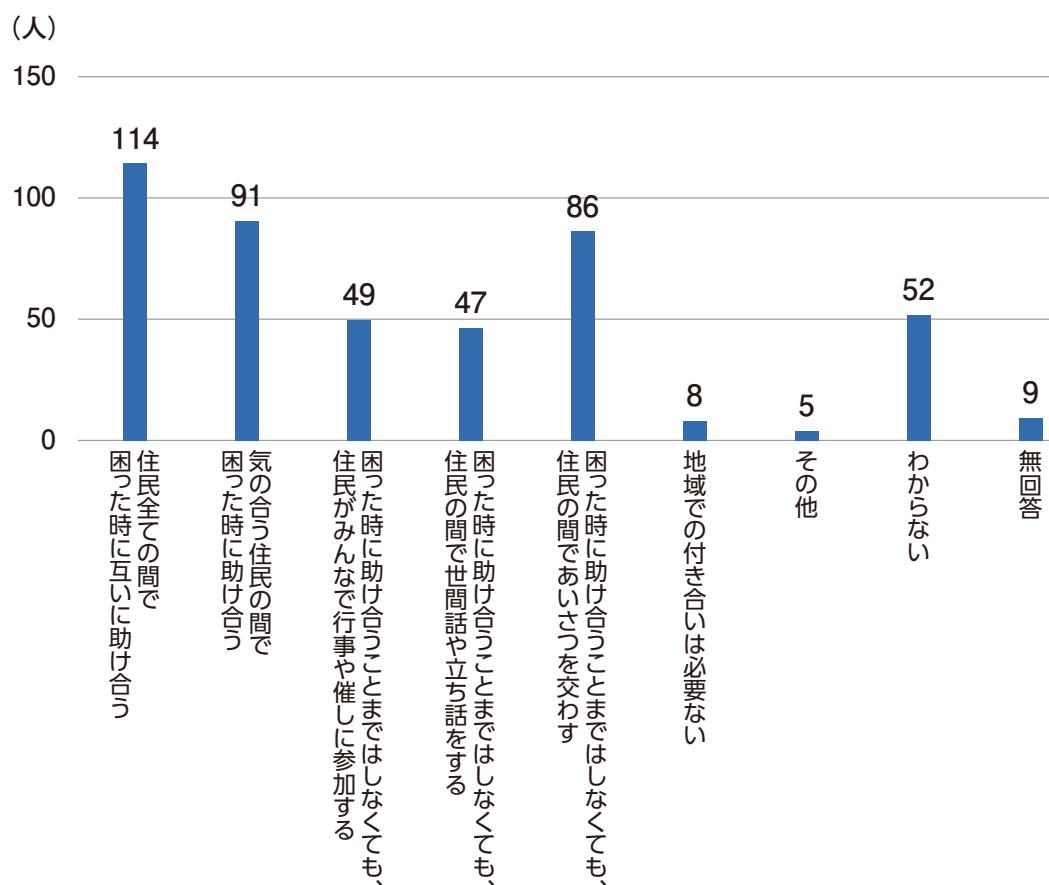


その他・・・神社総代、交通安全、イベント、高齢等でできない など

〈問16〉 地域での付き合いは、どの程度が望ましいと思いますか。(1つに○)

(人)

住民全ての間で困った時に互いに助け合う	114
気の合う住民の間で困った時に助け合う	91
困った時に助け合うことまではしなくても、住民がみんなで行事や催しに参加する	49
困った時に助け合うことまではしなくても、住民の間で世間話や立ち話をする	47
困った時に助け合うことまではしなくても、住民の間であいさつを交わす	86
地域での付き合いは必要ない	8
その他	5
わからない	52
無回答	9



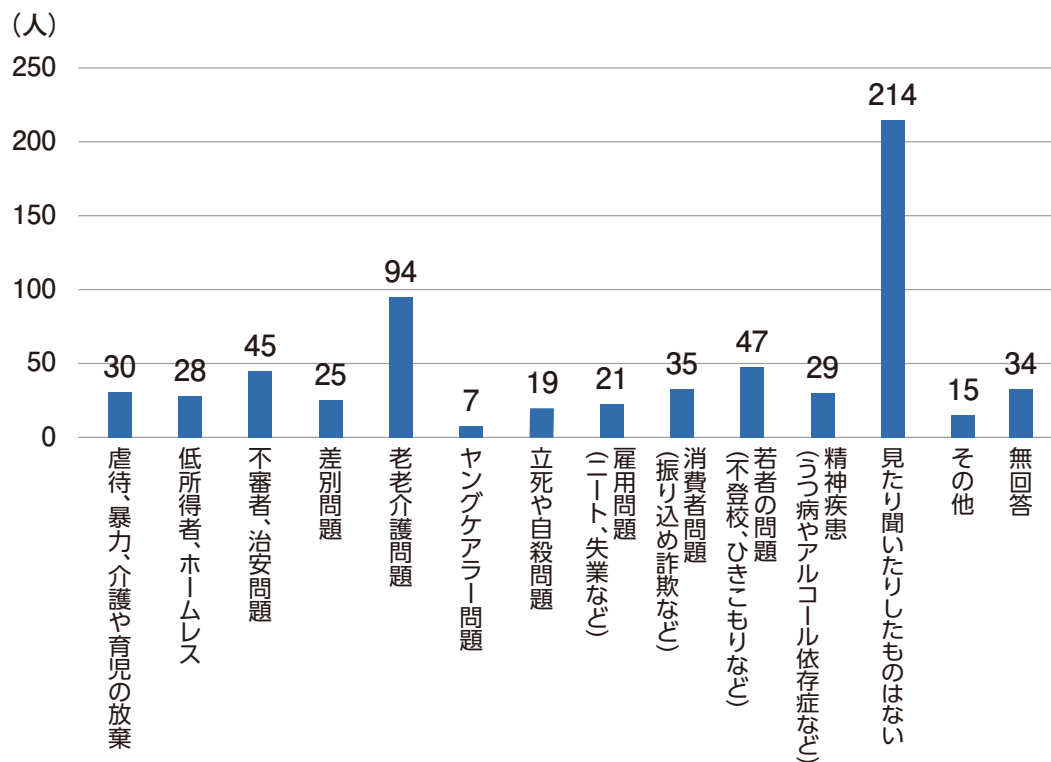
その他・・・その時々で必要に応じた付き合い、個人によって考えが異なるため付かず離れず見守り、
本人が言えば地域で協力できる、人に迷惑をかけないようにしている など

〈問17〉 あなたは、下記のような福祉的な支援が必要と思われる課題について、この1年間に琴平町内で見たり聞いたりしましたか。(あてはまるものすべてに○)

(人)

虐待、暴力、介護や育児の放棄	30
低所得者、ホームレス	28
不審者、治安問題	45
差別問題	25
老老介護問題	94
ヤングケアラー問題	7
孤立死や自殺問題	19
雇用問題(ニート、失業など)	21
消費者問題(振り込め詐欺など)	35
若者の問題(不登校、ひきこもりなど)	47
精神疾患(うつ病やアルコール依存症など)	29
見たり聞いたりしたものはなし	214
その他	15
無回答	34

※ヤングケアラーとは、本来大人が担うようなケア(家事、世話や介護など)を日常的に行っている18歳未満の子どものこと。



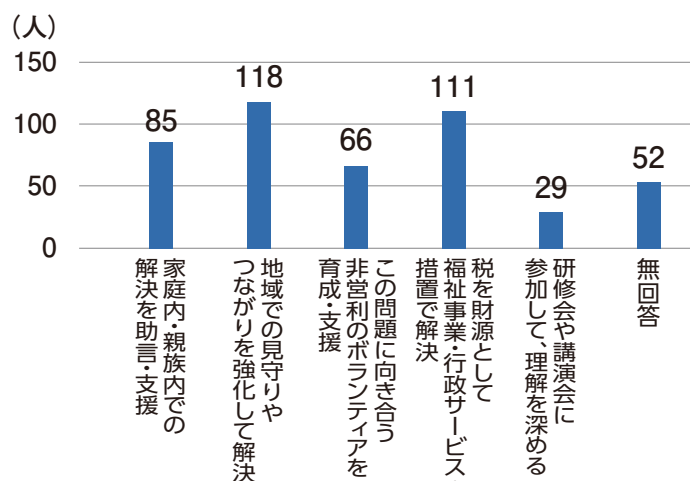
その他・・・ごみ屋敷、結婚問題、ネグレクト(放任・ほったらかし)、認知症問題 など

〈問18〉 あなたは、問17のような福祉課題を解決していくために、今後、どのような取り組みを重視すべきと思いますか。(それぞれ最も重視すべきと思うもの1つに○)

①虐待、暴力、介護や育児の放棄に対して

(人)

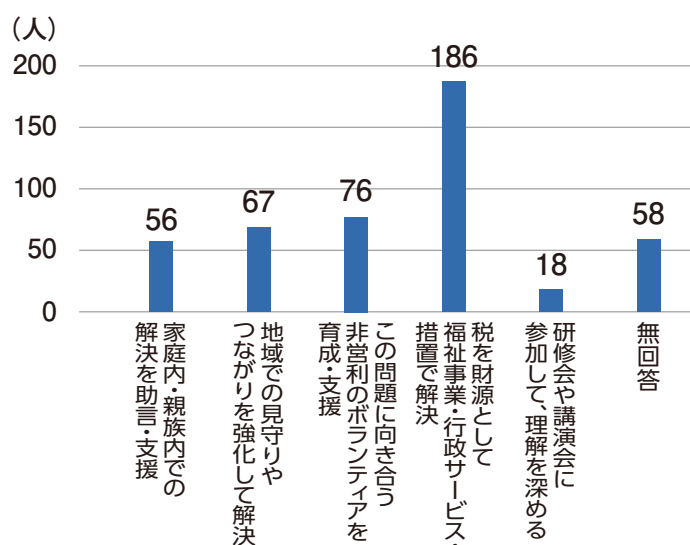
家庭内・親族内での解決を助言・支援	85
地域での見守りやつながりを強化して解決	118
この問題に向き合う非営利のボランティアを育成・支援	66
税を財源として福祉事業・行政サービス・措置で解決	111
研修会や講演会に参加して、理解を深める	29
無回答	52



②低所得、ホームレスに対して

(人)

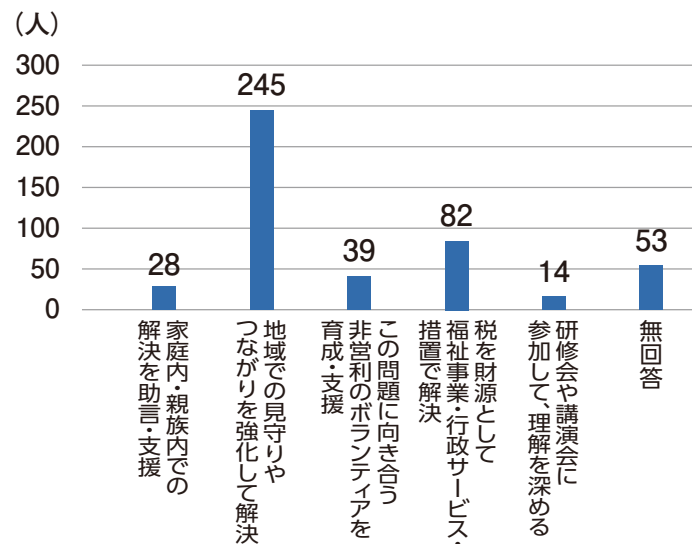
家庭内・親族内での解決を助言・支援	56
地域での見守りやつながりを強化して解決	67
この問題に向き合う非営利のボランティアを育成・支援	76
税を財源として福祉事業・行政サービス・措置で解決	186
研修会や講演会に参加して、理解を深める	18
無回答	58



③不審者、治安問題に対して

(人)

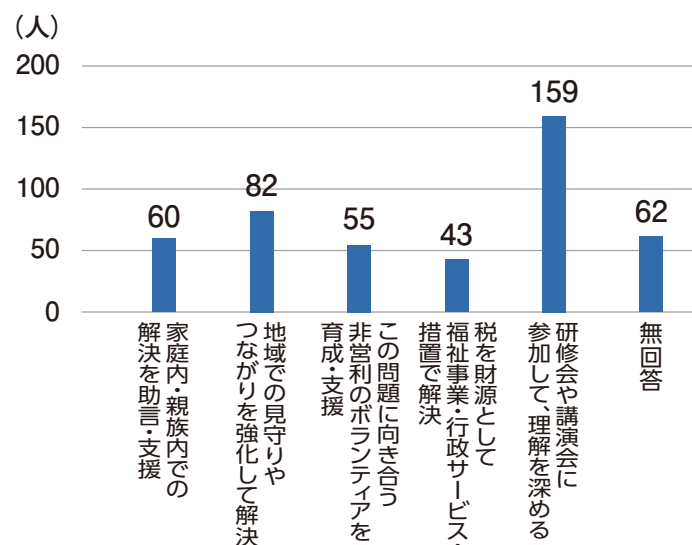
家庭内・親族内での解決を助言・支援	28
地域での見守りやつながりを強化して解決	245
この問題に向き合う非営利のボランティアを育成・支援	39
税を財源として福祉事業・行政サービス・措置で解決	82
研修会や講演会に参加して、理解を深める	14
無回答	53



④差別問題に対して

(人)

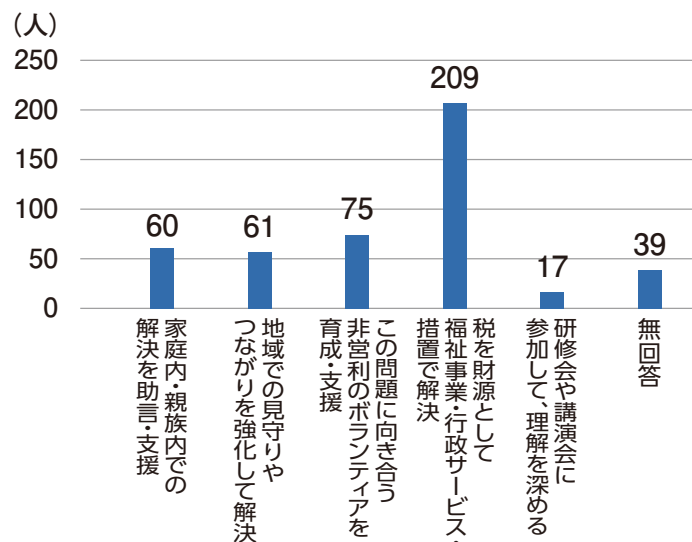
家庭内・親族内での解決を助言・支援	60
地域での見守りやつながりを強化して解決	82
この問題に向き合う非営利のボランティアを育成・支援	55
税を財源として福祉事業・行政サービス・措置で解決	43
研修会や講演会に参加して、理解を深める	159
無回答	62



⑤老老介護問題に対して

(人)

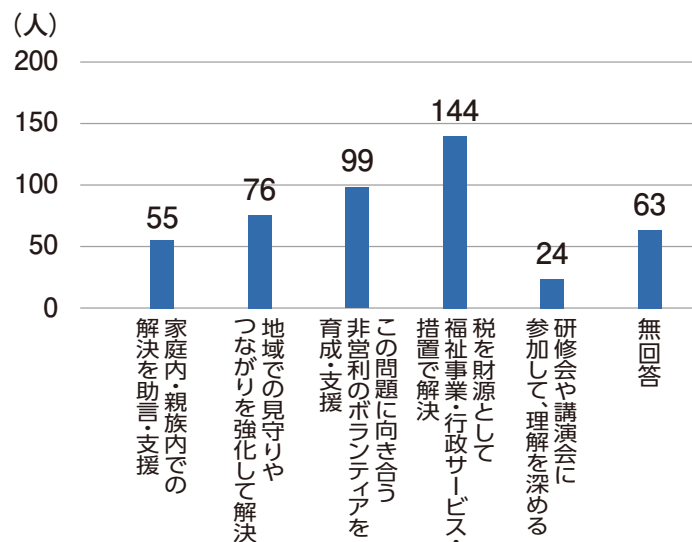
家庭内・親族内での解決を助言・支援	60
地域での見守りやつながりを強化して解決	61
この問題に向き合う非営利のボランティアを育成・支援	75
税を財源として福祉事業・行政サービス・措置で解決	209
研修会や講演会に参加して、理解を深める	17
無回答	39



⑥ヤングケアラー問題に対して ※今回(令和5年)から新たな設問

(人)

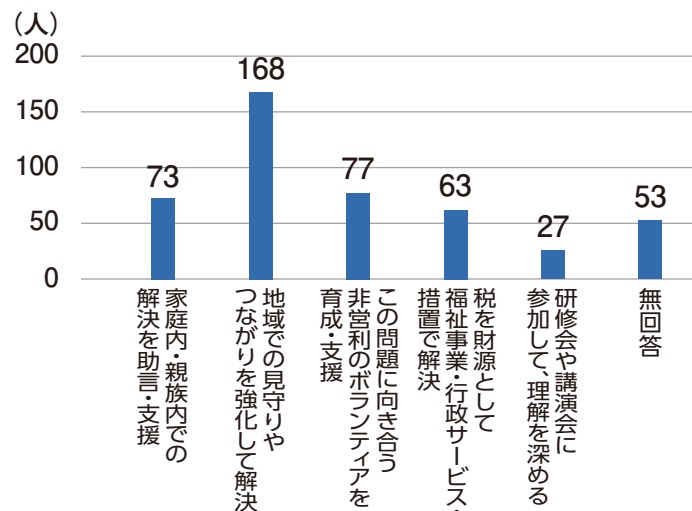
家庭内・親族内での解決を助言・支援	55
地域での見守りやつながりを強化して解決	76
この問題に向き合う非営利のボランティアを育成・支援	99
税を財源として福祉事業・行政サービス・措置で解決	144
研修会や講演会に参加して、理解を深める	24
無回答	63



⑦孤立死や自殺問題に対して

(人)

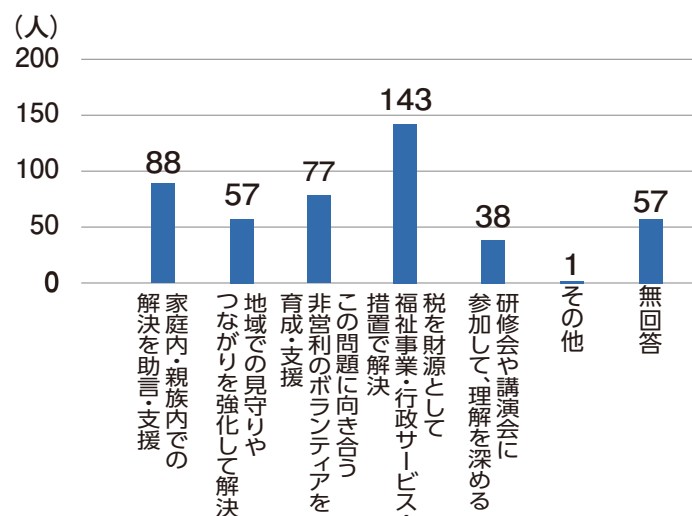
家庭内・親族内での解決を助言・支援	73
地域での見守りやつながりを強化して解決	168
この問題に向き合う非営利のボランティアを育成・支援	77
税を財源として福祉事業・行政サービス・措置で解決	63
研修会や講演会に参加して、理解を深める	27
無回答	53



⑧雇用問題(ニート、失業など)に対して

(人)

家庭内・親族内での解決を助言・支援	88
地域での見守りやつながりを強化して解決	57
この問題に向き合う非営利のボランティアを育成・支援	77
税を財源として福祉事業・行政サービス・措置で解決	143
研修会や講演会に参加して、理解を深める	38
その他	1
無回答	57

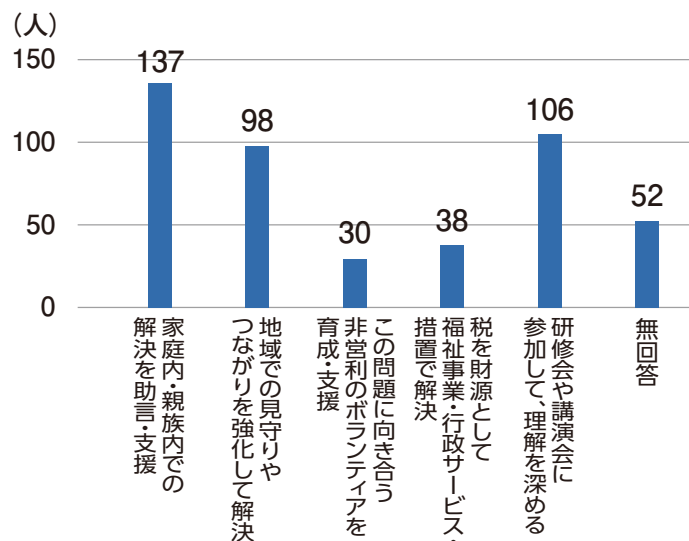


その他・・・専門家の相談窓口が必要

⑨消費者問題(振り込め詐欺など)に対して

(人)

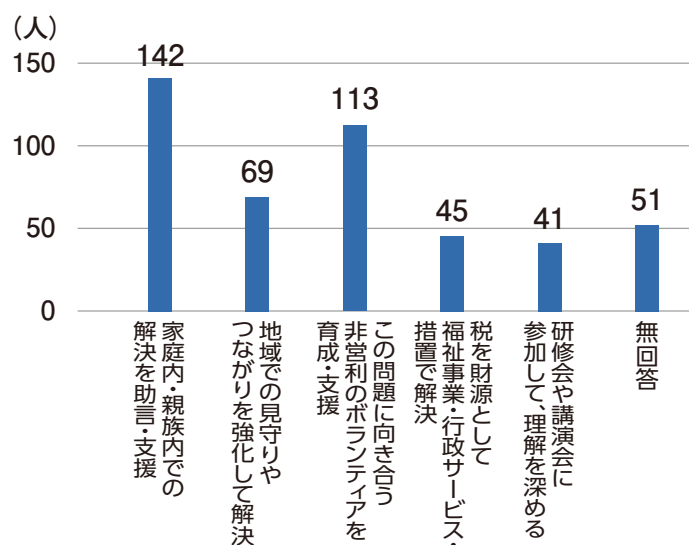
家庭内・親族内での解決を助言・支援	137
地域での見守りやつながりを強化して解決	98
この問題に向き合う非営利のボランティアを育成・支援	30
税を財源として福祉事業・行政サービス・措置で解決	38
研修会や講演会に参加して、理解を深める	106
無回答	52



⑩若者の問題(不登校、ひきこもりなど)に対して

(人)

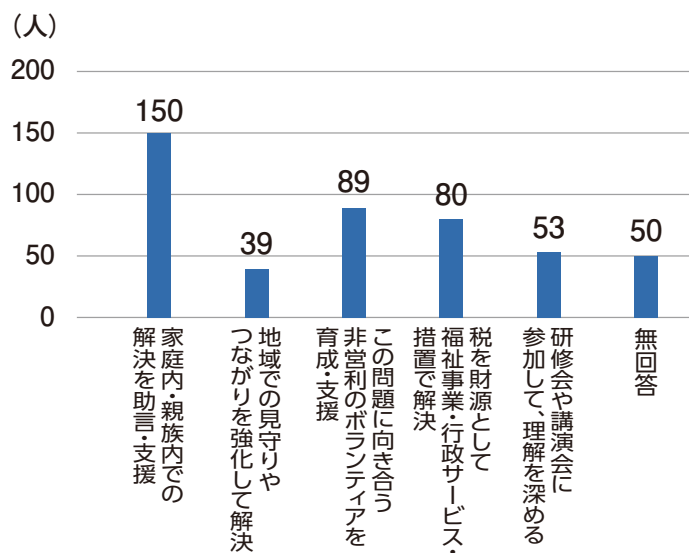
家庭内・親族内での解決を助言・支援	142
地域での見守りやつながりを強化して解決	69
この問題に向き合う非営利のボランティアを育成・支援	113
税を財源として福祉事業・行政サービス・措置で解決	45
研修会や講演会に参加して、理解を深める	41
無回答	51



⑪精神疾患(うつ病やアルコール依存症など)に対して

(人)

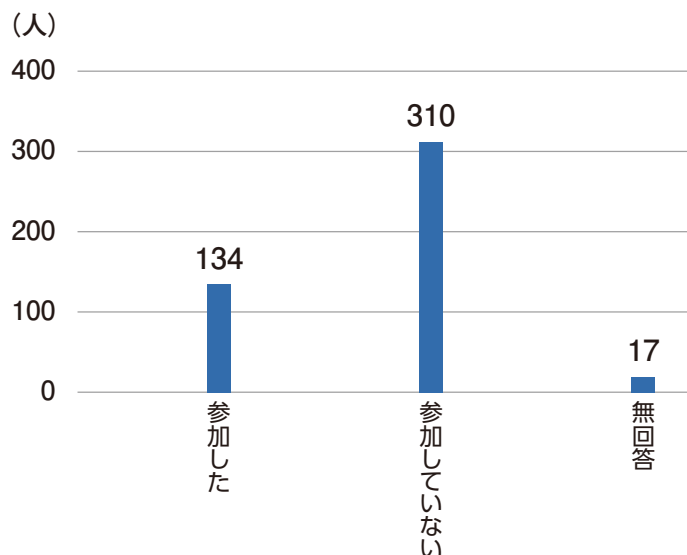
家庭内・親族内での解決を助言・支援	150
地域での見守りやつながりを強化して解決	39
この問題に向き合う非営利のボランティアを育成・支援	89
税を財源として福祉事業・行政サービス・措置で解決	80
研修会や講演会に参加して、理解を深める	53
無回答	50



〈問19〉 あなたはこの1年間に何らかのボランティア活動に参加しましたか。(1つに○)

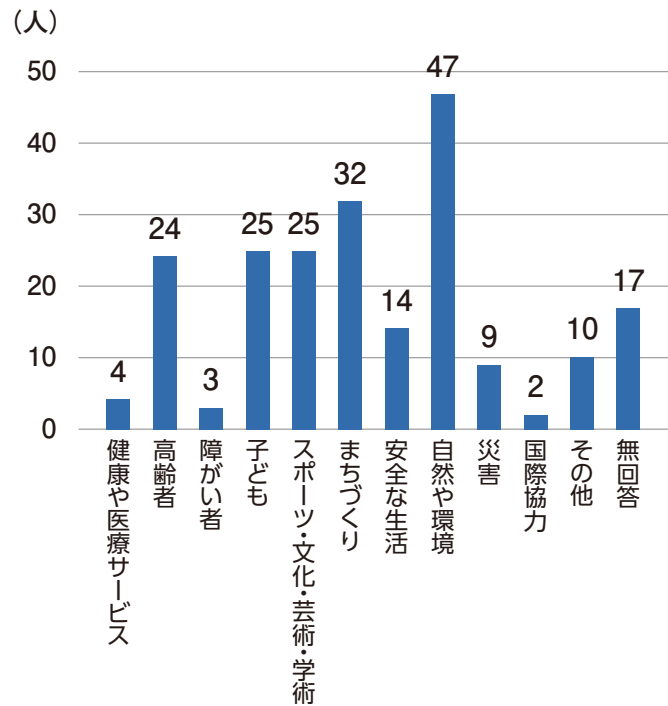
※福祉に限らず、まちづくり全体の分野で考えてください。自治会などでの活動も含みます。

参加した	134
参加していない	310
無回答	17



(2) どんな分野の活動に参加しましたか。(あてはまるものすべてに○)

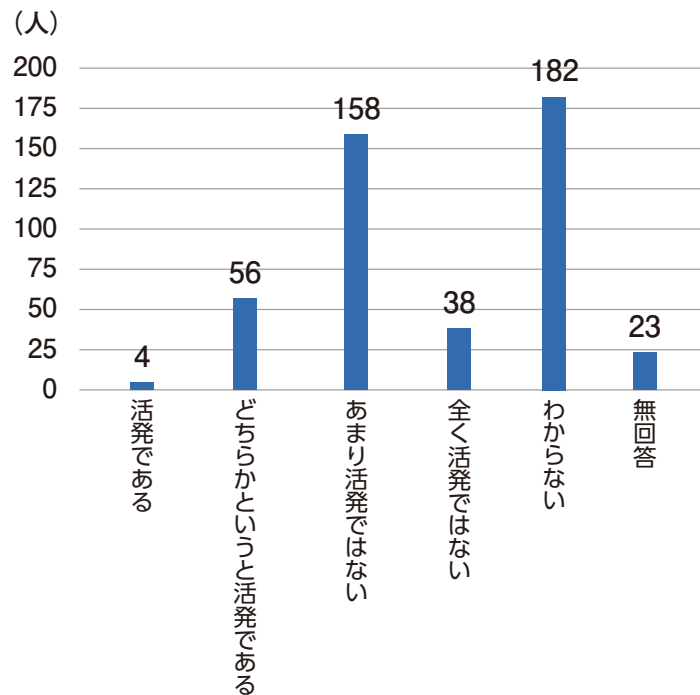
	(人)
健康や医療サービス	4
高齢者	24
障がい者	3
子ども	25
スポーツ・文化・芸術・学術	25
まちづくり	32
安全な生活	14
自然や環境	47
災害	9
国際協力	2
その他	10
無回答	17



その他・・・弁当(給食)作り、クリーン作戦、ユニセフ募金、自治会活動、水路清掃、マイノリティ(少数派)の相談、買物の手伝い など

〈問20〉 あなたは、琴平町が、近隣市町に比べて、ボランティア活動が活発だと思いますか。

	(人)
活発である	4
どちらかというと活発である	56
あまり活発ではない	158
全く活発ではない	38
わからない	182
無回答	23

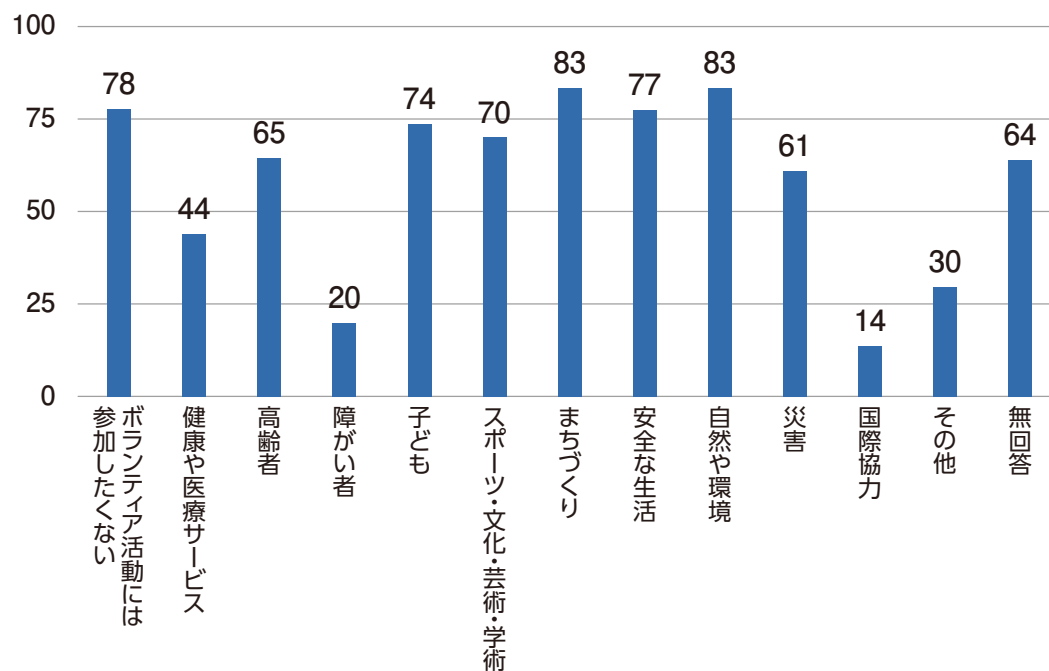


〈問21〉 今後、参加したいボランティア活動はどの分野ですか。現在参加しているものも含めて選んでください。(あてはまるものすべてに○)

(人)

ボランティア活動には参加したくない	78
健康や医療サービス	44
高齢者	65
障がい者	20
子ども	74
スポーツ・文化・芸術・学術	70
まちづくり	83
安全な生活	77
自然や環境	83
災害	61
国際協力	14
その他	30
無回答	64

(人)



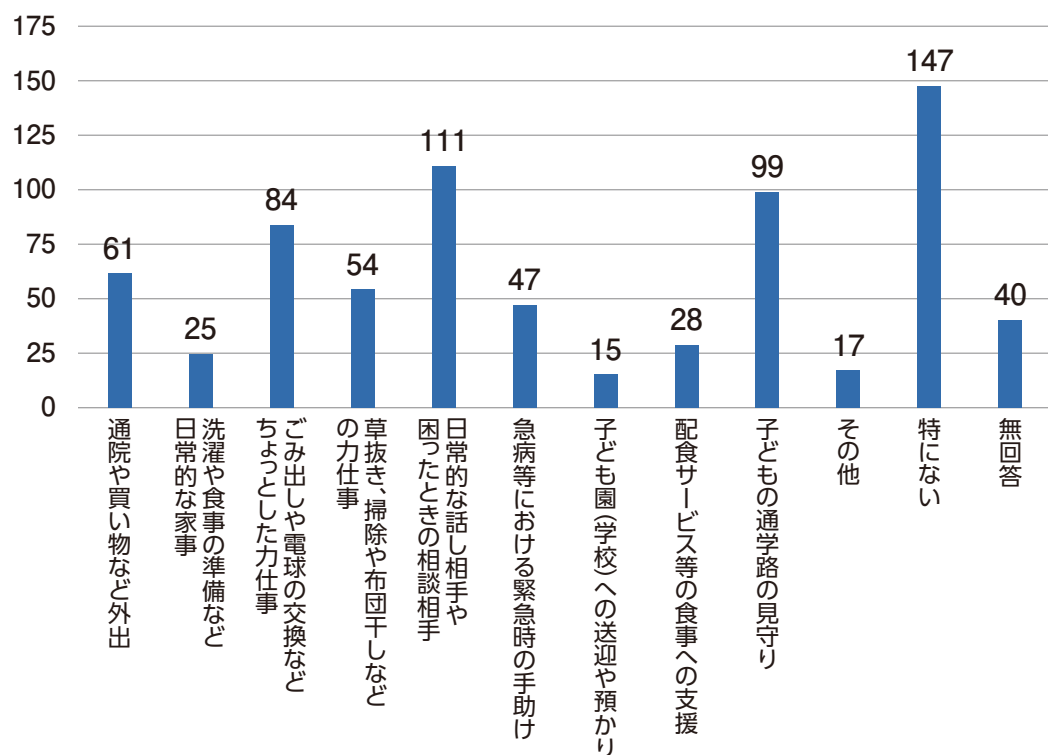
その他・・・こども食堂、本の読み聞かせ、必要とされた活動、マイノリティに対する活動、自治会活動、やりがいを感じるもの、買物の手伝い、清掃活動が高齢等のためできない、参加したことがないのでわからない、時間がない など

〈問22〉 あなたが、手助けできると思う地域での支え合い活動は何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

(人)

通院や買い物など外出	61
洗濯や食事の準備など日常的な家事	25
ごみ出しや電球の交換などちょっとした力仕事	84
草抜き、掃除や布団干しなどの力仕事	54
日常的な話し相手や困ったときの相談相手	111
急病等における緊急時の手助け	47
子ども園(学校)への送迎や預かり	15
配食サービス等の食事への支援	28
子どもの通学路の見守り	99
その他	17
特にない	147
無回答	40

(人)

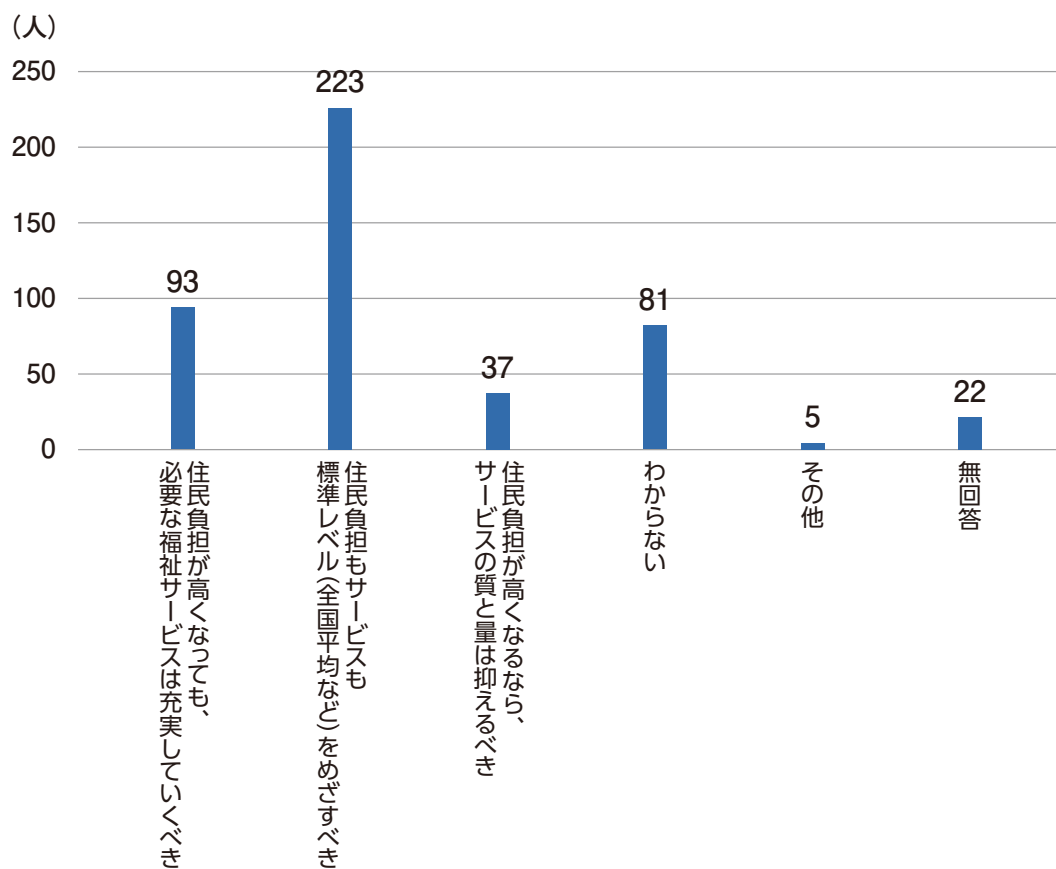


その他・・・自分や家庭の事が精一杯で今はできない、オンライン等でできるもの、自分で出来るものがわからない、高齢等でできない、忙しくて時間がない など

〈問23〉介護保険サービスや障がい福祉サービス、保育サービスなどは、税や介護保険料などを財源として運営されています。あなたは、こうした福祉サービスと住民負担のあり方について、どのようにお考えですか。(○はひとつ)

(人)

住民負担が高くなっても、必要な福祉サービスは充実していくべき	93
住民負担もサービスも標準レベル(全国平均など)をめざすべき	223
住民負担が高くなるなら、サービスの質と量は抑えるべき	37
わからない	81
その他	5
無回答	22



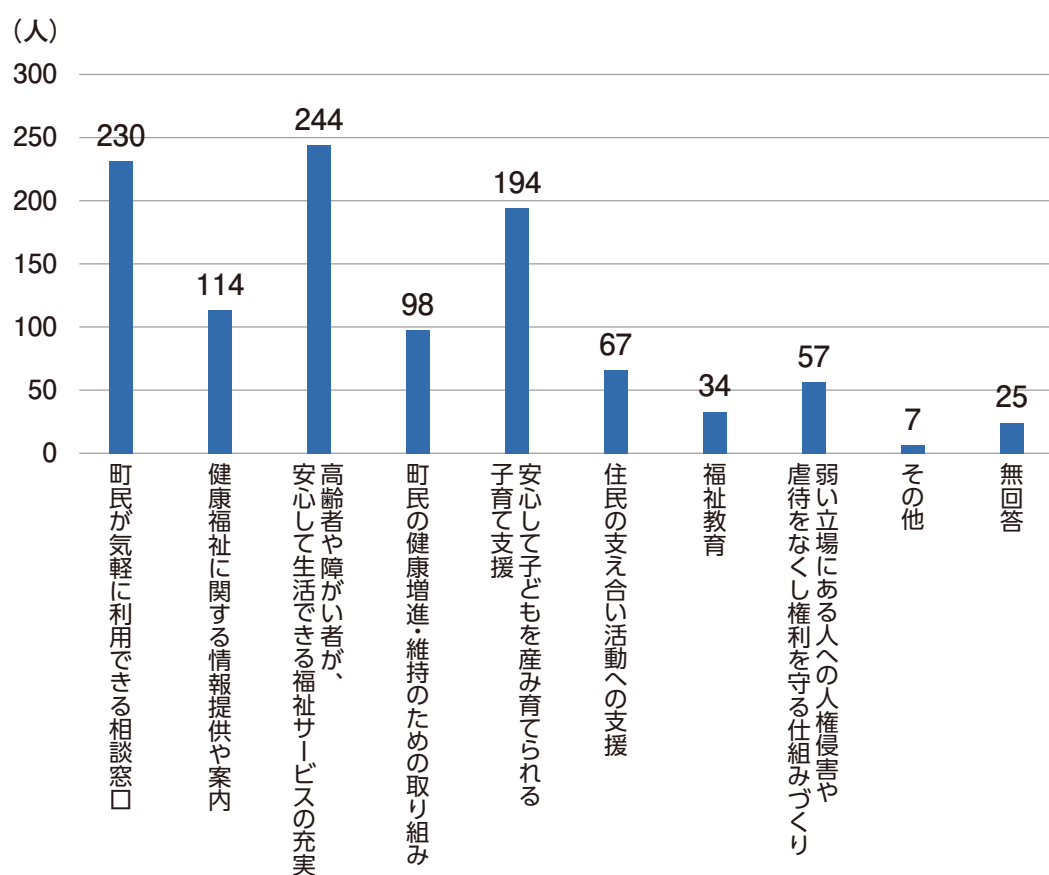
その他・・・

- 個人の財産というか収入のある人と、無い人の負担はちがってくる、サービスの内容は同じでも個人負担は違ってくる
- 町職員の意識の低さ、琴平町の基幹産業を充実させ、税収の増収、それに携わる人々の増収を図る
税の増収を図りながら住民負担を軽減し、その質の向上を計る
- 若い世代に負担がかかるので、別の問題に注力すべき
- 必要なサービスは維持した上で住民負担が高くない工夫した取組を
- 町財政がそもそも不安 など

〈問24〉 今後、琴平町が福祉のまちづくりを充実していくうえで取り組むべき施策として、
どれを優先して充実すべきだと思いますか。(3つまで○)

(人)

町民が気軽に利用できる相談窓口	230
健康福祉に関する情報提供や案内	114
高齢者や障がい者が、安心して生活できる福祉サービスの充実	244
町民の健康増進・維持のための取り組み	98
安心して子どもを産み育てられる子育て支援	194
住民の支え合い活動への支援	67
福祉教育	34
弱い立場にある人への人権侵害や虐待をなくし権利を守る仕組みづくり	57
その他	7
無回答	25



その他・・・小学校の統合、観光に金を使わない など

〈問25〉最後に、福祉サービスや地域での支え合いに関するご意見やご要望がありましたら、自由にご記入ください。

【原文のまま】

- 若い人達が話し相手に成ってくれるのはいい、老人も元気が出る。温泉や食事に連れて行ってほしい。
- 災害時自治会加入者は時々避難訓練をしています、加入している低所得者の方や一人暮らしの高齢者の方は、避難訓練には参加できていません。取り残されやすい環境の住民も、こういった避難ルートが必要かわかりやすい避難計画書があれば安心できると思います。(個別避難計画書) ※一人も取り残されない琴平町→安心して暮らせる町づくり、人口は少ない小さな町だからこそできるかなとも思います。
- 私は結婚を機に琴平町に住みはじめました。子供が小学校の行事(たしか100周年記念)に参加した時、女性部の方たちが、生徒・保護者にお弁当を作ってくれ、とても感動した事を今でも思い出します。その時素晴らしい町、ずっとここで生活していきたいと思いました。これからも、地域での支え合いがある住みよい町になって欲しいと思っています。
- 他の人の生活に大きく踏み込むまではなくても、だい体見当がつくくらいの風通しがあたらいいかな。あいさつは大切 言葉に出せなくても、ちょっと会釈するとか、琴平はあいさつが良いねーって言われる様になればいいネ!!
- 空き家問題の解決に何らかの手を差しのべられないか、アイデア、手順等を含めて実施して欲しい。
- なかなか相談することができない高齢者やその高齢者と一緒に生活している家族の介護疲れのケアサポートをするまちづくりをしてほしい。
- 人が自分らしくいられる地域であってほしいと思う。高齢者が多いので福祉にもう少し力を入れて孤独にならない様にしたい。
- 子育て支援施設が少ない。支援センターを利用しやすいものにしてほしい。学童の質の向上、こびら子ども塾の回数を増やしてほしい(外部からの講師をもっと呼んでほしい)
- 情報提供や案内・取組み活動の更なる充実
- 明るい役場になって下さい。態度、雰囲気含め。
- 近隣地域と比較して子供に対しての政策立案、実施等が遅い。このままでは人口流出も続いて町にとってよいことはない。早急に小学校統合等の施策を進めていく必要がある。
- 琴平町は他の市町村に比べさまざまな分野での補助金制度が非常に充実していると思う。住民の立場上、非常に助かっている為、今後も続けて欲しい。(充実しているので住みやすいし、琴平にずっと住みたいと思う。)ありがとうございます。
- 近くに、手軽に買物が出来るマーケットがあればいいと思う。(車利用しなくなった際に)
- 介護保険料が高い、健康なシニアにメリットがない。高松市のように、琴電の運賃を半額にして欲しい。そうすると、もっと琴電を利用して行動できる。
- 木陰とベンチのある散歩コースの設置。一時、琴平マルナカ店の中のベンチが高齢者の溜まり場になっていました。ベンチで寛いでコミュニケーションが取れる機会が増えると安心した生活につながると思います。コンピー君のマークを付ける等楽しいベンチにする。
- 第2次地域福祉計画を拝見すると、この内容は社会福祉協議会の成果、計画であり琴平町福祉課の成果、計画が読み取れません。三豊市では行政の計画があり、それを受けて社協の計画が別にあります。まんのう町、丸亀市、善通寺市では、地域福祉計画の中で、行政と社協の役割が明確に

なっています。琴平町も琴平町第3次地域福祉計画では琴平町福祉課の成果、役割と社協の成果、役割を明確にして作成して下さい。今回のアンケートでは、ボランティアの活性化や地域の支え合いの強化をうたっていますが、福祉課の中にこれを進める担当者が見当たりません。ボランティアは行政と連携があって、成果が出るものです。これを進める部署をハッキリさせて下さい。

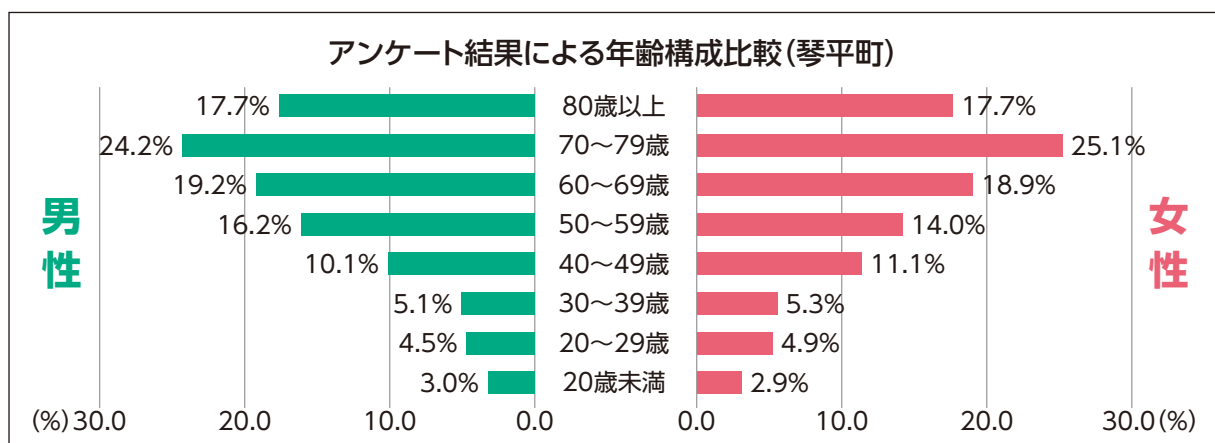
- 仲多度南部消防署のパワハラがとまらない様だが、どうなっているのか、不安が大きい
- 住民が増える町にして下さい。(納税できる人) そうすれば、福祉サービスに目が向く様になると思います。老人のみでは無理です。
- 小松町～さや橋にかけてのうら路地に魅力のあるお店があれば観光客も表参道だけでなく散策できると思う。老人が休憩し、話ができる緑のある休み場が町の中に増えればよい。買物難民をすくすよう、乗物がただで利用できること、出前サービス、金倉川のウォーターフロント水辺の散策計画。
- 明るく相談しやすい綺麗な役場を作してほしい。若者が参加したくなるイベントを考えてほしい。観光も良いが、新しいお店などを誘致してほしい。図書館や小さい子供が遊べる公園を作してほしい。子供や高齢者が学べるカルチャースクールを作してほしい。こういうアンケートをネットで送れるようにしてほしい。
- 困っていても声をあげられない人がたくさんいます。まわりに迷惑をかけられないと思っている人もいます。その方々が声をあげその声をきいてくれるよう願います。
- 図書館をつくる。下水道の設備を充実させる。
- 福祉サービス向上をめざす事は、いいことですが、すべてボランティアというわけにはいきません。できるだけ税金からお金を使わない様にするには、町民からの税金でまかなうという事をへらす事。一番に町議をへらし、その次、職員をへらす。8000人たらずの町で両者多すぎ。片岡君よく考えて下さい。
- 福祉のサービスも、いろんな面で充実していいです。今、私は高齢なので若い世代がこの町に住んで良かったなあと考える町づくりを今後も考えていく事が、課題かな?と思います。期待しています。
- 子供が遊ぶ場所が近くにない。学校も入れないしどうしていいものか?
- 琴平町が自治会にはいることを推進し、自治会単位で子供の見守りや老人のお手伝いをできるようにしたら良いと思うが、現在自治会にはいるより、やめていく方が多い。私も子供の見守りや王通のあぶないところなどを伝えるところが欲しいので、役場にそういう窓口(なんでも課みたいな)をつくってもらい、町民みんなが、ボランティアとして動けるようにしていったらよいと思う。
- 困った時、気になる事は近所の方と話して、手伝ってもらったり解決できるような情報をもらったりしています。隣近所の人々と顔をあわせて話が出来る機会(地域の清掃、花見など)を増やして、顔見知り、会話できる仲になることが大切だと思います。そういう機会を町として考え企画して欲しいと思います。
- ボランティアの力に頼るだけでなく、税金をしっかりと福祉、教育サービスへ充てて頂きたいです。町中心部と郊外でサービスの不平等さを許える声も耳にします。町内で差別のない福祉、教育を望みます。
- 幅広い人へのアンケートなので、他の人の意見を聞きたい。調査結果は知らせて頂けるのか。(広報などで)
- 学童保育の充実を望みます。
- 福祉サービスとは、必要な福祉サービスで充実していくこと。もし何かあったら相手の相談に乗って欲しい。高齢者が安心して生活できる所です。通院や買い物などの手伝い、私はヘルパーさんと月1回買い物で欲しいものを買ったりしています。お金の計算を手伝ってくれています。福祉関係を知りたいです。
- 子どもを育てやすい環境づくり、遊び場などがほしい。老人ホームをもっと増やしてほしい。選択肢がほしい。

- 小学校やこども園の統合、小学校1校にこども園1園に早く統合すべき。又、残った校舎などは有効活用してほしい。
- 福祉のまちづくりは、いい事ですが、その前に住民が集まる施設のトイレ等老人が使用しやすくしてほしい、どこもトイレは使用しにくい。
- また無料バスを走らせて欲しい。
- 福祉サービスや地域での支え合いとは別になるが、単身の若者(特に女性)が住みやすい環境(雇用・住まい・生活)を作ってほしい。そこから人口減少問題の取りかかりができると思う。
- 若い世帯(人口)と税収(予算)を増やす仕組み(政策)も並行して取り組みしてもらえたら。
- 今弁護士相談は、して下さっておりますが、困った時いつでも相談出来る場所、尚、人目につかない部屋、場所、相談した事が外へもれない人に出来ればお願いしたい。
- まずは、役場の修理をした方が良いのでは?古いしボロいのできれいにしたら利用しやすいのかも。明りも暗いし・・・。
- スポーツジム ヴィスポの施設やプログラムは高齢者を含め人々の健康維持(精神面・身体面ともに)に大変役立っています。この素晴らしい施設とプログラムをこの先も人々に提供して欲しいと心からお願いします。(月5千円前後のサブスク料金でこの施設、お風呂も素晴らしい)とプログラムが利用できることを町民をはじめ中讃・西讃の人々にもっとPRして欲しいものです。特に「ボディパンプ」のプログラムは筋力維持(フレイル予防に)に最高です。→充実して欲しい。
- 琴平町ではありませんが、他の市で保育士として働いています。琴平町は子育て(出産含め)支援が行き届いてないなど感じる事が多々あります。琴平町のことは大好きで、ずっと住み続けられるといいなと思っているので、子育て支援がもっと充実すると嬉しいなと思います。
- 町を支える住民の負担が高くなりすぎることは、結局の所、住民が苦しくなってしまう、本末転倒になってしまう。(問23) 自由意見:そのためある程度(困らない程度)は、住民が負担するとして、財源の支援を行うのは、国であると考え。つまり所国からの助成金を増やしてもらうよう要求することが必要だと思う。地域、町の再建には必ず人の手が必要で、特に生産年齢人口の増加が不可欠であろう。そのためには、子どもを産みやすく、育てやすい環境を整備することが第一の課題ではないでしょうか。そのためには、財源の確保が必要で琴平町のみならず、国からの支援なしでは、成し遂げることができないと思うので、ぜひ国への働きかけを行ってほしい所存です。PSいつもありがとうございます。琴平町のために、できる限り協力していきたいと思います。
- 住民の1人1人が安心して老後生活になった時、日頃から近所付き合いするべきで、老後生活になっても楽しく参加出来るような取り込みを町ごとに作り上げたら良いのでは・・・
- まず、自分の健康に気をつけて、地域での支え合いが出来る様にする。
- 最近特に人と人とのつながりがうすくなっていると思います。部落(自治会)等でも強く感じます。若い人達の中にも自分中心に物事を考える傾向があり、他人への思いやりが欠如しているように思います。その原因が何なのか考えることが多い日々です。
- 高齢者、大人向けのリハビリ、筋トレ公園(体力UP) 高齢者の方でも働きたい方もいると思うので、働きたい時だけ働けるシステム 通学路にお遍路さん休憩小屋チェアーがあれば、子供の見守りがてら、高齢者一人暮らしのコミュニケーション場になる様な気がします。
- 明らかな子供の減少で琴平町の衰退は避けられないのでは。若い人が残る、新しく入ってくる、何か魅力が発信できるのでは。

- 非営利のボランティアは無給だけでなく、有給も含め回答しました。・福祉サービスでは利用者だけでなく、そこで働く介護者、労働者の意見、環境、対偶も大切だと考えます。・現状では財源の問題を中心に課題が多いかと思いますが、福祉サービスが充実すると暮らしやすくなると思っています。
- 3月に東京から実家に帰ってきました。東京で3.11の地震を経験しました。香川の方は地震に対する防災意識が低いように思います。地震の時、誰に声をかけてどこに避難するか、すでに避難している家は「避難済み」の紙をはるなど、もっと細かい手順を住民で共有することが大切だと思います。
- 琴平町は昔から隣近所とは仲が悪いのをよく耳にするので、支え合い助け合いはむづかしいと思う。要請があれば、サポート隊（登録者）が手伝いに行き、時間単位で本人がお金を支払うのが一番効果的だと思う（ウィンウインの関係づくり）
- ①地域を支える人材の育成が必須 24年続いた地域のコミュニティを運営する事が難しいという理由で平気で壊す人達が居る。私の経験を云いますと、一線を退職して地域の為にお返しをしたいと考えから、社協へ出入りをさせてもらい福祉関係に無知だった私は勉強しました。人材育成の大切さを感じます。②買物号のボランティアを始めて、---私が1番良かったと思う事は利用している人々から「後期高齢者になりこんなに皆様と笑顔で買物が楽しめるとは思わなかった。どこへでも買物につれていって呉れて買物号運行の日が待ち遠しい。又年間30回程買物のついでに季節の花見に連れていって呉れ本当に幸せですとの事又利用者の健康にも大いに寄よしている様でドライブで気が晴れ、不整脈が治ったと云う人、最初青い顔をして無口だった人が顔色が良くなり元気を毎日が過ごせる等」感謝の言葉を頂きました。一度利用者にアンケートなどを徴収したら良いと思います。
- いずれか、南海トラフ地震の時に自助・共助が大切である。
- 生きて行くうえでの安心感が必要と思う。結婚して、子育てが安心して出来る環境作りが大切だと思う。年寄りばかりの集まりの中で福祉では無理?が多い。若者が住める町をめざす。
- 琴平の老人の多くが、口は出すが、自分では全く動かない。現在の自治会が何かの役にたっているとは思えない。自治会長の研修旅行は不要。ビール工場で何を学ぶのか?
- 町のためか、他の市町が実施している給食費無料や、生活費高騰による支援金等は無く(給食費の方は実は知らない)、他の市町がうらやましく感じる事もある。コロナの影響もあり子どもの数はすごく減っている。建物のたてかえ等問題もたくさんある。高齢化も進んでいて高齢者福祉に力を入れるのも良いが、子どもの方にも力を入れないと、財源は増えないと思う。
- 琴平町の治安はかなり悪いです。琴平町620内も家(おみやげ店)の女性が店の駐車場に野良猫にえさをあげています。時間帯は、毎朝6時から6時30分ごろまでの間です。のら猫の数は3頭から5頭です。女性自身の軽自動車の車の下にえさをあげています。不妊去勢手術をしていないと思います。琴平町は条例を作った方が良いと思います。違反者の名前は新聞等にのせた方が良いです。
- 水利組合に水路に鉄板を敷設したいとお願いしたのですが、たった1人の反対で敷設できませんでした。地域の支え合いも大切ですが、難しい人が許可をだすというシステムはおかしい、支え合い以前の問題です。土木課は、相談にものってくれませんでした。
- 配食サービス等(調理)、食改の人が当番で行っていますが、町全体が助け合うのであれば自治会単位で当番を決めて出た方が良いと思う。ボランティアは町全体でないと、いけないと思う。集まる人を見ると同じ人ばかり、負担になっているのではと思います。
- 各自治体に福祉委員がおるが、どんな活動をしているのか不明。福祉委員が活動すべき事項を周知しては。

- 自治会に加入しないのは、会長が嫌いだから近所にも挙動不審者がいるが、別の地区(まんのう)なので相談できず、警察に云うしかない。毎日ややもやに生活しています。
- 毎日 年金だけでは通常の生活はなりたない。「パート収入」だけでも「年金」だけでも「年収の収支」を考えると「税金」が高いと思う。健康保険(国保)や介護保険等負担すべき税金保険が高いで、生活は苦しい。
- 地域のつながりが濃い、薄いが分かれていると思う。若い世代(子育て世代)が地域活動にもっと参加するようにしてほしい。自分がしたい活動だけをしている団体が多いように思う。クリーン作成なども高齢の方々が多く感じる。
- 高齢者が多い町なのに地域の支え合いなんてできるのでしょうか。そもそも支え合い活動とは何ですか?自分のことで精一杯な人は、手助けできないと思いますが…。福祉的な支援が本当に必要な人もたくさんいると思います。他人事だと思わず、もっと真剣に考えてほしい。
- 子育てに対する給付金など、子育てしやすい環境をつくること。
- Mobi の運行に対してネットが使えない人が利用したい人が多いと思う。もう少し利用しやすい様に改革してもいいのではないかと?役場への要望に対して良く動いてくれる方は決まった人で、要領のいい人は仕事に関して怠慢だと思う。この点が役場で働く魅力がなくなり、若い人たちがやる気をなくしていると思う。コトカの2万円ですが、せっかく良い事をしてくれるのに、もう少し町民に対して周知をいっぱいしたらいいと思う。
- 学童保育の延長(あずかっもらえる時間の延長)・琴平Mobi利用補助金・プレミアム商品券の利用できるお店の拡大、そもそも魅力的な店がない。
- 琴平町は子どもが少ないこともあり、子どもに関する福祉サービスが他の市町村より少ないと思います。子どもの一時あずかりや送迎の支援は他の市町村ではあたりまえ。
- 年齢が上がり、一人暮らしになって、自治会の世話が出来ないとやめる人が多いけれど、みんなで助け合いする者にも自治会はやめずに支え合いが出来たらいいと思う。
- 職員の知識が低い為、対応が悪くなり ●、結果が思わなくなる。残念である。
- 琴平町がどの方向に向いて進んでいるのか、全くわからない。もっと身近なことから始めては?
- そもそも税・保険料が福祉にどの程度、どの施設に使われているのか知らない人の方が多いと思う。評価のしようがない。(問23)
- どんなボランティアがあるのかを知らないです。そうか役場にききにいったらいいんや。
- ボランティアのチラシ、広告を見たことがない。
- 高齢者が増加し続ける中、福祉を充実させることが悪いとは思わないが、若年世代にもアピールできるものがないと、何十年後には人がいなくなるのではないかと思っている。高齢者の人口が多いのだから高齢者向けの意見が多数あってあたり前の調査になるのではないのですか。
- 若い人は隣近所の付き合いをしたがらないため、支え合う事が難しい。草が道路まではみ出し車にあたり困っている、家の人は見て見ぬふりをしている。
- 氏 民生委員とてもいい人で感心します。熱心な方ですね。
- コロナが出た時に町からお金を頂いた事感謝しています。本当にありがとう御座いました。生活するのにたすかりました。
- 隣の町だけ嘘をついて不当にお金を貰ったりしている人を知っているのに、琴平町では、そんなことが無いようにしてもらいたい。

- いつもお世話になっています。今後共宜しくお願い致します。80才です ちょっと元気そうな高齢者夫婦(のみの世帯)に思いやりをお願いします。
- 本人が施設入居中と親族が他地域の為、問18以降は回答できません。
- 散歩道であいさつをしたり、立ち話をする。ほんの少しの時間ですが、お互いの心が温まり、幸せを感じます。自然が与えてくれる恵みだと思います。
- 田舎ですけど、近所や家族もいい人ばかりなので、毎日おだやかに過ごしています。
- 長期に渡り親の介護があり、ボランティア活動を今の時点では考えにくい、地域の助け合い活動なども内容を知らない為、受けたことはなく、親続(親族?)の内で解決してきた、仕事を離れた際には、考えるべきかと思う。
- 今は自身の健康管理だけしています。楽しみにカラオケに行ったり山へ車で走ったり身体と相談しながらの毎日です。
- 現状の年齢、体調を含め25問に回答する事が出来ない項目があります。
- 今日まで福祉サービスや地域での支え合いについて考えてみた事はありませんでした。今後関心を持ってみよう。考えてみたいと思いました。
- このアンケートの趣旨がよくわからない。
- 自治会の会計がおかしいので参加をやめた。
- 明石市の良いところを参考にして下さい。
- 町行政、議会、町民が一体となり、明るい風通しの良い町づくりに期待します。
- まだ、人の手を必要とするまでの年ではないと考え、こういう問題について考えたことはありませんでした。そのため十分なお答えができず、申し訳ございません。
- いつもありがとうございます。今後も住みやすい町作りのためご尽力をお願いいたします。
- 高齢と体調不良のため、外出する機会も少なく、お答えが不十分であるとは思っておりますが、私としては、出来るかぎり皆様方のお手を煩わすことの無いようにと日々過ごしてはおります。先々お世話に成る事もあろうかと思いますが、よろしくお願い致します。
- 琴平町は特に高齢者も多いし、自分の周りでもお年寄りが気付かれないまま亡くなっていたという話も聞くから、そういうのが減ると良いと思う。自分の祖母もほぼ毎日家に行ったり、近所の人と交流があるとはいえ、高齢で足腰も悪くて1人暮らしだから心配。
- 足腰が弱くなり、しゃがんでの仕事がなくなった。風呂の掃除、ゴミを袋に入れる事等仕事がつらい。しかし、気楽に他人にたのめない。



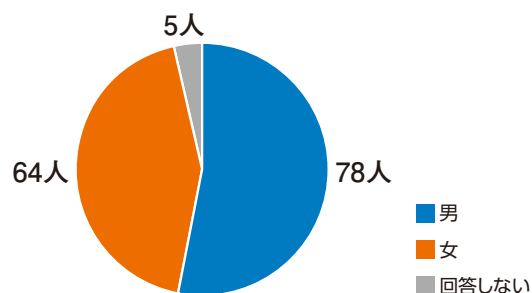
第3次地域福祉計画策定アンケート結果(中学生用)

調査対象	琴平中学校生徒全員 162名		
調査方法	中学校教諭による配布及び回収		
調査期間	令和5年10月		
回収結果	配布数	回収数	回収率
	162票	147票	90.7%

〈問1〉 あなたの性別はどれですか。

(人)

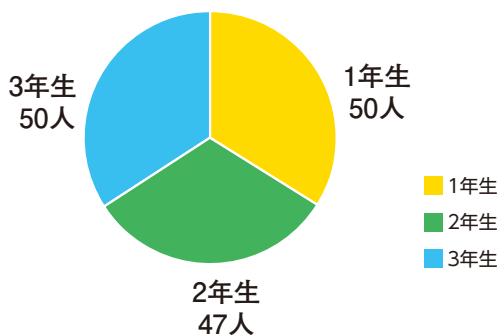
男	78
女	64
回答しない	5



〈問2〉 何年生ですか。

(人)

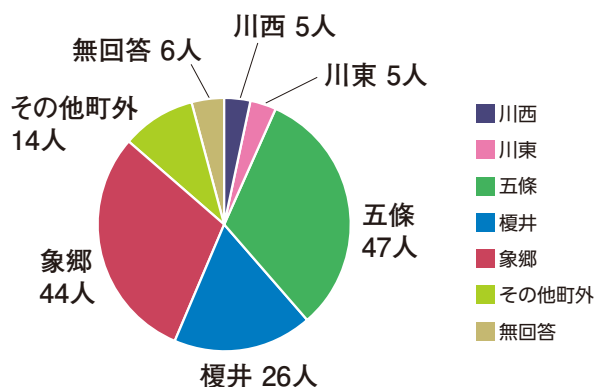
1年	50
2年	47
3年	50



〈問3〉 あなたが住んでいる地区はどこですか。

(人)

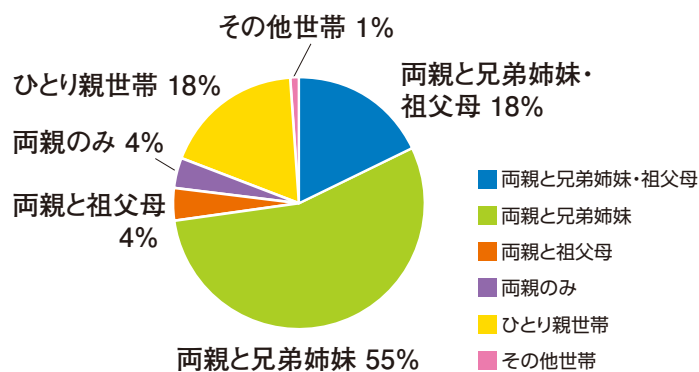
川西	5
川東	5
五條	47
榎井	26
象郷	44
その他町外	14
無回答	6



〈問4〉 あなたは、どなたと一緒に住んでいますか。

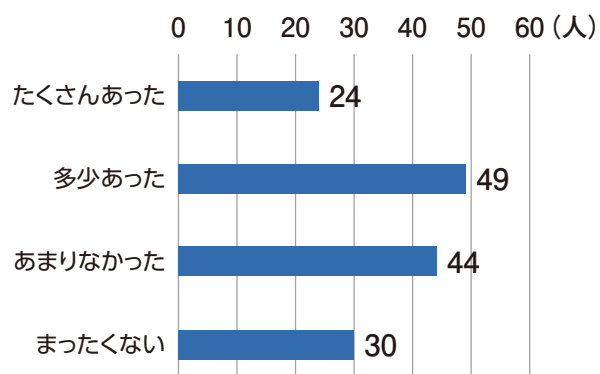
(%)

両親と兄弟姉妹・祖父母	18
両親と兄弟姉妹	55
両親と祖父母	4
両親のみ	4
ひとり親世帯	18
その他世帯	1



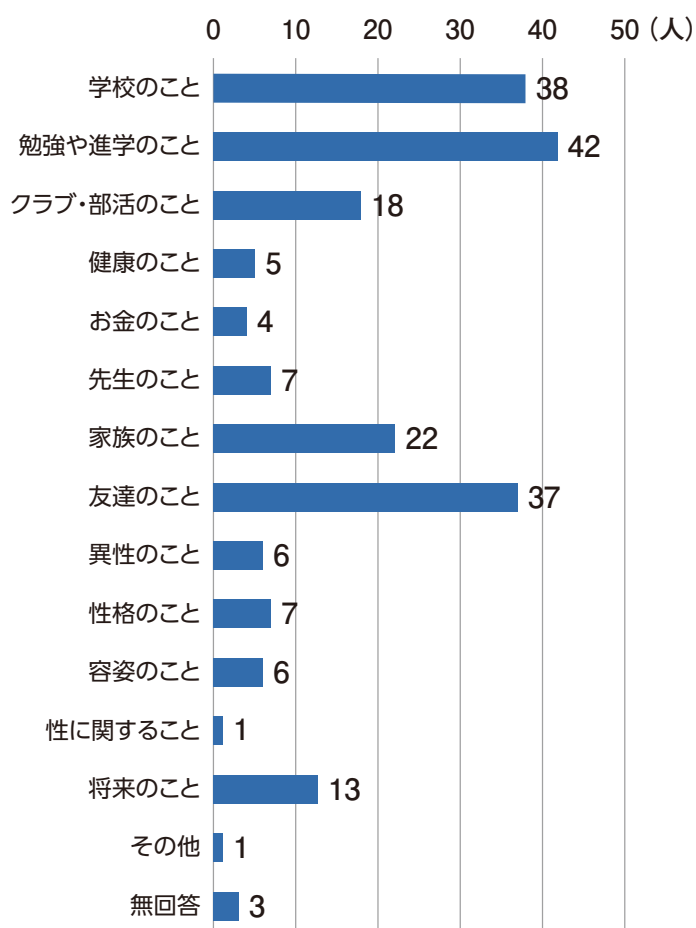
〈問5〉 あなたは、この6か月間に、不満や悩み、ストレスを感じることがありましたか。
(ひとつに○)

	(人)
たくさんあった	24
多少あった	49
あまりなかった	44
まったくない	30



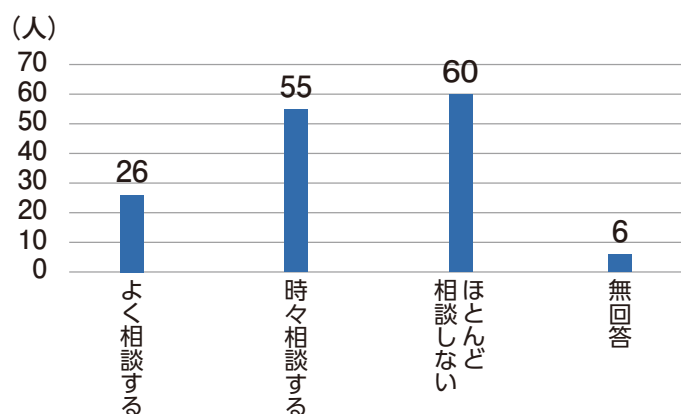
〈問6〉 問5で「たくさんあった」「多少あった」と答えた方にお伺いします。
その内容は、どのようなことですか。(あてはまるもの、すべてに○)

	(人)
学校のこと	38
勉強や進学のこと	42
クラブ・部活のこと	18
健康のこと	5
お金のこと	4
先生のこと	7
家族のこと	22
友達のこと	37
異性のこと	6
性格のこと	7
容姿のこと	6
性に関すること	1
将来のこと	13
その他	1
無回答	3



〈問7〉 あなたは悩みごとがあるとき、家族に相談しますか。(ひとつに○)

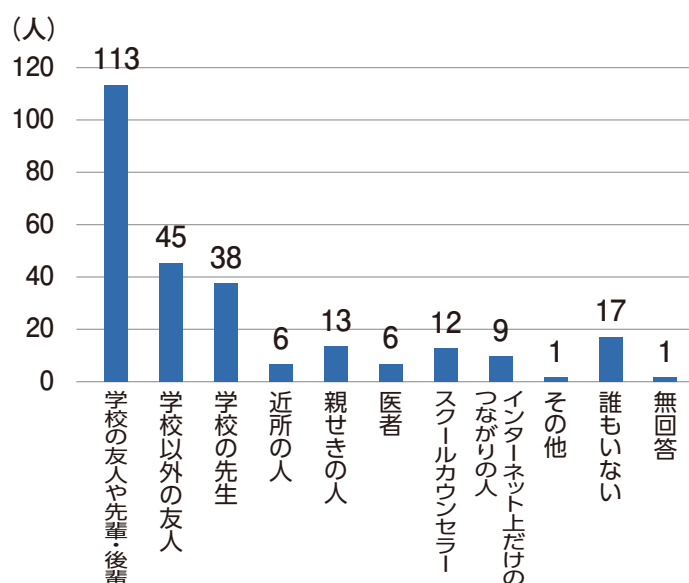
	(人)
よく相談する	26
時々相談する	55
ほとんど相談しない	60
無回答	6



ほとんど相談しない中には、「相談できない」と答えた生徒もいた。

〈問8〉 あなたには家族以外に相談できる人はいますか。(あてはまるもの、すべてに○)

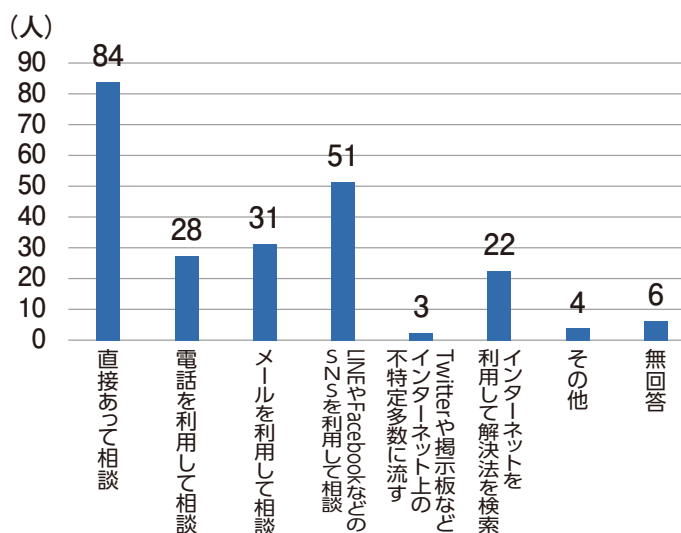
	(人)
学校の友人や先輩・後輩	113
学校以外の友人	45
学校の先生	38
近所の人	6
親せきの人	13
医者	6
スクールカウンセラー	12
インターネット上だけのつながりの人	9
その他	1
誰もいない	17
無回答	1



その他意見では、AIチャットを利用する意見があった。

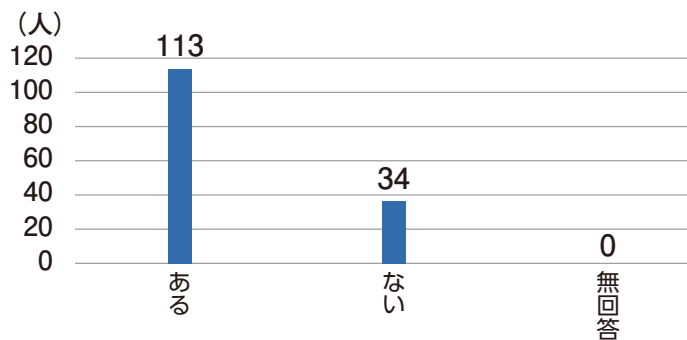
〈問9〉 あなたは、ストレスを感じた時に、以下のどの方法を使って悩みを相談したいと思いますか。(あてはまるもの、すべてに○)

	(人)
直接あつて相談	84
電話を利用して相談	28
メールを利用して相談	31
LINEやFacebookなどのSNSを利用して相談	51
Twitterや掲示板などインターネット上の不特定多数に流す	3
インターネットを利用して解決法を検索	22
その他	4
無回答	6



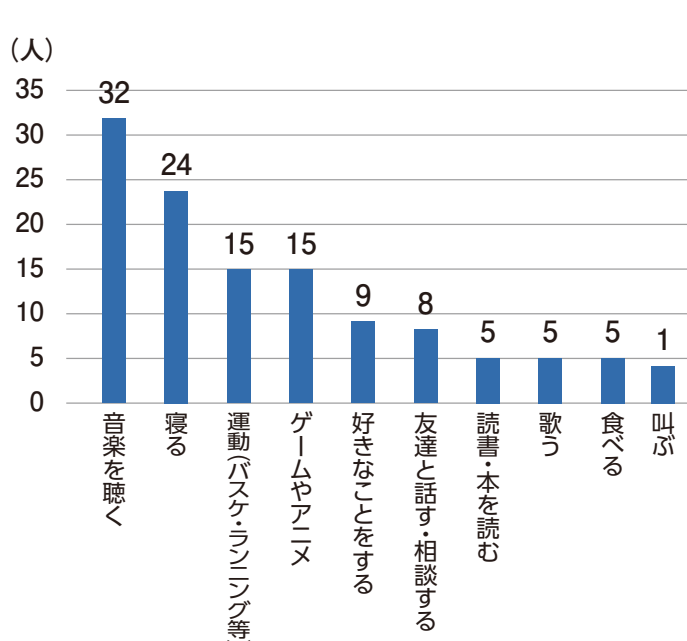
〈問10〉あなたは、自分なりのストレス解消法はありますか。(ひとつに○)

ある	113
ない	34
無回答	0



〈問11〉問10で「ある」と答えた方におうかがいします、自分なりのストレス解消法は何ですか。(自由記載)

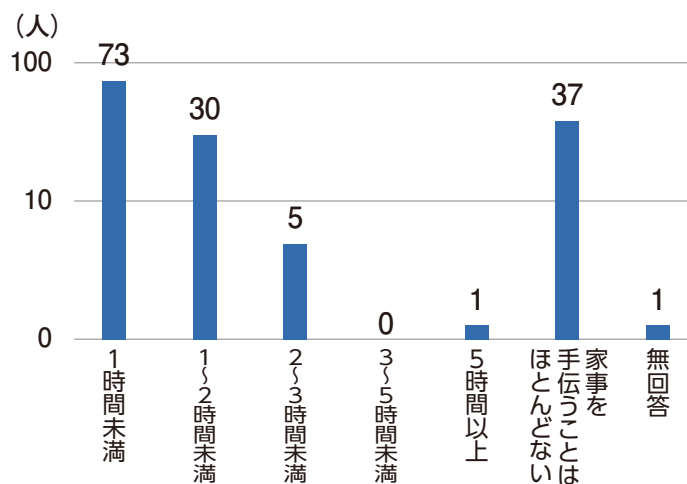
音楽を聴く	32
寝る	24
運動(バスケ・ランニング等)	15
ゲームやアニメ	15
好きなことをする	9
友達と話す・相談する	8
読書・本を読む	5
歌う	5
食べる	5
叫ぶ	4



〈問12〉あなたは、ふだん、1日に平均何時間ぐらい家事の手伝いをしていますか。

(ひとつに○) ※家事とは、食事のしたくや洗たく、掃除などのほか、兄弟、姉妹や祖父母の世話なども含まれます。

1時間未満	73
1～2時間未満	30
2～3時間未満	5
3～5時間未満	0
5時間以上	1
家事を手伝うことはほとんどない	37
無回答	1

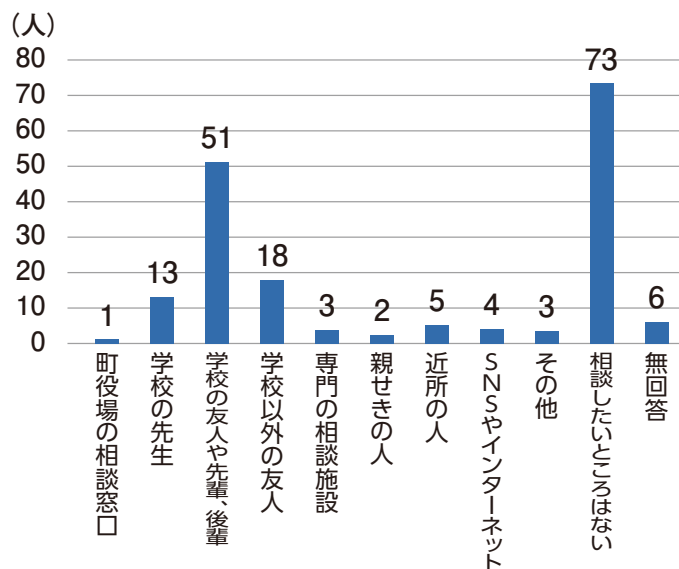


2時間以上3時間未満で家事を手伝っている人は、5世帯で、内訳として性別や家族形態に関係なく行っているが、5時間以上手伝っている場合は勉強等に支障がでる恐れがあり、ヤングケアラーの可能性も視野に、見守りや支援が必要であると考えられる。

また、ヤングケアラー問題の認知もないことから、本人の気づきも重要であるため、啓発等を行っていく必要がある。

〈問13〉あなたは、家事の手伝い等で時間に追われるなどで悩んだりした時、どこに相談
したいですか。(あてはまるもの、すべてに○)

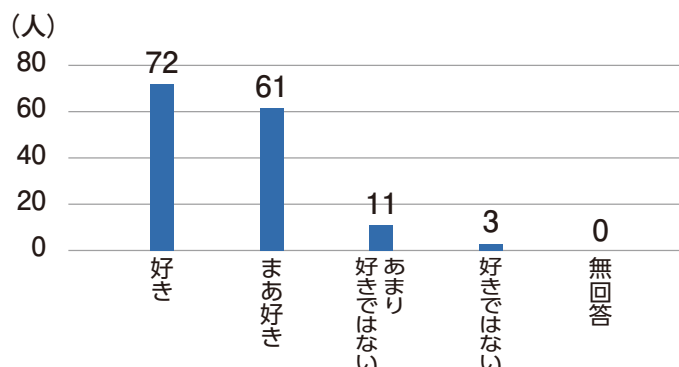
町役場の相談窓口	1
学校の先生	13
学校の友人や先輩、後輩	51
学校以外の友人	18
専門の相談施設	3
親せきの人	2
近所の人	5
SNSやインターネット	4
その他	3
相談したいところはない	73
無回答	6



その他意見では、「家族」「悩んでいない」「相談したくない」

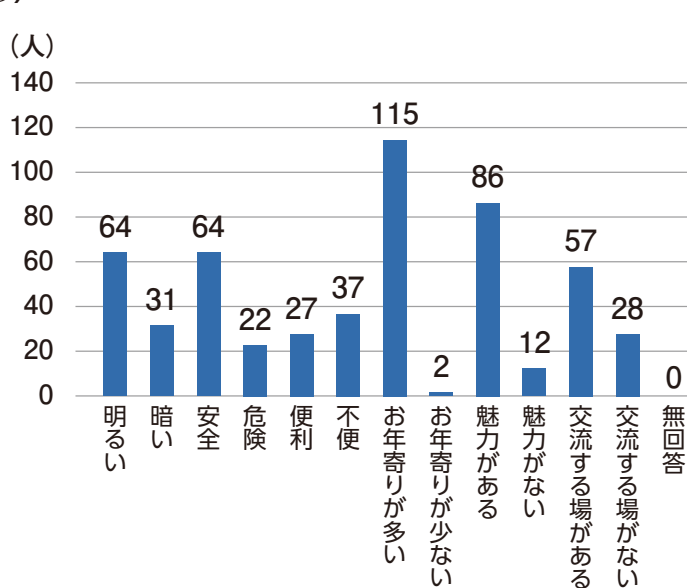
〈問14〉あなたは、琴平の町が好きですか。(ひとつに○)

好き	72
まあ好き	61
あまり好きではない	11
好きではない	3
無回答	0



〈問15〉今、あなたの住んでいる琴平町のイメージを教えてください。
(あてはまるもの、すべてに○)

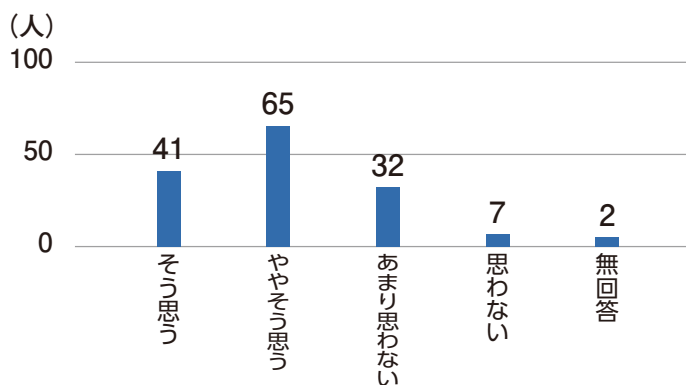
明るい	64
暗い	31
安全	64
危険	22
便利	27
不便	37
お年寄りが多い	115
お年寄りが少ない	2
魅力がある	86
魅力がない	12
交流する場がある	57
交流する場がない	28
無回答	0



〈問16〉 あなたは、住んでいる地域の活動に対して、以下のことをどう感じていますか。
(それぞれひとつに○)

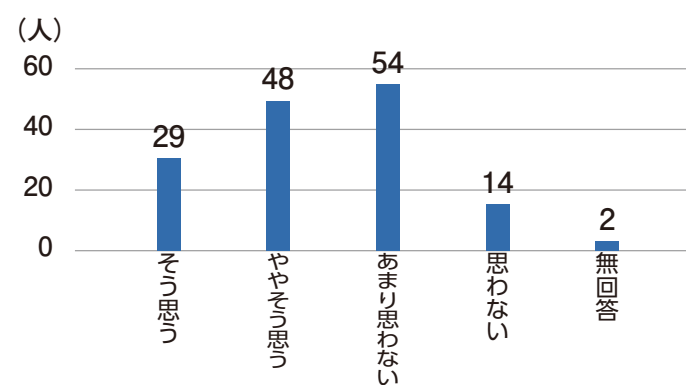
①自分の地域では、住民同士のつながりが強い

	(人)
そう思う	41
ややそう思う	65
あまり思わない	32
思わない	7
無回答	2



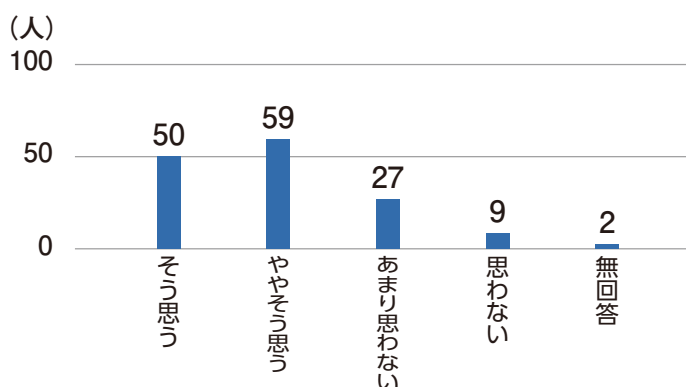
②自分の地域では、困っている人を助ける仕組みができている

	(人)
そう思う	29
ややそう思う	48
あまり思わない	54
思わない	14
無回答	2



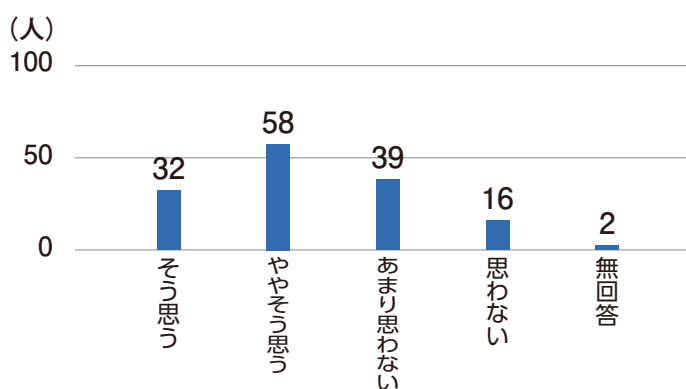
③自分の地域では、災害が起こってもみんなで助け合えると思う

	(人)
そう思う	50
ややそう思う	59
あまり思わない	27
思わない	9
無回答	2



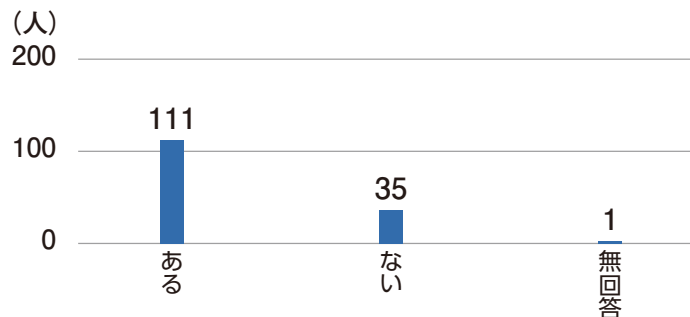
④自分の地域は、環境美化活動に熱心である

	(人)
そう思う	32
ややそう思う	58
あまり思わない	39
思わない	16
無回答	2



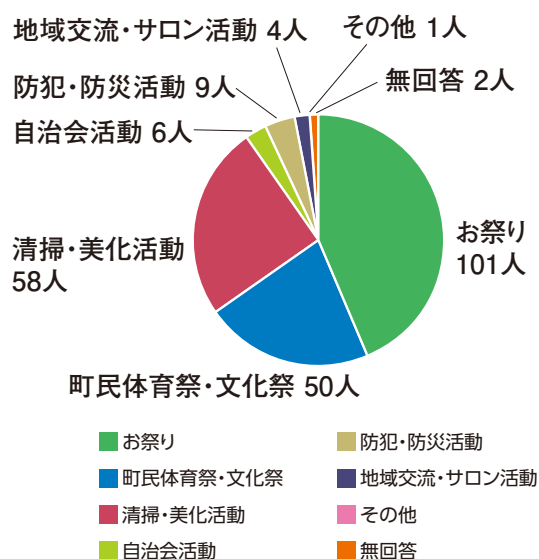
〈問17〉あなたは、地域で行われている行事や活動に参加したことはありますか。
(ひとつに○)

	(人)
ある	111
ない	35
無回答	1



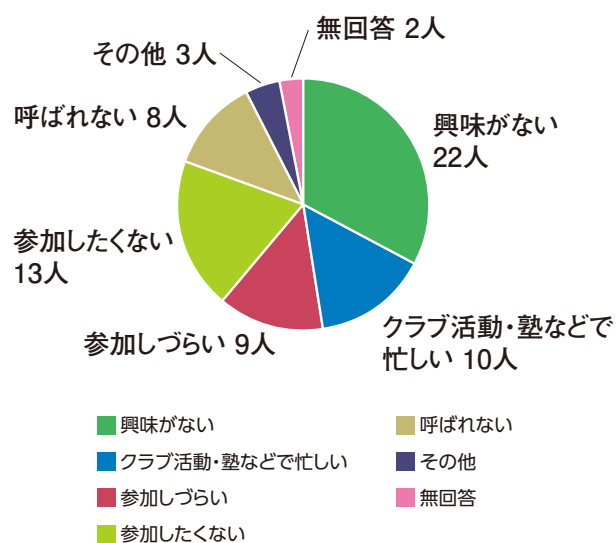
〈問18〉問17で「ある」と答えた方に、どんな行事や活動に参加したことがありますか。
(あてはまるもの、すべてに○)

	(人)
お祭り	101
町民体育祭・文化祭	50
清掃・美化活動	58
自治会活動	6
防犯・防災活動	9
地域交流・サロン活動	4
その他	1
無回答	2



〈問19〉問17で「ない」と答えた方に、行事や活動に参加したことがないのはなぜですか。
(あてはまるもの、すべてに○)

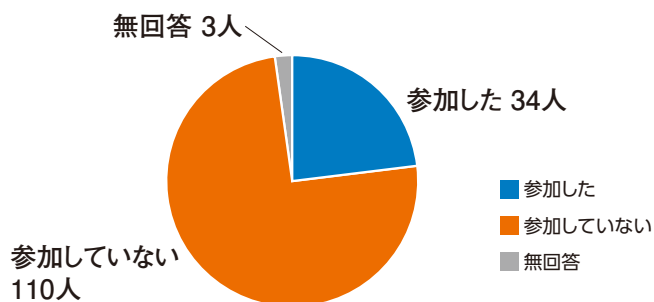
	(人)
興味がない	22
クラブ活動・塾などで忙しい	10
参加しづらい	9
参加したくない	13
呼ばれない	8
その他	3
無回答	2



その他意見では、「中止になった」「わからない」

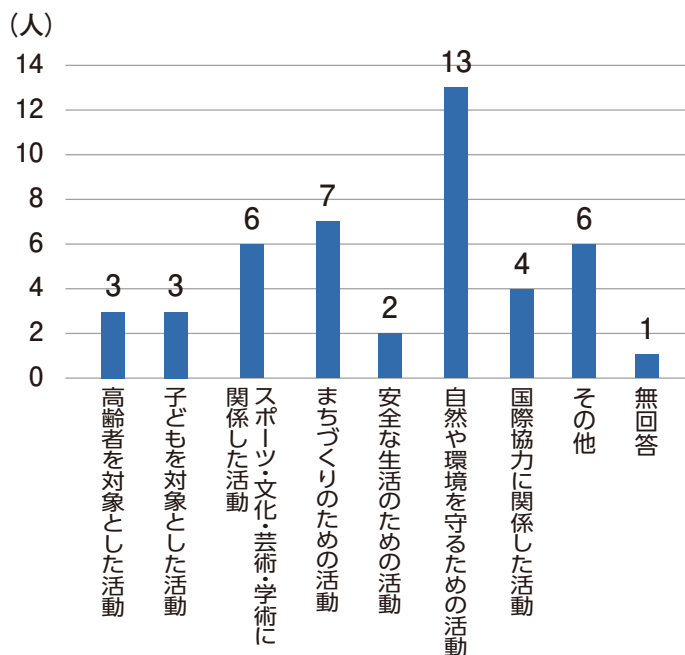
〈問20〉あなたは、この1年間に、何らかのボランティア活動に参加しましたか。
(どちらかに○)

	(人)
参加した	34
参加していない	110
無回答	3



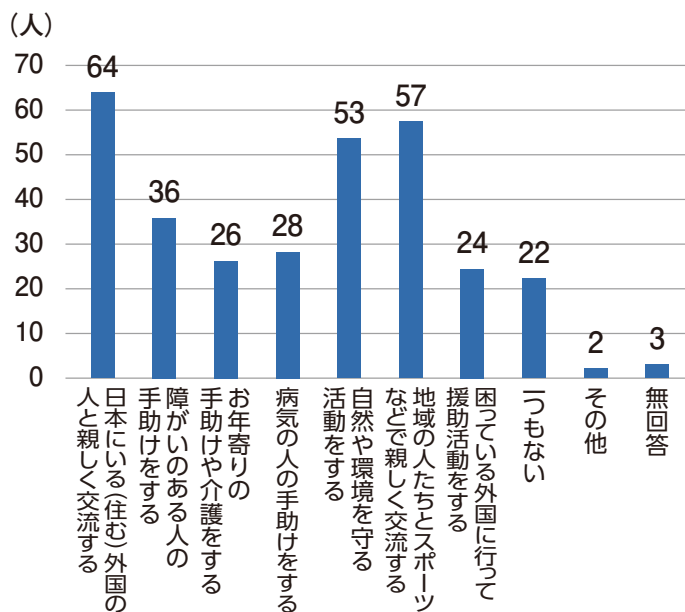
〈問21〉問20で「参加した」と答えた方に、どんな分野の活動に参加しましたか。
(あてはまるもの、すべてに○)

	(人)
高齢者を対象とした活動	3
子どもを対象とした活動	3
スポーツ・文化・芸術・学術に関する活動	6
まちづくりのための活動	7
安全な生活のための活動	2
自然や環境を守るための活動	13
国際協力に関する活動	4
その他	6
無回答	1

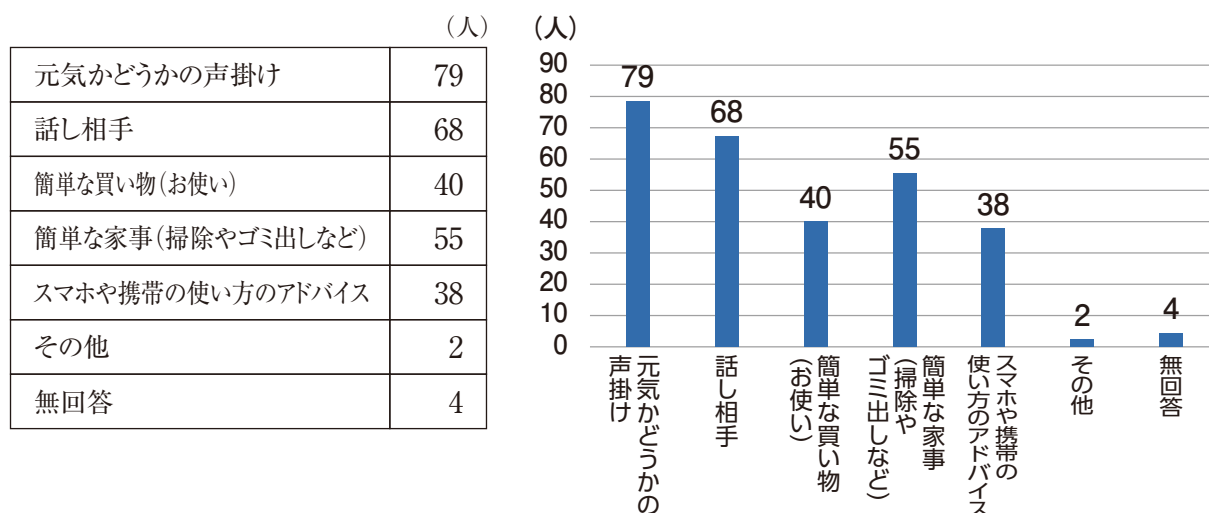


〈問22〉あなたは、次のような活動をやってみたいと思いますか。
(あてはまるもの、すべてに○)

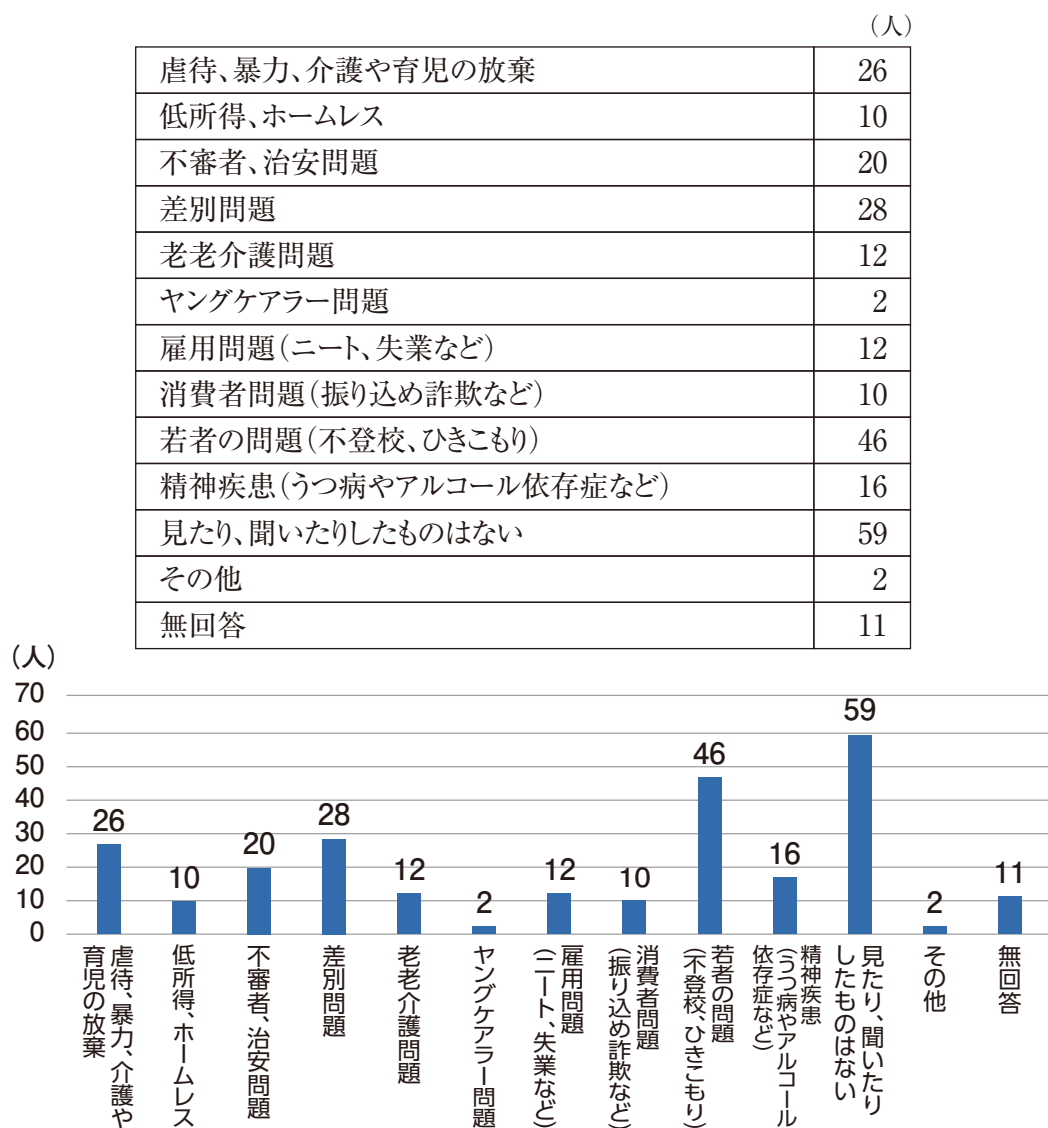
	(人)
日本にいる(住む)外国の人と親しく交流する	64
障がいのある人の手助けをする	36
お年寄りの手助けや介護をする	26
病気の人の手助けをする	28
自然や環境を守る活動をする	53
地域の人たちとスポーツなどで親しく交流する	57
困っている外国に行って援助活動をする	24
一つもない	22
その他	2
無回答	3



〈問23〉あなたが、手助けできると思う地域での支え合い活動は何ですか。
(あてはまるもの、すべてに○)

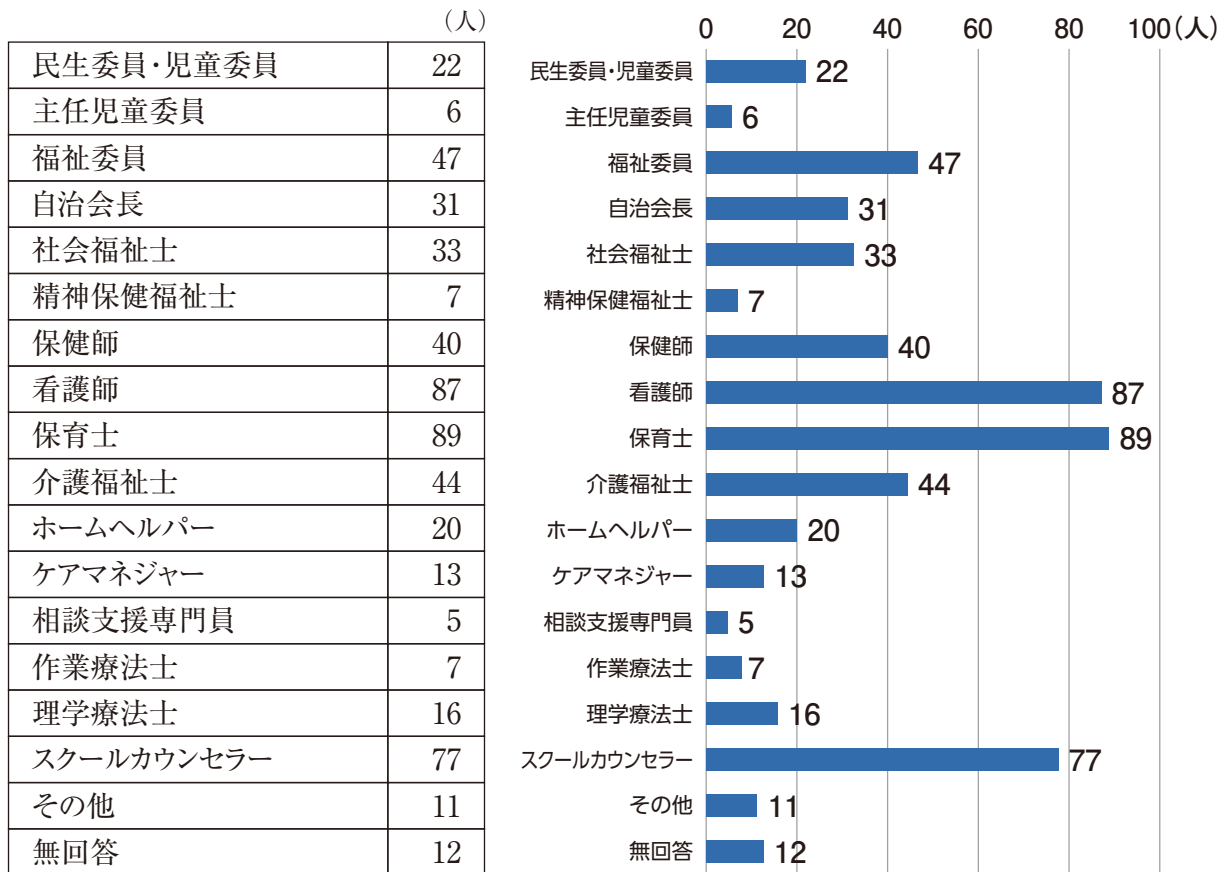


〈問24〉あなたは、下記のような福祉的な支援が必要と思われる課題について、住んでいる地域でこの1年間に見たり聞いたりしましたか。(あてはまるもの、すべてに○)



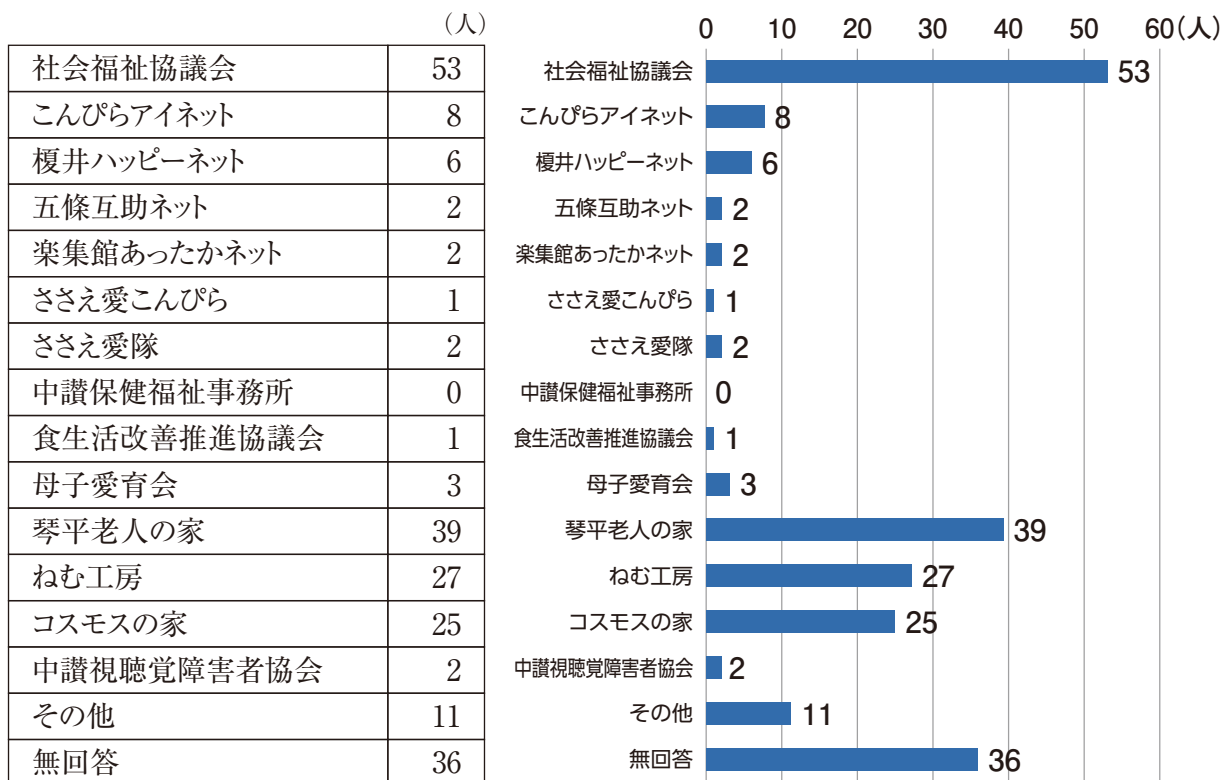
その他意見では、「知らない」「あると思うが分からない」

〈問25〉あなたは、福祉にかかわる地域の方や専門職を知っていますか。
(あてはまるもの、すべてに○)



その他意見では、「知らない」「分からない」など

〈問26〉あなたは、福祉にかかわる団体や事業所を知っていますか。(あてはまるもの、すべてに○)

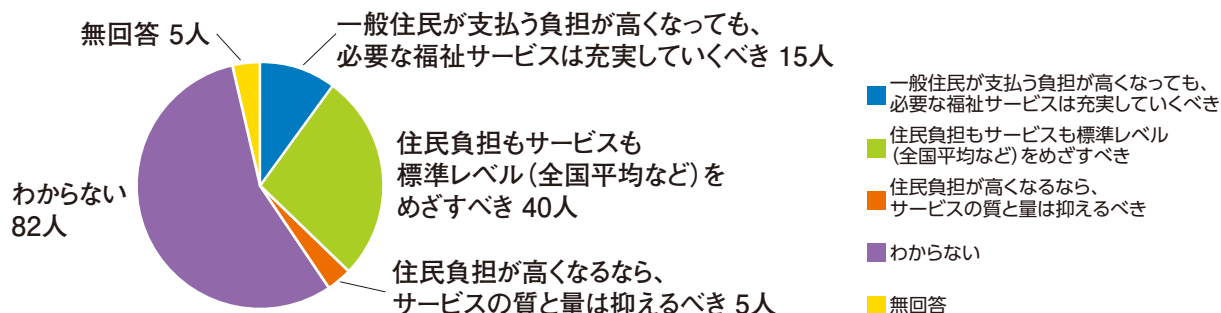


その他意見では、「知らない」「分からない」など

〈問27〉福祉サービスは、一般住民が支払う税や保険料を財源として、サービスが必要になった時に、かかる費用の1～3割程度の利用料を支払いながら利用するしくみです。あなたは、こうした福祉サービスと一般住民の負担のあり方について、どのように思いますか。

(人)

一般住民が支払う負担が高くなっても、必要な福祉サービスは充実していくべき	15
住民負担もサービスも標準レベル(全国平均など)をめざすべき	40
住民負担が高くなるなら、サービスの質と量は抑えるべき	5
わからない	82
無回答	5

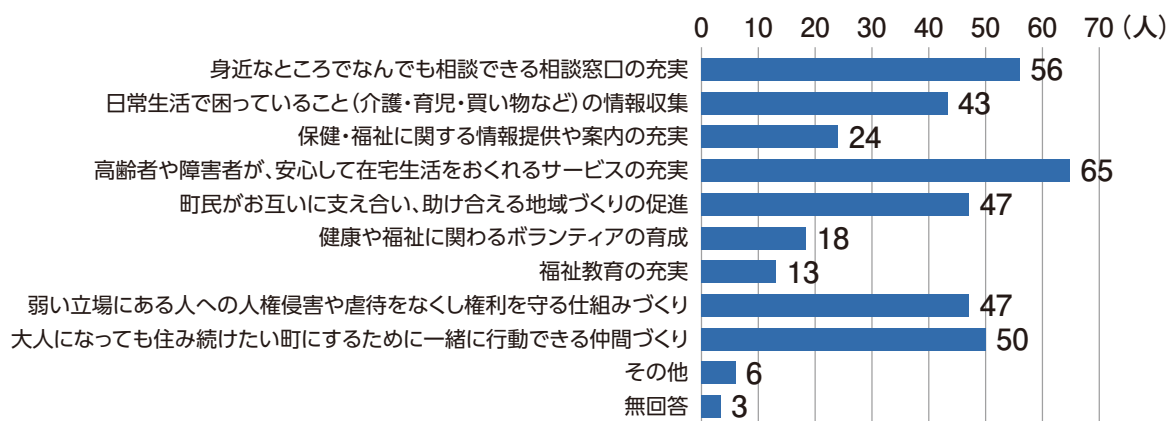


〈問28〉今後、琴平町が目指している「みんなできづき、つなぐ「地域共生社会」づくり」を充実していくために、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまで○)

(人)

身近なところでなんでも相談できる相談窓口の充実	56
日常生活で困っていること(介護・育児・買い物など)の情報収集	43
保健・福祉に関する情報提供や案内の充実	24
高齢者や障害者が、安心して在宅生活をおくれるサービスの充実	65
町民がお互いに支え合い、助け合える地域づくりの促進	47
健康や福祉に関わるボランティアの育成	18
福祉教育の充実	13
弱い立場にある人への人権侵害や虐待をなくし権利を守る仕組みづくり	47
大人になっても住み続けたい町にするために一緒に行動できる仲間づくり	50
その他	6
無回答	3

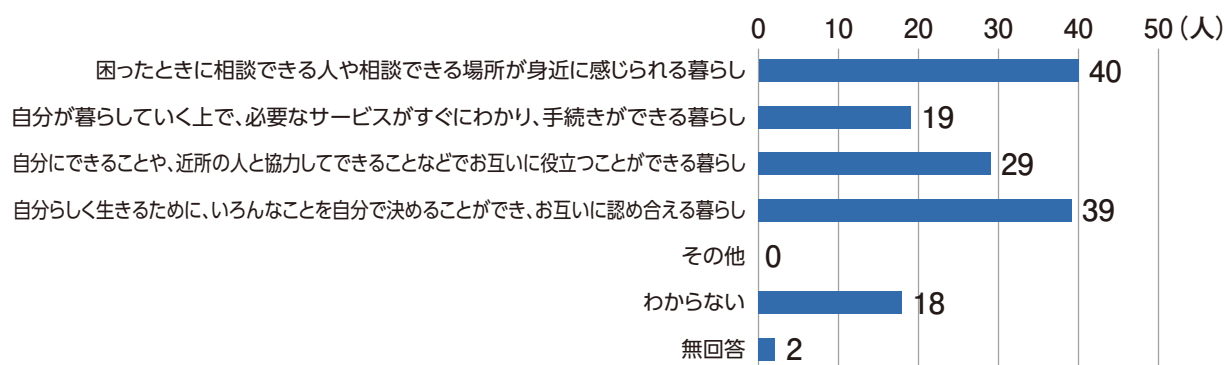
その他意見では、「川の清掃」「職場をふやす」「わからない」など



〈問29〉 琴平町でみんなが安心して過ごせる暮らしは、どのようなものだと思いますか。
あなたの考えに、一番近いものを選んでください。(ひとつに○)

(人)

困ったときに相談できる人や相談できる場所が身近に感じられる暮らし	40
自分が暮らしていく上で、必要なサービスがすぐにわかり、手続きができる暮らし	19
自分にできることや、近所の人と協力してできることなどお互いに役立つことができる暮らし	29
自分らしく生きるために、いろんなことを自分で決めることができ、お互いに認め合える暮らし	39
その他	0
わからない	18
無回答	2



〈問30〉 地域の福祉、支え合いについて、ご意見があればお書きください。

- わからない。
- 地域福祉支え合いがんばってください。気合いだ、気合いだ、気合いだ、気合いだ、気合いだ、気合いだ、気合いだ、気合いだ、気合いだ、気合いだ、琴平がんばれ、がんばれ、がんばれ。
- 思いつきませんでした。
- もっとレベル高くせえ!
- ※問18以降、その他欄に「分からない」のコメントあり。
- 自分的には地域の福祉の支え合いができていないと思ったので、自分から支え合っていけるようにしていきたいです。
- 琴平町は、人口がすくないうえに高齢者が多いから、高齢者を支えるための機能を作ったり、伝統を守るための受け継ぎ(引き継ぎ)を行う機会を作ったりする。
- 年齢関係なく、誰でもできる大会や遊びを開いてほしい。
- 大きな祭りが10月に集中しているので、何月と何月と何月のように分けて欲しいです。そうすると、よりその1回が貴重になって楽しめると考えます。
- 福祉とか、支え合いはできているし、イベントとかも楽しい。福祉じゃないけど川が汚い、琴平町は観光客がたくさん来るし、魅力もあるけど、川の草が生えすぎて芝生みたいになっていたり、油とかゴミが浮いているときがあるのが気になる。
- お年寄りの方や障がいのある人に優しく接していきたい。自分たちがもう少し福祉について興味を持ったほうがいい。